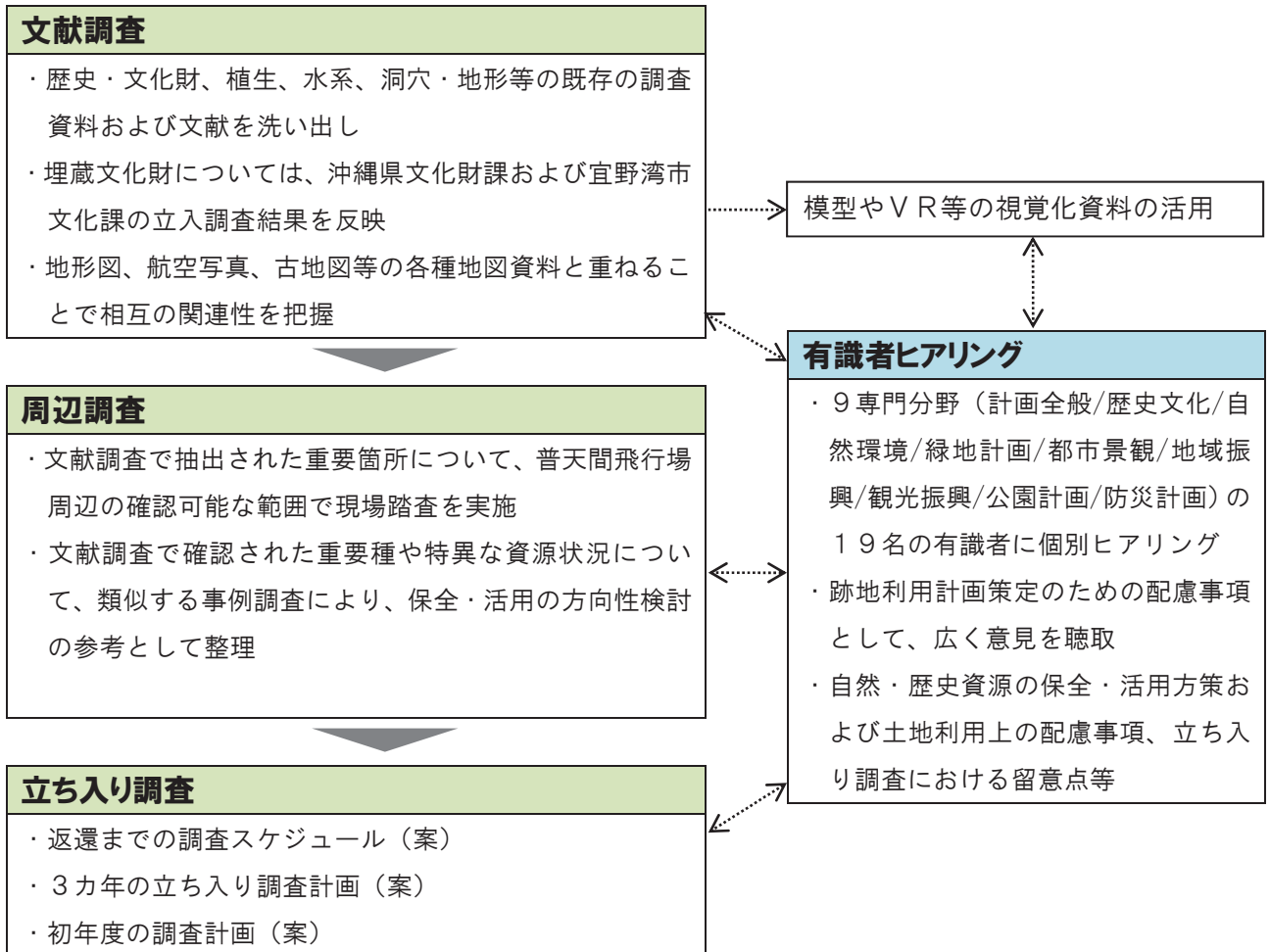


第 I 章 文献調査や現場踏査を踏まえた状況の把握

第 I 章 文献調査や現場踏査を踏まえた状況の把握

今年度は既往の文献や調査報告書等の文献調査、更には普天間飛行場周辺等の現場踏査を踏まえ、歴史文化および自然環境の調査を実施した。



計画内容の具体化に向けた取組みの方向性について

文献調査、現場踏査(基地周辺および立ち入り調査)から考慮される保全・活用すべき資源と跡地利用への活用

- ⇒ 緑と連携した重要文化財（神山古集落周辺等）や地下水脈の保全活用の方向
- ⇒ 土地利用及び都市基盤整備における配慮事項の抽出
- ⇒ 既存の歴史文化財・植生・地下水・地下空洞等の保全・活用に係る制度や事例の整理

1. 歴史・文化資源調査

(1) 調査の概要

1) 目的

主に近代沖縄、近世琉球にさかのぼる集落・政治・祭祀・信仰・教育・文化・社会・生活・経済・生産活動等に関連した、多様な歴史・文化資源として現存する遺跡、地形、緑地等を含む周辺景観の現況について把握し、跡地利用計画策定に活用する基礎情報を得ることを目的とする。

2) 事前調査・準備

宜野湾市文化課の文化財調査資料等の内容を事前に収集し、普天間飛行場内の重要遺跡の情報を抽出・整理した。更に、文化財保護係の担当者との協議・調整により、現地での確認状況の情報を把握した。

調査対象範囲は、宜野湾市が選別した重要遺跡から図上で位置、範囲、ルート等を把握し、重要遺跡の内容については、「重要遺跡保存整備基本構想作成業務〔Ⅱ〕報告書、平成24年3月、宜野湾市」から抽出した。

3) 調査方法

各資源の情報	調査項目	作業内容
選別された重要遺跡の状況把握	- 目視確認 - 地形図へのプロット - スケッチ（補足メモ） - 状況の記録、写真撮影	- 重要遺跡に至るルートの確認 - 重要遺跡の位置、範囲の把握 - 目視確認による現状の把握
周辺地区の地形、樹木、緑地帯等の景観資源の特性状況の把握		- 重要遺跡周辺地区の地形（盛土、切土） - 草地、湿地、雑種地、主な樹林の種類、形状 - 周辺地区の景観を構成する資源の抽出整理
利活用する景観形成の状況		- 古集落跡、並松街道跡等の範囲、規模、形状の景観把握 - 歴史・文化的資源として活用の可能性の把握 - 近景、中景、遠景から見た景観形成の把握 - 残された遺跡等の把握、景観形成に必要と思われる要素の抽出

4) 確認事項

各資源の情報	確認対象例
遺跡の保存状態	発掘調査等の文献資料による情報を付加して現状を把握する。
歴史・文化的な景観の構成状況	残存する遺跡の保存状態から想定する歴史・文化的な空間を把握する。
保全・活用の視点からの把握	保全・活用する遺跡として把握する場合の課題等を確認する。

5) 想定される状況と配慮事項

① 想定される状況

- ・ 想定される区域については、樹木、草木等で覆われ判別しにくい可能性が高い。
- ・ 古集落については、屋敷跡を構成する石垣、石柱、屋敷林跡等の状況を総合的に判断する必要がある。

②配慮事項

●沖縄の伝統的屋敷建築である基本形式を残す古集落の状況

- ・遺構が良好に保存されている屋敷跡もあることから、屋敷を区画する盛土、屋敷林、石垣等、様々な遺構の存在には十分配慮して現地を把握することに留意する。



古集落遠景



屋敷跡、母屋、台所、
アサギ(離れ家)



共同井戸

●地域住民との関わりが深い古湧泉

- ・現在でも字宜野湾郷友会により、年に一度、カーサレー（湧泉浚い）と拝みが行われている。郷友会では古湧泉の再生事業にも取り組んでいることから、調査に際して神聖な区域への配慮が必要となる。



遺跡の遠景 [1950 年代]



遺跡の近景 [古湧泉と石碑]



遺跡の近景 [1950 年代]

これまでの調査として、今年度は「行程計画」に基づく跡地利用計画策定に向けた初年度調査であり、机上調査と併せた概況把握による重要箇所、および跡地利用計画における配慮事項の抽出を主目的として、既往文献や関係者ヒアリング、普天間飛行場外の調査からの推定等で整理した。

(2) 宜野湾市の遺跡の把握

宜野湾市の遺跡の把握について、1) 宜野湾市の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）分布調査の経緯、2) 普天間飛行場内の遺跡分布調査の経緯において、概要を以下に整理する。

1) 宜野湾市の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）分布調査の経緯

- ・2014（平成 26）年 3 月現在、市内で確認された遺跡は 331 箇所、宜野湾市教育委員会が市内全域の「文化財悉皆分布調査」を開始した 1979（昭和 54）年時点は 21 箇所。
- ・埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲は、「三つの基本的な立場」に基づいている。
- ・一つ目は、“文化財保護行政の立場”から、二つ目は、“学問的な考古学の立場”から、三つ目は、“地域住民の立場”から。
- ・多和田真淳氏の考古学調査、沖縄県教育庁の遺跡分布調査から経緯を把握する。

「重要文化財保存整備基本構想作成業務」[Ⅱ]、平成 26 年 3 月、宜野湾市教育委員会より抜粋

平成 26 年 3 月現在、市内で確認された遺跡は 331 箇所を数える。宜野湾市教育委員会が市内全域の「文化財悉皆分布調査」を開始した昭和 54 年時点の 21 箇所を優に超える遺跡数である。以下に、市内の遺跡分布調査の経緯を概観するが、遺跡数の変移には“埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲”について、以下の「三つの基本的な立場」が“時代の趨勢や社会の変化”に応じて連動しながら推移することが知られる。

一つ目は、“文化財保護行政の立場”から、“埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲”である骨角器時代（旧石器時代）・沖縄貝塚時代・グスク時代（古琉球）・近世琉球・近代沖縄・戦後沖縄の“時代の範囲”や、集落・生産・埋葬・祭祀・都市・城郭等の“遺跡の種類”などが“時代の趨勢や社会の変化”に応じて適宜・合理的に見直されることである。

二つ目は、“学問的な考古学の立場”から、遺跡を構成する主要な要素である土地に刻まれた住居・墓・田畑などの不動産的な人間活動の痕跡である“遺構”と、土器や石器等の生活用具などの動産的な人間活動の所産である“遺物”の有無を確認するための「市内各地域の遺跡分布調査の進捗状況」である。

三つ目は、“地域住民の立場”から、周知の埋蔵文化財包蔵地とされる「伝説、口伝[中略]によって、その地域社会において知られている土地」について、“地域の歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできない歴史・文化的遺産”であり、“地域にとって誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所”であるとして、“時代の趨勢や社会の変化”に応じて取り組まれることである。

1) 多和田真淳氏の考古学調査と沖縄県教育庁の遺跡分布調査の成果

①. 『全国遺跡地図 沖縄』[昭和 43(1968)年発行、琉球政府文化財保護委員会監修]

主に、戦前来の沖縄諸島の考古学調査研究と戦後の文化財保護行政において中心的な役割を果たした多和田真淳氏の確認による市内の 10 箇所の遺跡が報告された。そして、昭和 48 年に刊行された『文化財実態調査報告書（沖縄開発庁沖縄総合事務局編）』に 9 箇所、昭和 54 年に刊行された『全国遺跡地図 沖縄県（文化庁文化財保護部編）』に 12 箇所の遺跡が掲載された。

②. 『沖縄県の遺跡分布』[昭和 52(1977)年発行、沖縄県教育庁編]

県教育庁により実施された昭和 49 年度から同 51 年度にかけての「米軍基地内文化財調査」と

昭和 50 年度から同 51 年度にかけての「沖縄開発地域埋蔵文化財分布調査」の成果として、市内の 16 箇所、の遺跡が報告された。

2) 宜野湾市教育委員会の市内遺跡分布調査の開始

①. 『文化財』[昭和 53(1978)年発行, 市教育委員会編, 市文化財調査報告書第 1 集]

前市史編纂室の考古執筆担当者であった嵩本政秀氏と大城慧氏をはじめ普天満宮に赴任した新垣義夫氏らによる昭和 51 年から同 52 年にかけての精力的な分布調査の成果として、21 箇所の遺跡が報告された。ちなみに、嵩本・大城両氏の執筆原稿である「宜野湾市の先史時代」は、市教育委員会の現文化課市史編集係に保管されている。

②. 『宜野湾市の遺跡』[昭和 57(1982)年発行, 市教育委員会編, 市文化財調査報告書第 4 集]

市教育委員会は、既往の考古学の調査研究および各種行政機関の文化財調査の成果を全体として跡付け、その保護措置を図るために、昭和 54 年度から市内全域の「文化財悉皆分布調査」を実施した。そして、昭和 56 年度には国文化庁の国庫補助事業として「市内遺跡詳細分布調査」を実施し、本報告書に都合 74 箇所の遺跡の詳細を報告した。

その後、昭和 58 年 2 月から同 60 年 3 月にかけて実施された那覇防衛施設局（現在の沖縄防衛局）のキャンプ瑞慶覧における米人住宅建設工事、昭和 59 年 6 月から平成元年 3 月にかけての市建設部の真志喜地区土地区画整理事業、平成 9 年 6 月から同 12 年 9 月にかけての同じく市建設部の宇地泊第二土地区画整理事業、そして平成 19 年 10 月から開始された沖縄防衛局のキャンプ瑞慶覧における海軍病院および関連施設の移設計画事業などの大規模開発工事に係る事前の遺跡分布調査が実施され、市内の遺跡数は大幅に増加するようになった。

③. 『土に埋もれた宜野湾』[平成元(1989)年発行, 市教育委員会編, 市文化財調査報告書第 10 集]

市教育委員会は、前記の『宜野湾市の遺跡』以降に確認された「沖縄貝塚時代とグスク時代の遺跡」に加えて、新たに「近世に属する遺跡」を「埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲」として見直し、本報告書に当該時代の 23 箇所を付加する 115 箇所の遺跡を報告した。

その後、随時に遺跡の追加整理を行い、『平成 2 年度版 文化財情報図』[1991 年発行, 市教育委員会編, 市文化財保護資料第 36 集]では 128 箇所、『宜野湾市史』第 1 巻[1994 年発行, 市史編集委員会編]では 141 箇所、『平成 13 年度版 文化財情報図』[2002 年発行, 市教育委員会編, 市文化財保護資料第 52 集]と『喜友名前原第一古墓群・真志喜白台原遺跡・普天満宮遺跡発掘調査記録』[2004 年発行, 市教育委員会編, 市文化財保護資料第 55 集]では 163 箇所、『宜野湾市の文化財情報図』[2009 年発行, 市教育委員会編, 市文化財保護資料第 68 集]では 302 箇所の遺跡を報告した。

2) 普天間飛行場内の遺跡分布調査の経緯

普天間飛行場内の遺跡分布調査の経緯について、以下にその概要を整理する。

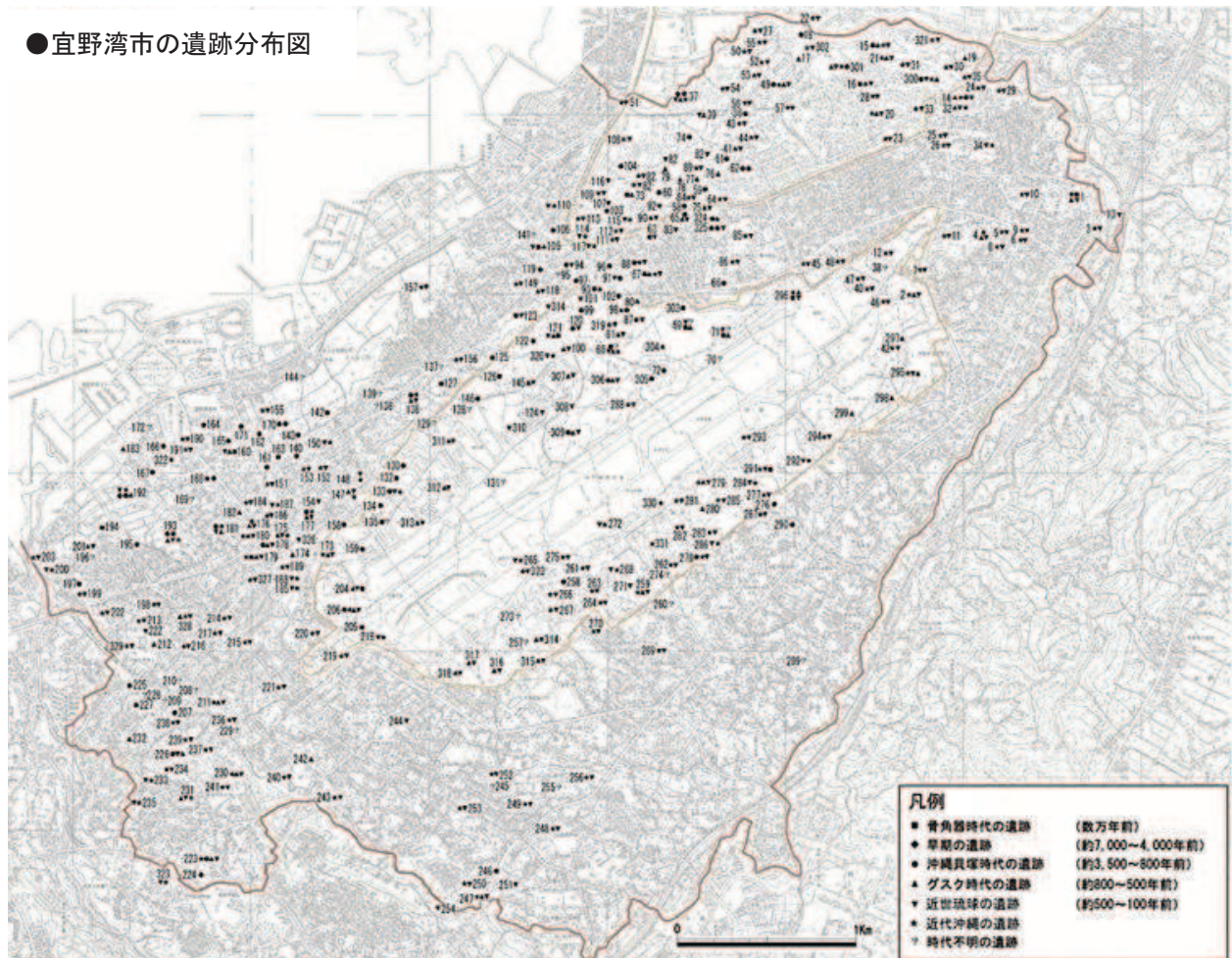
- ・ 宜野湾市教育委員会の基地内埋蔵文化財分布調査の経緯として、1976（昭和 51）年 11 月 13 日と翌年 1 月 13 日の沖縄県教育庁による第 2 回「米軍基地内文化財調査」に始まり、1979（昭和 54）年度以降の宜野湾市教育委員会による「文化財悉皆分布調査」に引き継がれた。

「重要文化財保存整備基本構想作成業務」[Ⅱ]、平成 26 年 3 月、宜野湾市教育委員会より抜粋

①. 宜野湾市教育委員会の基地内埋蔵文化財分布調査の経緯

普天間飛行場の本格的な埋蔵文化財分布調査は、昭和 51 年 11 月 13 日と翌年 1 月 13 日の沖縄県教育庁による第 2 回「米軍基地内文化財調査」に始まり、昭和 54 年度以降の宜野湾市教育委員会による「文化財悉皆分布調査」に引き継がれた。「文化財悉皆分布調査」の一環として実施された昭和 56 年度の国文化庁の国庫補助事業である「市内遺跡詳細分布調査」に際しては、同年 8 月 12 日から翌年 3 月 3 日にかけて延べ 8 日間の詳細分布調査を実施した。なお、沖縄県教育庁による第 2 回「米軍基地内文化財調査」には宜野湾市教育委員会の文化財調査審議会（現在の文化財保護審議会）も参加し、昭和 52 年 6 月 13 日・14 日には自主的な再調査が実施された。また、昭和 55 年から同 59 年にかけては、宜野湾市教育委員会の市史第 5 巻民俗部会による民俗調査も実施されている。そして、那覇防衛施設局（現在の沖縄防衛局、以下同）と在沖米海兵隊が計画する基地関連施設の開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整に向けた試掘・確認調査などが、那覇防衛施設局に係る平成 2 年 11 月の独身将校宿舎建設工事計画を手始めに、宜野湾市教育委員会により年間 2～8 事業の割り合いで実施されている。なお、主に那覇防衛施設局の開発事業計画に係る試掘・確認調査の経費は、事業計画の連絡・調整が“年度途中で突発的”に開始されたことから、当初は宜野湾市教育委員会の自主財源を充てたが、事業そのものが大規模化するにつれて那覇防衛施設局の負担に拠った。本来、「埋蔵文化財の取扱いの三段階」の二段階目に相当する「保存措置の調整」である“確認された「周知の埋蔵文化財包蔵地」における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについて、試掘・確認調査による遺跡の性格や内容などを踏まえて「地区除外（地区外保存）・現状保存・記録保存」などの調整を行う”ことを実現するために、昭和 54 年文化庁長官裁定の「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項」の活用が望ましいと考えるが、平成 25 年度現在も同様な措置である。今後の検討課題の一つである。

●宜野湾市の遺跡分布図



(3) 沖縄県の歴史概観

宜野湾市内の遺跡と自然環境との関連性の把握について、その概要を以下に整理する。

- ・土壌は島尻層群に由来するジャーガルとともに、琉球石灰岩台地をおおう茶褐色の島尻マーヅが増え、水文系も地下水系が顕著になる。
- ・宜野湾市の地形は、小起伏丘陵と台地および低地を基本とし、台地には琉球石灰岩の溶食によって生じた各種のカルスト地形が発達している。
- ・水文系は、地表を流れる川と合わせて、琉球石灰岩台地に分布する数多くの湧水から、地下水系の発達が発達が顕著である。

1) 遺跡の位置と立地環境の把握

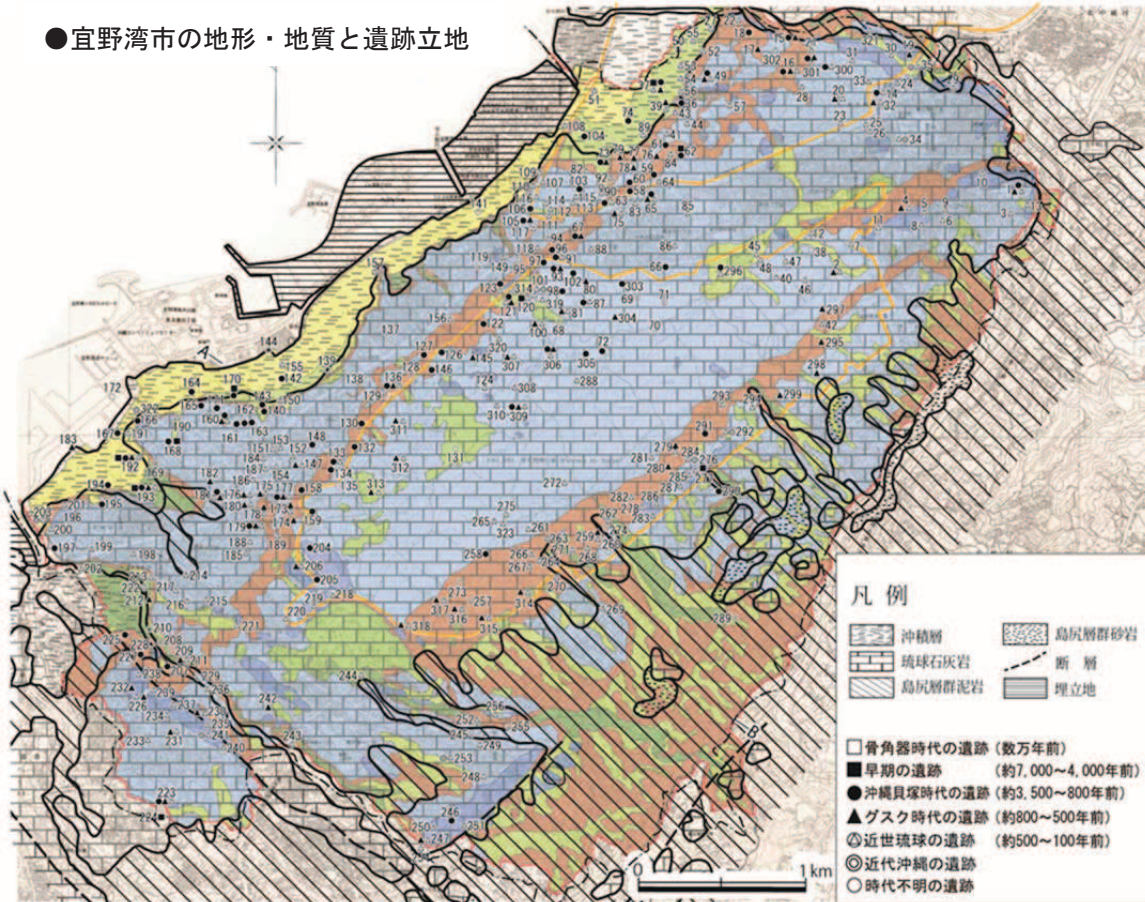
「重要文化財保存整備基本構想作成業務」[Ⅱ] 報告書、平成 26 年 3 月、宜野湾市教育委員会より抜粋

宜野湾市の位置する沖縄島は、九州から台湾の間に弧を描いて島々が連なる琉球列島の主島である。琉球列島を含む南西諸島の島々は高島と低島に分類され、高島は山地と大起伏丘陵の地形が分布し、低島はそのような高い地形が存在しない島である。

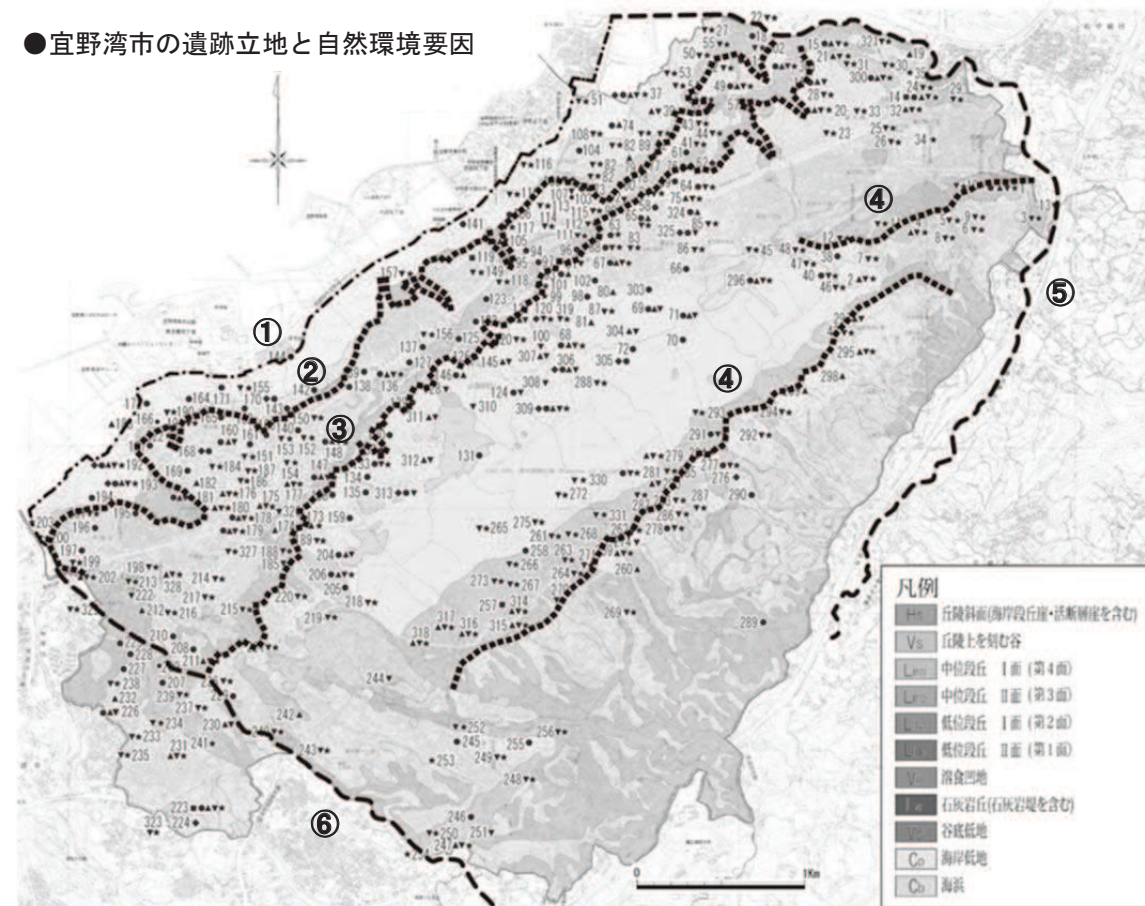
沖縄島の中部のうるま市天願と北谷町砂辺を結ぶ北東－南西方向の線より南の地域には山地がなく、丘陵も低くなり、第三紀島尻層群を基盤に琉球石灰岩が広く分布する。地形もそれに対応して小起伏丘陵と琉球石灰岩の台地が卓越する。土壌は島尻層群に由来するジャーガルとともに、琉球石灰岩台地をおおう茶褐色の島尻マーヅが増え、水文系も地下水系が顕著になる。すなわち、宜野湾市が位置する沖縄島中南部は、低島の自然環境の特徴をもっている地域だといえる。対して、沖縄島北部は高島に該当する。

宜野湾市の地形は、小起伏丘陵と台地および低地を基本とし、台地には琉球石灰岩の溶食によって生じた各種のカルスト地形が発達している。地質は、新第三紀島尻層群を基盤とし、これを不整合におおう第四紀更新世の琉球石灰岩と丘陵や海岸沿いの低地に分布する第四紀完新世の沖積層から構成されている。土壌は、島尻層群の丘陵には同層群の風化物質に由来する土壌が分布しており、琉球石灰岩台地は島尻マーヅにおおわれている。なお、丘陵の尾根には、国頭マーヅに相当する土壌がみられる。水文系は、地表を流れる川と合わせて、琉球石灰岩台地に分布する数多くの湧水から、地下水系の発達が発達が顕著である。

●宜野湾市の地形・地質と遺跡立地



●宜野湾市の遺跡立地と自然環境要因



凡例：琉球石灰岩カルスト台地の海岸段丘地形

- ①：旧海岸線（西側はサンゴ礁、東側は海岸低地）
- ②：低位段丘の丘陵斜面。
- ③：中位段丘下位面の段丘崖。
- ④：中位段丘上位面の丘陵斜面。
- ⑤：普天間川。
- ⑥：比屋良川（宇地泊川）
- *湧泉・洞穴

2）沖縄県の歴史展開（時代区分と時期編年）

沖縄の歴史的背景を把握する上で、日本、中国との関連性について、2）沖縄県の歴史展開では時代区分と時期編年を歴史展開図で比較する。また関連して、3）遺跡の種類と多様性の把握の把握に向けてでは、文化財（遺跡）の種別体系において、沖縄の時代区分と文化財の種別・多様性についてその概要を整理する。

- ・沖縄諸島の歴史と文化は、固有の独自性が強いことから縄文・弥生・古墳等の本土の時代区分とは別個に取扱っている。
- ・沖縄諸島に人々が住み着いたのは、今から3万年程前にさかのぼり、旧石器または骨角器時代と呼ばれる。
- ・本土の縄文時代から弥生時代を経て平安時代に至る長い期間が、沖縄貝塚時代と呼ばれる海山の幸を採取することにより日々の生活を支えていた時代。
- ・沖縄の歴史で始めて農耕を基礎とする社会がグスク時代、およそ12世紀から15世紀におよび、14世紀頃には中山・山北・山南の三域の小国家が成立する。
- ・1470年の尚円王の即位による第二尚氏王統に至り、尚真王が中央集権的古代国家をうちたて、古琉球の時代に成立した琉球王国が誕生した。
- ・1609年の島津侵入と1879年の琉球処分の二つの事件を契機に、近世琉球・近代沖縄の時代を経て段階的に日本の国家体制に編成された。
- ・1972（昭和47）年5月15日の日本復帰を迎え、再び沖縄県体制が復活した。

「重要文化財保存整備基本構想作成業務」〔Ⅱ〕報告書、平成26年3月、宜野湾市教育委員会より抜粋

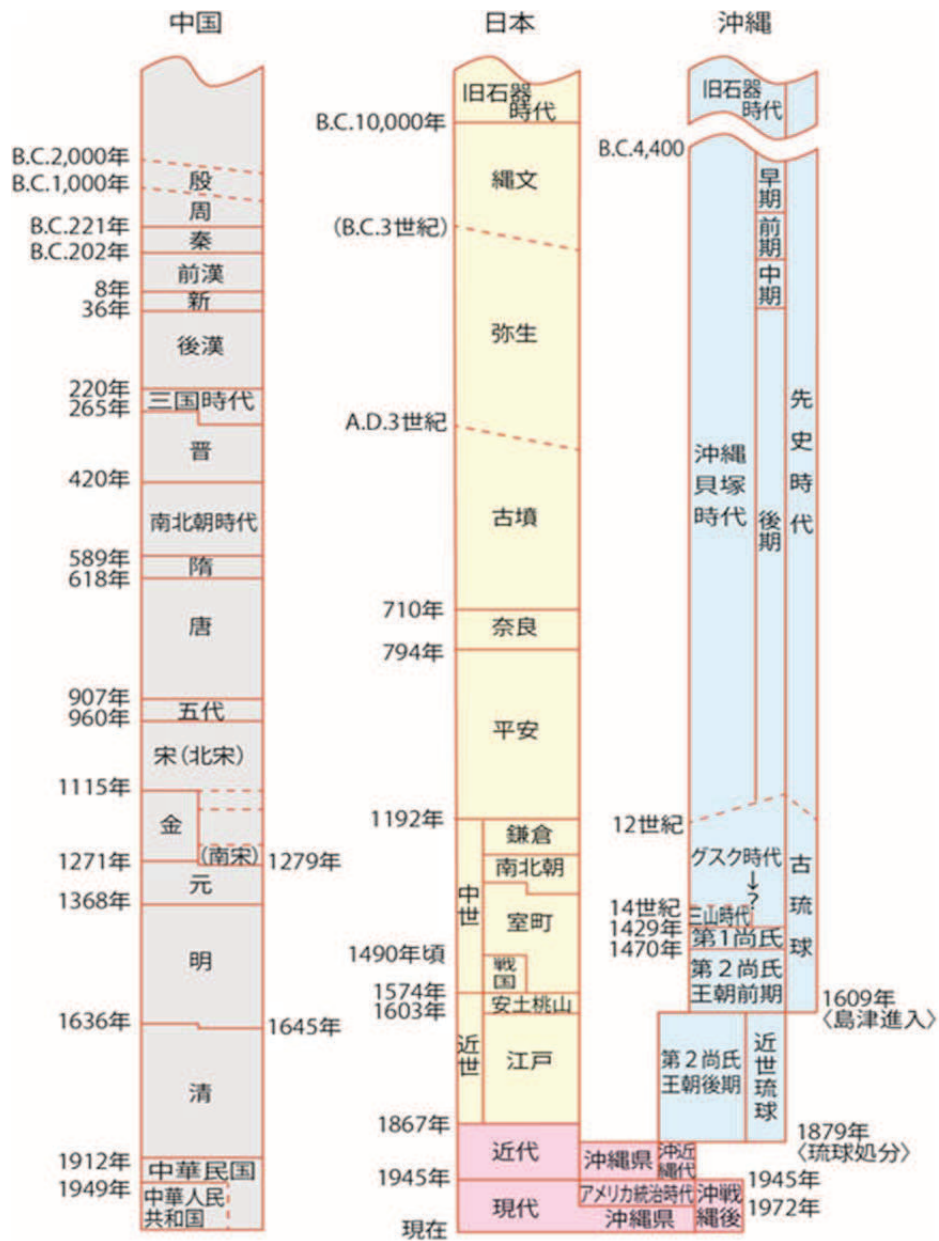
沖縄諸島の歴史と文化は、固有の独自性が強いことから縄文・弥生・古墳等の本土の時代区分とは別個に取扱っている。

沖縄諸島に人々が住み着いたのは、今から3万年程前にさかのぼる。それは旧石器または骨角器時代と呼ばれる。次いで、本土の縄文時代から弥生時代を経て平安時代に至る長い期間が、沖縄貝塚時代と呼ばれる海山の幸を採取することにより日々の生活を支えていた時代である。

それに代わる沖縄の歴史で始めて農耕を基礎とする社会がグスク時代である。グスク時代はおおよそ12世紀から15世紀におよび、14世紀頃には中山・山北・山南の三域の小国家が成立する。やがて、1429年には尚巴志がその三小国家を滅ぼして沖縄全域を統一し、1470年の尚円王の即位による第二尚氏王統に至り、尚真王が中央集権的古代国家をうちたてる。古琉球の時代に成立

した琉球王国の誕生である。

そして、1609 年の島津侵入と 1879 年の琉球処分の二つの事件を契機に、近世琉球・近代沖縄の時代を経て段階的に日本の国家体制に編成された。続いて、1945 年の日本の第二次世界大戦の敗戦の結果として、沖縄戦に続き、27 年間におよぶアメリカ統治時代となった。そして、1972 年 5 月 15 日の日本復帰を迎え、再び沖縄県体制が復活した。



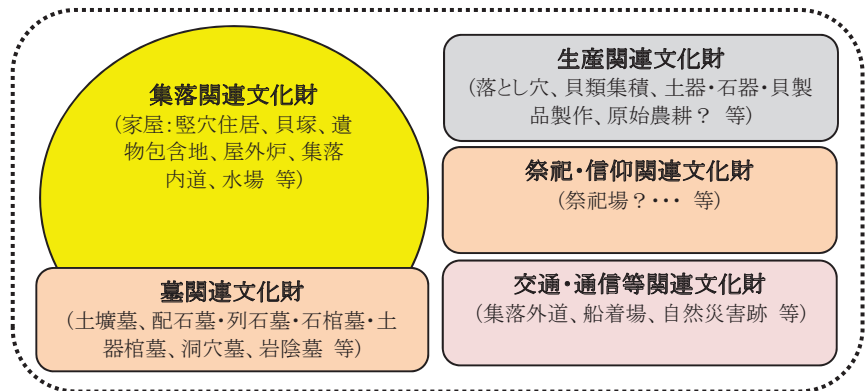
沖縄の歴史展開図

3) 遺跡の種類と多様性の把握に向けて【文化財（遺跡）の種別体系】

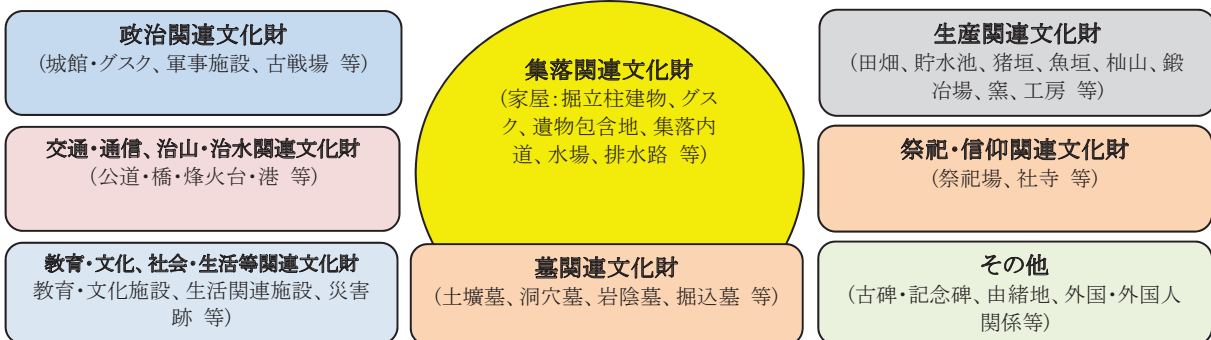
沖縄県の遺跡の種類と多様性を把握する上で、文化財（遺跡）の種別体系を沖縄の時代区分に照らし合わせて、下図に整理した。

「重要文化財保存整備基本構想作成業務」〔Ⅱ〕報告書、平成 26 年 3 月、宜野湾市教育委員会より抜粋

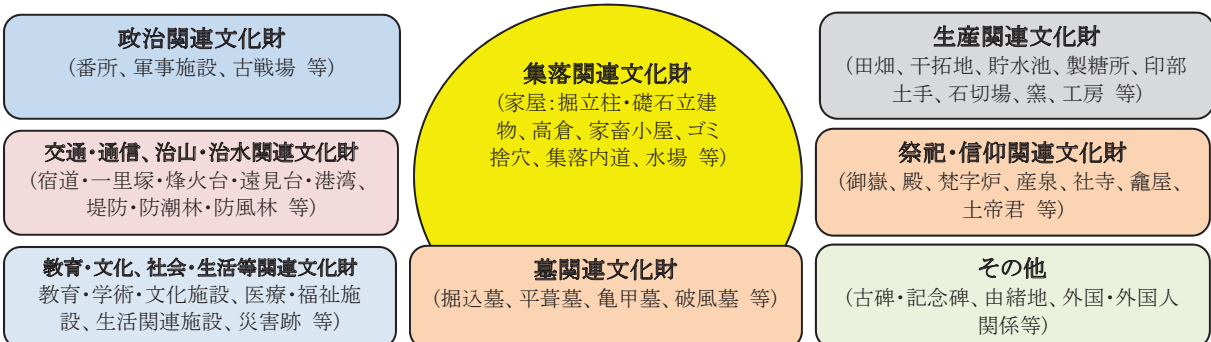
①早期・沖縄貝塚時代（約 6,500 年前～11・12 世紀）



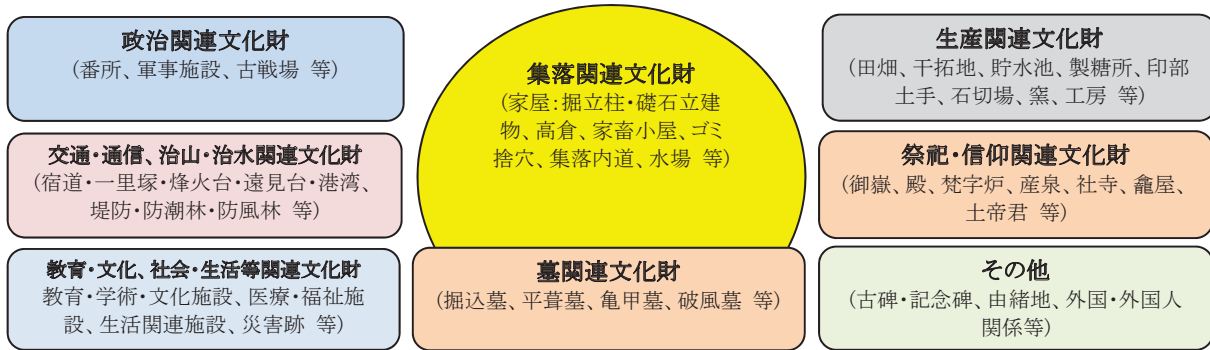
②グスク時代・古琉球（11・12 世紀～1609 年）



③近世琉球（1609 年～1879 年）



④近代沖縄（1879 年～1945 年）



注．種類は、国文化財保護委員会告示「国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、1951」と国文化庁次長通知「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正について、1995」を基に、県教育委員会告示「沖縄県文化財の指定・認定・選定および選択基準、1977」と「宜野湾市文化財指定・認定等基準に関する要綱、1988」を参考として作成した。

(4) 宜野湾市の遺跡分布

現在、宜野湾市内で指定または登録された文化財は、国指定文化財が 2 件、沖縄県指定文化財が 3 件、宜野湾市指定文化財が 20 件、宜野湾市登録文化財が 1 件である。それらの指定または登録文化財のうち、遺跡に関連する指定文化財を以下に整理する。(平成 26 年 3 月現在)

●宜野湾市の国・県・市指定文化財

<国指定文化財>

1. 喜友名泉
チュンナガー
おやまかいづか
2. 大山貝塚

<沖縄県指定文化財>

3. 小禄墓
おろくばか
4. 小禄墓内石厨子
おろくばかないいしずし
5. 森の川
ムイヌカー

<宜野湾市指定文化財>

6. 小禄墓石彫香炉
おろくばかせきちようこうろ
7. 小禄墓石彫獅子
おろくばかせきちようしし
8. 真志喜佐喜真家文書
ましきさきまけもんしよ
9. 明治土地台帳附属地図
めいじとちだいちようふぞくちず
10. 我如古ヒージャーガー
がねこ



<宜野湾市指定文化財>

21. 大謝名メヌカー
おおじやな
22. 大山マヤーガマ洞穴遺跡
おやま どうけつ いせき
23. 普天満宮洞穴
ふてんまんぐうどうけつ
24. 大謝名メヌカー淡水紅藻
おおじやな たんすいこうそう
25. ウデナガサワダムシ

<宜野湾市指定文化財>

11. 喜友名の石獅子群
きゆな いしじしぐん
12. 普天間の獅子舞
ふてんま ししまい
13. 大謝名の獅子舞
おおじやな ししまい
14. 我如古スンサーミー
がねこ
15. 野嵩石畳道
のだけいしだみみち
16. 野嵩クシヌカー
のだけ
17. 伊佐の「たけたう原」銘の
いさ ばる めい
印部土手
しるべどて
18. 伊佐浜「新造佐阿天橋碑」
いさはま しんぞうさあてんばしひ
19. 大山御嶽碑
おやまうたきひ
20. 西森碑記
にしもりひ き

宜野湾市の国指定文化財 2 件、沖縄県指定の文化財 3 件、宜野湾市指定の文化財 20 件について、概要を以下に整理する。

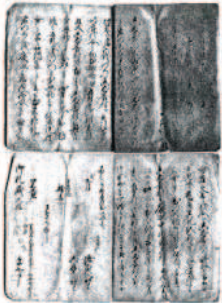
1) 国指定文化財

遺跡名称	指定	概要
1. 喜友名泉	国指定重要文化財（有形文化財、建造物）；平成 4 年 8 月 10 日指定 	- 喜友名集落の共同井戸として利用されている。男用のうふがーと女用のかーぐわーに分かれ、それぞれ周囲を石垣で囲い、自然の湧水を利用して水を溜める。石垣に給水口を開き、そこから水が湧き出した形にする。 - 宜野湾市は平成 9 年 8 月 22 日に管理団体に指定され、同年 9 月 25 日から平成 13 年 2 月 28 日にかけて保存修理工事が実施された。
2. 大山貝塚	国指定史跡；昭和 47 年 5 月 15 日指定 	- 昭和 33 年に実施された発掘調査では、貝層は約 50 センチメートルの堆積となっており、磨製石斧・土器・骨針等の骨製品類が出土している。土器は、荻堂・伊波貝塚出土品とくらべて、形式的に後出のものが主体で、層位的にもほぼこのことは確認されており、現在南島先史土器のうち大山式土器として標式になるものとみられている。 - 国指定史跡の指定前の昭和 31 年 10 月 19 日には、当時の琉球政府の指定埋蔵文化財に指定されていた。沖縄で初めて考古学的手法で発掘調査が実施された沖縄貝塚時代の前期後半を代表する遺跡である。

2) 沖縄県指定文化財

3. 小禄墓	沖縄県指定有形文化財（建造物）；昭和 33 年 1 月 17 日指定 	・この墓は俗に「おろく墓」と呼ばれ、宜野湾村字嘉数後原の丘陵北側、ヒャー川に面し断崖を掘り抜いて造られ前面は石垣を積み上げ墓口は普通の墓とは異なり御匡（ウチュウ）共に入れられるように出来ている。 ・一見して高貴の人の墓であることがわかる。
4. 小禄墓内石厨子	沖縄県指定有形文化財（彫刻）；昭和 33 年 1 月 17 日指定（特別重要文化財） 	・墓庭には中国年の嘉慶 11 年（西暦 1806）に寄進された小禄墓石彫香炉〔宜野湾市指定有形文化財（彫刻）；平成 3 年 8 月 1 日指定〕と一対の凝灰岩製の小禄墓石彫獅子が所在する。
5. 森の川	沖縄県指定名勝；昭和 42 年 4 月 11 日指定 	・察度王出生地といわれている奥間（屋号）の隣接地森の川は湧泉があり、昔から知られている名勝地である。 ・中国年の雍正 3 年（西暦 1725）に建造された近世首里王府時代の石造井泉である。

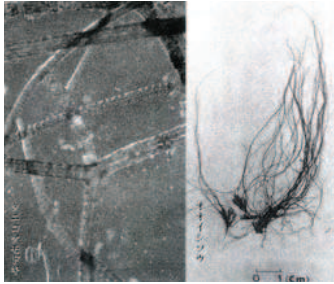
3) 宜野湾市指定の文化財

6. 小録墓石彫 香炉	宜野湾市指定有形文化財(彫刻)；平成3年8月1日指定 	・香炉の四面に火炎宝珠（又は太陽）や麒麟・花生け、四隅に獅子が浮き彫りされている。中国年の嘉慶11年（西暦1806）に馮姓の士族が寄進する。
7. 小録墓石彫 獅子	宜野湾市指定有形文化財(彫刻)；平成3年8月1日指定 	・未指定の凝灰岩製の香炉の両脇に置かれた墓守りの石彫獅子である。獅子は、立ち上がった形であるが、磨滅が著しく、元の姿が分かりづらい。
8. 真志喜佐喜 真家文書	宜野湾市指定有形文化財[古文書]：平成3年8月1日指定 	・琉球王国時代に、宜野湾西海岸一帯の村々の祭祀を司った地方女神官である「真志喜のろ（謝名のろ）」の跡継ぎ文書で、当時の村人の祖霊観や一門などを記する。
9. 明治土地台 帳附属地図	宜野湾市指定有形文化財[歴史資料]：平成3年8月1日指定 	・明治政府による土地改正に伴う土地台帳の附属地図として明治30年代に作成された。当時の土地利用や区画の様子が詳しくわかる歴史資料である。

10. 我如古ヒー ジャーガー	宜野湾市指定有形民俗文化財：昭和 51 年 4 月 2 日指定 	・我如古区の重要な聖地で、岩盤を削って平石をはめ込んだ 15 段の石段、泉を取り囲む積み石など、明治 25 年（西暦 1892）頃の石造建築が壮観である。
11. 喜友名の石 獅子群	宜野湾市指定有形民俗文化財：平成元年 3 月 31 日指定 	・村獅子としては沖縄最多の七体の石獅子で、他にヒージャーグーフーやウフブターと呼ぶ石体があり、石獅子とあわせて邪悪なものから村を守る。
12. 普天間の獅 子舞	宜野湾市指定無形民俗文化財：平成元年 3 月 31 日指定 	・旧暦 7 月 13・15 日の両日と 8 月 15 日に災厄を払い、部落の発展と豊年満作を祈願する目的で催されている。 ・獅子舞の所作は、頭を左右後方の順に曲げ、尻を掻き、ハエ取りのまねやマリとたわむれるなど、細かい芸や演劇的な動作により構成される
13. 大謝名の獅 子舞	宜野湾市指定無形民俗文化財：平成元年 3 月 31 日指定 	・旧暦の八月十五夜、地区内の道路や公民館前の広場で行われている大謝名の獅子舞は、戦後、長い間行われなかったが、伝統文化を残そうとする人々の願いがかない、1976（昭和 51）年になって、33 年ぶりに復活した。 ・獅子舞の所作は、四方に二回、中央で三回かみつく動作でもって吠える素朴で勇壮な踊りが特徴である。
14. 我如古ス ンサーミー	宜野湾市指定無形民族文化財：平成 7 年指定 	・我如古地区に残るおどりで、スンサーミー、スーラキ節、今帰仁（なきじん）節の三曲の唄と、それに対応するおどりからつくられている。 ・言い伝えによると、察度王の三男の孫に当たる我如古大主（ガニクウフシュ）が、我如古グスクをつくった時、そのお祝いの席でひろうされて始まったとされている。

15. 野嵩石畳道	宜野湾市指定史跡;平成元年 3月31日指定 	・野嵩石畳道は、近世琉球王府時代に整備された首里と間切（現在の市町村に相当）を結ぶ公道、いわゆる「宿道」に築造されたものである。それはまた、当時の主要街道である「中頭方東海道」のひとつである宜野湾宿道と、それから分岐する勝連・具志川間切や中城間切の宿道を結ぶ要衝の地でもある。
16. 野嵩クシヌカー	宜野湾市指定史跡;平成元年 3月31日指定 	・部落の南側にあるメヌカーとともに野嵩区民の共同生活用水として長く利用されてきた湧泉であり、宜野湾市の生活用水の歴史的移り変わり、すなわち、自然水活用から人工配水利用への流れを知るうえで貴重なものである。
17. 伊佐の「たけたう原」銘の印部土手	宜野湾市指定史跡;平成3年 8月1日指定;宜教文第56号 	・印部土手石は、蔡温治世下の元文検地（1737～50年）の際に田畑等の土地を測量するために設置された図根点である。印部土手石には、一般に原名と「い、ろ、は・・・」の文字が記されるが、宜野湾市内で確認されたいろは文字は、海沿いがカタカナ、内陸部はひらがなで記される傾向にある。
18. 伊佐浜「新造佐阿天橋碑」	宜野湾市指定史跡;平成元年 3月31日指定 	・伊佐市営住宅の東側に延びる旧護岸の傍らの石灰岩高まりに立つ石碑である。碑面は表裏共にかなり摩滅しており、字句の判読は全体として困難であるが、かすかに読み取れる文字から『琉球国碑文記』に筆写された「新造佐阿天橋碑」であり、琉球王府によって1820（嘉慶17）年、新たに石造橋を架設した記念に建立されたことが知られる。

19. 大山御嶽碑	宜野湾市指定史跡：平成元年 3月31日指定 	・大山区の旧家の一つ伊波一門の由来と祭祀について記され、中国年の乾隆26年（西暦1761）に当時の宜野湾間切の上級役人層等によって建立された。
20. 西森碑記	宜野湾市指定史跡：平成3年 8月1日指定 	・琉球王国時代の尚清王ゆかりの伊江家が、先祖の徳をしのび、石門と泉の石積み工事の完成を記念し、雍正3年（西暦1725）に建立された。
21. 大謝名メーヌカー	宜野湾市指定史跡：平成3年 8月1日指定 	・大謝名小学校の裏門側にあり、地下水が流れ出る洞穴に山羊のあごひげのような”樋”をかけて湧き水を導く形式の湧泉。 ・大謝名区では、上水道が完備するごく最近まで、日頃の生活用水はもちろん、新年を迎えるときに身を清める正月の「若水」、子供の出生のときの湯浴みに使う「産水」などは、この湧泉を利用していた。 ・地下水の湧き出る洞穴に三本の樋（水口）を架け、布積みとあいかた積みの切石でふさいだ泉である。泉に降りる25段の石畳道も指定されている。
22. 大山マヤーガマ洞穴遺跡	宜野湾市指定史跡；平成11年 2月23日指定 	・大山区の標高約50mの海岸段丘縁辺に位置する。洞穴の開口部は北西を向き、東シナ海を一望できる。洞穴開口部中央部分は石積がなされ、洞穴の左右の脇に一人一人が入れる程度の入口がある。

23. 普天満宮洞穴	・宜野湾市指定名勝：平成 3 年 8 月 1 日指定 	・全長 280 メートルの鍾乳洞で洞口が 2 ヶ所。洞穴内では、沖縄貝塚時代前期後半以後(約 3,000 年ほど前)の遺物が多く発掘されている。また、約 2 万年前に生存していた琉球鹿、琉球昔キョン、イノシシなどの化石も発見されている。 ・普天満宮はこの洞窟内に琉球古神道神を祀ったことに始まるとされている。
24. 大謝名メーヌカー淡水紅藻	宜野湾市指定天然記念物：平成 3 年 8 月 1 日指定 	・海場の海藻と考えられるタニコケモドキ、小川や川口に生えるオオイシソウが生息する。沖縄の地勢の成り立ちを知る生きた化石である。 ・大謝名メーヌカーの樋(水口)と湧き水の落ちる底石に生育。
25. ウデナガサワダムシ	・宜野湾市指定天然記念物：昭和 51 年 5 月 29 日指定 	・クモやサソリに近い動物で、体長 5～7mm ほど、林中の朽木の中や石の下、洞穴などの暗く湿った場所で生活している。目は完全に退化してしまっているが、第 1 脚がとても長く、触角のような役割をはたしている。詳しい生態などは不明であるが、クモ類の進化や琉球列島の大昔のようす(生物地理)を研究する上で貴重な動物である。

(5) 重要遺跡の分類

1) 普天間飛行場内の文化財に係る「近世及び近代遺跡の取扱い指針」

2005（平成 17）年度に作成された「近世遺跡の取扱い指針」および、2011（平成 23）年度に作成された「近代遺跡の取扱い指針」について以下に整理する。

- ・宜野湾市は、普天間飛行場内における既存の試掘・確認調査などの成果を踏まえ、学術的に“重要となる遺跡”の保護・活用と跡地利用計画に活かされる「重要遺跡保存整備基本構想」を作成するために、学識経験者等による重要遺跡保存整備基本構想検討委員会と重要度評価専門部会を設置することにより、2004（平成 16）年度から 2005（平成 17）年度にかけて「近世遺跡の取扱い指針」を検討の上、2005（平成 17）年度に作成した。同じく、2011（平成 23）年度には「近代遺跡の取扱い指針」を作成した。

「重要文化財保存整備基本構想作成業務」[Ⅱ] 報告書、平成 26 年 3 月、宜野湾市教育委員会より抜粋

宜野湾市教育委員会は、普天間飛行場内における既存の試掘・確認調査などの成果を踏まえ、学術的に“重要となる遺跡”の保護・活用と跡地利用計画に活かされる「重要遺跡保存整備基本構想」を作成するために、学識経験者等による重要遺跡保存整備基本構想検討委員会と重要度評価専門部会を設置することにより、平成 16 年度から同 17 年度にかけて「近世遺跡の取扱い指針」を検討のうえ同 17 年度に作成した。同じく、平成 23 年度には「近代遺跡の取扱い指針」を作成した。なお、「近世及び近代遺跡の取扱い指針」の作成に際しては、平成 10 年 9 月の文化庁次長通知『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』に記す“埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲”と、平成 18 年 10 月の沖縄県教育委員会作成『沖縄県埋蔵文化財発掘調査基準』に記す“埋蔵文化財として扱う範囲に関する基準”を基にした。

また、“遺跡の種別区分”は、「国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（1951）、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正について」（1995）、「沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準」（1977）、「宜野湾市文化財指定・認定等基準に関する要綱」（1988）に依拠した。

1) 近世遺跡の取扱い指針 [平成 17 年度作成]

（目的）

第 1 条 本指針は、普天間飛行場における近世遺跡の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、埋蔵文化財の保護に向けて円滑な取扱いを図ることを目的とする。

（対象とする近世遺跡の時期）

第 2 条 取扱いの対象とする近世遺跡の時期は、1609 年の島津侵入事件から、明治 12 年(1879)の琉球処分までとする。

（対象とする近世遺跡の種別区分）

第 3 条 集落に関する遺跡

集落跡（遺物包含地、住居跡を含む。）、貝塚、墓地など

2 政治に関する遺跡

城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡

3 祭祀信仰に関する遺跡

社寺の跡、旧境内地、その他祭祀信仰に関する遺跡

4 教育・学術、文化に関する遺跡

学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術、文化に関する遺跡

5 社会・生活に関する遺跡

医療・福祉施設、生活関連施設、その他社会・生活に関する遺跡

6 経済・生産活動に関する遺跡

交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設、その他経済・生産活動に関する遺跡

7 墳墓及び碑

墳墓、碑

8 特に由緒のある地域の類

旧宅、園池、その他特に由緒のある地域の類（著名な伝承地、井泉、樹石など）

9 外国及び外国人に関する遺跡

市における外国人の活動に関する遺跡など

（近世遺跡の埋蔵文化財としての扱い）

第4条 何を埋蔵文化財とするかについては、次の(1)の主たる要素と(2)の副次的要素を勘案すると、日本における沖縄県の歴史的な地域的特性を知り得る近世に属する遺跡は、市においても文字記録が圧倒的に少ないことから、市の歴史の正しい理解のために近世遺跡を埋蔵文化財として扱うことは欠かせないことである。そこで、沖縄県の過去の行政実績に基づき、近世遺跡は原則として埋蔵文化財として扱う範囲の対象とする。

(1) 主たる要素

ア 遺跡の時代

遺跡の属する時代の要素である。同じ種類の遺跡であってもその属する時代により歴史的意義は異なるものである。したがって、遺跡の属する時代は埋蔵文化財の範囲に関する基準の基礎的な要素であると考えられる。

イ 遺跡の種類

集落跡・生産遺跡・祭祀遺跡・埋葬遺跡等、遺跡の種類の要素である。遺跡の種類はその属する時代との組み合わせが、埋蔵文化財の範囲に関する基準の基本となるものと考えられる。

(2) 副次的要素

ア 遺跡の所在する地域

遺跡の所在する地域の歴史的な特性の要素である。その地域の歴史を特色づける遺跡であるかどうかは、埋蔵文化財の範囲を定める際に補完的に考慮することを要する要素であると考えられる。

イ 他の資料との補完関係

文献や絵図・民俗資料等、その遺跡に関する他の資料の有無・質・量の要素である。その遺跡に関わる他の資料の質・量は埋蔵文化財の範囲を定める際に補完的に考慮することを要する要素と考えられる。

ウ その他

遺跡の時代や種類によっては、遺跡の遺存状況やその歴史的意味、遺跡から得られる情報量の要素を加えて基準化することも考えられる。

（近世遺跡の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定）

第5条 近世遺跡の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定は、次の通りとする。

(1) 近世遺跡の把握

近世遺跡の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図る。

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

上記によつて把握された近世遺跡については、県教育委員会とその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。

（留意事項）

第6条 本指針の内容は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、適宜合理的に見直す必要がある。

2) 近代遺跡の取扱い指針 [平成 23 年度作成]

(目的)

第 1 条 本指針は、普天間飛行場における近代遺跡の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、埋蔵文化財の保護に向けて円滑な取扱いを図ることを目的とする。

(対象とする近代遺跡の時期)

第 2 条 取扱いの対象とする近代遺跡の時期は、明治 12 年(1879)の琉球処分から、昭和 20 年(1945)の沖縄戦の終結までとする。

(対象とする近代遺跡の種別区分)

第 3 条 集落に関する遺跡

集落跡(遺物包含地、住居跡を含む。)、貝塚、墓地など

2 政治に関する遺跡

城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡

3 祭祀信仰に関する遺跡

社寺の跡、旧境内地、その他祭祀信仰に関する遺跡

4 教育・学術、文化に関する遺跡

学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術、文化に関する遺跡

5 社会・生活に関する遺跡

医療・福祉施設、生活関連施設、その他社会・生活に関する遺跡

6 経済・生産活動に関する遺跡

交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設、その他経済・生産活動に関する遺跡

7 墳墓及び碑

墳墓、碑

8 特に由緒のある地域の類

旧宅、園池、その他特に由緒のある地域の類(著名な伝承地、井泉、樹石など)

9 外国及び外国人に関する遺跡

市における外国人の活動に関する遺跡など

(近代遺跡の埋蔵文化財としての扱い)

第 4 条 何を埋蔵文化財とするかについては、次の(1)の主たる要素と(2)の副次的要素を勘案すると、日本における沖縄県の歴史的な地域的特性を知り得る近代に属する遺跡は、市においても文字記録が圧倒的に少ないことから、市の歴史の正しい理解のために近代遺跡を埋蔵文化財として扱うことは欠かせないことである。そこで、沖縄県の過去の行政実績に基づき、近代遺跡は原則として埋蔵文化財として扱う範囲の対象とする。

(1) 主たる要素

ア 遺跡の時代

遺跡の属する時代の要素である。同じ種類の遺跡であってもその属する時代により歴史的意義は異なるものである。したがって、遺跡の属する時代は埋蔵文化財の範囲に関する基準の基礎的な要素であると考えられる。

イ 遺跡の種類

集落跡・生産遺跡・祭祀遺跡・埋葬遺跡等、遺跡の種類の要素である。遺跡の種類はその属する時代との組み合わせが、埋蔵文化財の範囲に関する基準の基本となるものと考えられる。

(2) 副次的要素

ア 遺跡の所在する地域

遺跡の所在する地域の歴史的な特性の要素である。その地域の歴史を特色づける遺跡であるかどうかは、埋蔵文化財の範囲を定める際に補完的に考慮することを要する要素であると考えられる。

イ 他の資料との補完関係

文献や絵図・民俗資料等、その遺跡に関する他の資料の有無・質・量の要素である。その遺跡に関わる他の資料の質・量は埋蔵文化財の範囲を定める際に補完的に考慮することを要する要素と考えられる。

ウ その他

遺跡の時代や種類によっては、遺跡の遺存状況やその歴史的意味、遺跡から得られる情報量の要素を加えて基準化することも考えられる。

(近代遺跡の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定)

第 5 条 近代遺跡の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定は、次の通りとする。

(1) 近代遺跡の把握

近代遺跡の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図る。

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

上記によって把握された近代遺跡については、県教育委員会とその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。

(留意事項)

第 6 条 本指針の内容は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、適宜合理的に見直す必要がある。

2) 普天間飛行場の「重要遺跡の評価・選別」

- ・宜野湾市教育委員会は、普天間飛行場内における既存の試掘・確認調査などの成果を踏まえ、学術的に“重要となる遺跡”の保護・活用と跡地利用計画に活かされる「重要遺跡保存整備基本構想」を作成するために、学識経験者等による重要遺跡保存整備基本構想検討委員会と重要度評価専門部会を設置し、「重要遺跡の評価・選別基準」を検討の上、2005（平成 17）度に作成した。
- ・そして、それに基づく「重要遺跡の選別」作業を実施した。
- ・2011（平成 23）年度は、2005（平成 17）年度以降の“埋蔵文化財保護行政を取り巻く諸条件”の現状把握を行うため、現在の埋蔵文化財の試掘・確認調査の進捗状況を踏まえ、重要遺跡保存整備基本構想検討委員会と重要度評価専門部会を設置するとともに、「重要遺跡の評価・選別基準」を更新の上、「重要遺跡の追加選加」作業を行った。
- ・普天間飛行場の「重要遺跡の評価・選別」の内容を以下に整理する。

1) 重要遺跡の評価・選別基準〔平成 17 年度作成、平成 23 年度更新〕

(目的)

第 1 条 埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、宜野湾市の歴史と文化に根ざした歴史・文化的遺産であり、市の歴史・文化環境を形作る重要な要素である。

本基準は、普天間飛行場における重要遺跡の評価・選別基準を定めることにより、重要遺跡の保護・活用に向けた適切な措置を講ずることを目的とする。

＊. 平成 17 年度の「歴史的遺産」の文言を、平成 24 年 2 月に文化庁が『「歴史文化基本構想」策定技術指針』を作成したことにより、平成 23 年度に「歴史・文化的遺産」とした。

(評価・選別の基準)

第 2 条 評価・選別の対象とする重要遺跡は、次ぎの(1)及び(2)を満たすものとする。

(1) 次ぎのいずれかに該当するものであること。

ア 宜野湾市の歴史の正しい理解のために欠くことができない遺跡であること。

イ 市の各地域における歴史の特徴をよく示す遺跡であること。

ウ 文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例、宜野湾市文化財保護条例の規定に基づき指定及び登録を受けた史跡であること。

＊. 平成 17 年度の「指定」の文言を、市文化財保護条例（昭和 62 年, 条例第 23 号）を平成 23 年 12 月に改定し、「登録制度」を導入したことにより、平成 23 年度に「指定及び登録」とした。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 文献史料に記述ないし地域社会に口伝された内容等を検証することができると認められる遺跡であること。

イ 遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術的価値のある遺跡であること。

ウ 分布調査及び試掘・確認調査の結果、遺跡の保存状態が良好で、検出遺構・出土遺物等の内容等から見て、市の歴史・文化を考える上で多くの情報を得ることができると認められる遺跡であること。

(評価・選別の方法)

第 3 条 教育委員会は、普天間飛行場に所在する埋蔵文化財の発掘調査の進捗状況に応じ、時代・時期、種類、遺構と遺物の内容等が周知された遺跡について、第 2 条を基に適時選択し、重要遺跡の評価・選別作業の対象とすることとする。

2 重要遺跡の評価・選別は、学識経験者で構成する重要遺跡検討委員会の議を経ることとする。
(取り扱い)

第 4 条 第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により選別された重要遺跡は、普天間飛行場に所在する遺跡の保護・活用に向けた基本的な計画である「埋蔵文化財保護基本マニュアル」の機能的な区域に組み込まれる。

2 教育委員会は、発掘調査の進捗状況に応じて、重要遺跡の評価・選別の対象に至らない遺跡についても、その保護・活用に向けた適切な措置を講ずることとする。

(周知と保護・活用)

第 5 条 教育委員会は、地権者、地域住民及び市民並びに跡地利用計画の関係部局に対して、重要遺跡の取り扱いの趣旨を十分に説明し、その理解と協力によって重要遺跡の保護・活用を図る。

(留意事項)

第 6 条 本基準の内容は、今後の発掘調査の進捗状況による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、適宜合理的に見直す必要がある。

3) 重要遺跡の選別（宜野湾市の選別・14 遺跡）

重要遺跡として選別された遺跡は、以下のとおりである



図 I-1 重要遺跡（14 遺跡）

「重要文化財保存整備基本構想作成業務」〔Ⅱ〕報告書、平成 26 年 3 月、宜野湾市教育委員会より抜粋。

①野嵩タマタ原遺跡〔平成 17 年度選別〕

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	グスク時代・古琉球、近代沖縄、戦後沖縄
●遺跡の種類	生産遺跡
●遺構・遺物の内容	植栽穴、石列、溝、焼土面 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	グスク時代・古琉球の生産関連遺構群
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーイ・ウ
遺跡の概要	・野嵩タマタ原遺跡は、グスク時代の農耕跡が県内で初めて確認された遺跡である。遺跡の農耕跡の保存状況は良好で、沖縄のみならず、日本・東アジアにおける植物栽培の在り方と移り変わりを知るうえで重要な遺跡である。

②新城古集落 [平成17年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球、近代沖縄
●遺跡の種類	集落遺跡
●遺構・遺物の内容	柱穴、土坑、溝、石列、井戸 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球の集落関連遺構群
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・新城古集落は、県内初の単一村落的民俗誌である『シマの話』に詳細に記載される明治末の字新城の生活の舞台となった遺跡であり、近代沖縄の伝統的な村落の在り方を正しく理解する上で欠くことのできない重要な遺跡である。

③新城シマヌカー古湧泉 [平成23年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球、近代沖縄、戦後沖縄
●遺跡の種類	集落遺跡、祭祀遺跡
●遺構・遺物の内容	横穴洞穴利用湧泉、貯水槽、樋、洗い場、石製香炉 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の集落・祭祀関連遺構
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・新城シマヌカー古湧泉は、石灰岩台地の丘陵斜面地に位置する、ウリカー（降り泉）様式の前湧泉である。前湧泉は、洞穴内に貯水槽や樋などを設けた県内屈指の構造であり、字新城の生活用水と村落祭祀の在り方を知る重要な遺跡である。

④伊佐上原遺跡群 [平成17年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	沖縄貝塚時代、グスク時代・古琉球、近世琉球、近代沖縄
●遺跡の種類	集落遺跡、生産遺跡、墓地、戦争遺跡 等
●遺構・遺物の内容	竪穴住居跡、石器・未製品・石材集中散布、洞穴墓 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	時代・時期が重なり、多様な種類の遺構を有する遺跡群
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・伊佐上原遺跡群は、沖縄貝塚時代から戦前までに至って、遺跡の種類の多様性、時代・時期の重なり、空間的な関連性が極めて高く、周辺の地域住民の土地利用の在り方と移り変わりを明らかにできる重要な遺跡である。

⑤宜野湾メヌカー古湧泉〔平成 23 年度選別〕

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球・近代沖縄、戦後沖縄
●遺跡の種類	集落遺跡、祭祀遺跡
●遺構・遺物の内容	陥没ドリーネ利用湧泉、石畳道、石積、貯水槽、石碑 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の集落・祭祀関連遺構
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・宜野湾メヌカー古湧泉は、石灰岩台地の陥没ドリーネに形成された古湧泉である。古湧泉は、飲料水・浴水・洗濯用水の 3 槽に仕切られるなど県内屈指の石造建築物であり、字宜野湾の生活用水と村落祭祀の在り方を知る重要な遺跡である。

⑥宜野湾クシヌウタキ遺跡〔平成 17 年度選別〕

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	グスク時代・古琉球、近世琉球、近代沖縄、戦後沖縄
●遺跡の種類	祭祀遺跡、集落遺跡
●遺構・遺物の内容	海砂利敷遺構、祭祀祠、石列、土坑 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の祭祀関連遺構群
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・宜野湾クシヌウタキ遺跡は、谷底低地の崖上に所在し、字宜野湾の聖地として現在でも信仰の対象となっている祭祀遺跡である。また、遺跡地にある二基の石祠や海砂利敷遺構などは、村落祭祀の在り方と移り変わりを知る重要な遺跡である。

⑦神山クシヌカー古湧泉〔平成 23 年度選別〕

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球・近代沖縄、戦後沖縄
●遺跡の種類	集落遺跡、祭祀遺跡
●遺構・遺物の内容	横穴洞穴利用湧泉、石積 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の集落・祭祀関連遺構
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・神山クシヌカー古湧泉は、石灰岩台地の丘陵崖に所在する横穴洞穴に形成される。古湧泉は、洞穴の開口部の両側面に切石を積んで湧水口を造るなど、字神山の戦前の生活用水と村落祭祀の在り方を知る重要な遺跡である。

⑧神山タウン遺跡 [平成 23 年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球、近代沖縄
●遺跡の種類	集落遺跡、祭祀遺跡
●遺構・遺物の内容	石祠、香炉
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の祭祀関連遺構
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・神山タウン遺跡は、字神山の伝統的な集落の近傍にあり、集落の草分けの有力者が寄り集った場所とされる。遺跡には、戦前来の石祠が保存良く残っており、字神山の村落構造と祭祀の在り方を知る重要な遺跡である。

⑨神山テラガマ洞穴遺跡 [平成 17 年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球、近代沖縄、戦後沖縄
●遺跡の種類	洞穴遺跡、集落遺跡、祭祀遺跡
●遺構・遺物の内容	海砂利敷遺構、線刻石板、香炉 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の祭祀関連遺構
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・神山テラガマ洞穴遺跡から出土した線刻石版は、県内で唯一の利用状況が明確な遺物である。遺跡はまた、字神山の聖地として現在でも信仰の対象となり、普天満宮の祭神である女神伝承を伝えるなど、字神山と宜野湾市にとっても重要な遺跡である。

⑩神山後原ウシナー跡 [平成 23 年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近代沖縄
●遺跡の種類	娯楽施設（闘牛場跡）
●遺構・遺物の内容	環状土手、木戸口
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近代沖縄の闘牛場跡
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・神山後原ウシナー跡は、字神山の闘牛場跡である。闘牛場跡は、古老によれば、明治 44 年（1911）頃まで利用されたと伝える。沖縄の伝統的な娯楽文化である戦前の闘牛場跡が県内で唯一残された重要な遺跡である。

⑪赤道渡呂寒原屋取古集落 [平成 23 年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球・近代沖縄
●遺跡の種類	集落遺跡
●遺構・遺物の内容	母屋、台所、離れ家、豚小屋兼便所、畜舎、井戸 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の集落関連遺構群
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・赤道渡呂寒原屋取古集落は、字赤道に移住した屋取の古集落である。 屋敷地には、沖縄の伝統的な民家に配置される母屋・台所・離れ屋・豚小屋兼便所・井戸などの基本的な施設があり、屋敷林も保存よく残されている重要な遺跡である。

⑫赤道渡呂寒原古墓群 [平成 17 年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球・近代沖縄
●遺跡の種類	墓地
●遺構・遺物の内容	亀甲墓
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の亀甲墓群
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア・イ・ウ
遺跡の概要	・赤道渡呂寒原古墓群は、琉球文化特有の 7 基の亀甲墓を主とする長さ約 120 メートルの直線上に連なる 12 基で構成され、近世琉球の地域社会における亀甲墓の受容年代と墓造りの移り変わりを知ることができる重要な遺跡である。

⑬上原濡原遺跡 [平成 17 年度選別]

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	沖縄貝塚時代中期、近世琉球、近代沖縄
●遺跡の種類	生産遺跡
●遺構・遺物の内容	畝間状溝列、用水池、焼土面、土坑 等
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	沖縄貝塚時代中期の生産関連遺構群
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーイ・ウ
遺跡の概要	・上原濡原遺跡は、確認された遺構と遺物などにより、沖縄貝塚時代中期（約 2,800 年前）の農耕関連の生産遺跡である可能性が指摘されている遺跡であり、沖縄のみならず日本・東アジアにおける植物栽培の在り方を知るうえで特に重要な遺跡である。

⑭宜野湾並松街道〔平成 23 年度選別〕

遺跡の説明	
●遺跡の時代・時期	近世琉球・近代沖縄
●遺跡の種類	交通遺跡
●遺構・遺物の内容	(不明)
遺跡の評価	
●遺跡の評価の対象	近世琉球・近代沖縄の宿道跡
●遺跡の評価項目	(1)ーア・イ、(2)ーア
遺跡の概要	・近世琉球の宿道であった宜野湾並松街道には、約 3,000 本の琉球松が植えられ、その美しさから、国指定天然記念物に指定されていた。並松街道は、「琉球王国」の主要道路である宿道であり、国王や王府の官人層の普天間参詣のみならず、近世琉球から戦前まで、地域の人々の暮らしと地域住民のアイデンティティの拠り所として深い関わりがあることから、松並木の「琉球歴史回廊」として重要な遺跡である。 ・また、宜野湾並松街道に沿って連なる、近世琉球から戦前までの伝統的な集落や湧泉・御嶽等の村落景観は、沖縄の「亜熱帯気候」の自然環境の中で培われてきた「琉球文化」を育んだ原風景であり、地域住民のアイデンティティの拠り所でもある。

4) 重要遺跡の詳細内容

普天間飛行場内の重要遺跡の詳細内容は、以下のとおりである。

「重要遺跡保存整備基本構想作成業務」[Ⅱ] 報告書、平成 24 年 3 月、宜野湾市教育委員会より抜粋。

①野嵩タマタ原遺跡

現地の様子	 遺跡の近景  発掘調査区の全景  発掘調査区の植栽穴の検出状況  発掘調査区の焼土面の検出状況
遺跡の現況と試掘調査	野嵩タマタ原遺跡は、普天間飛行場の北東側、字野嵩の小字前原の原野に所在する。一帯は、後背の石灰岩台地に弯入する幅約 25 メートル、長さ約 200 メートルの迫地の下手にあたり、その奥まった場所には吸い込み穴の洞穴が位置する。洞穴はタマタブ、迫地はタマタバルと称される。遺跡の初確認は、那覇防衛施設局が計画する雨水排水路工事を受けて、市教育委員会が平成 2 年 12 月に実施した試掘調査による。
遺構の概要	試掘調査地の基底は、迫地の裾部から約 5 メートル下がる標高約 74.7 メートルの高さにあり、その上に 3 メートル強の堆積土が厚く積もる。堆積土の層位は、細かく分けると 20 数枚になるが、概ね暗褐色の耕土と休耕土であろう明褐色土が互層をなして形成する。下記する遺構の検出状況を加味して、それらを区分すると 6 層に大別される。Ⅰ層が昨今の黙認耕作畑、Ⅱ・Ⅲ層が近代沖縄（近世琉球を含む?）、Ⅳ～Ⅵ層がグスク時代・古琉球に相当する。Ⅰ層の範疇にある黙認耕作畑の溝の直下には、Ⅱ・Ⅲ層に相当する上下 2 基の土留め石積みとⅣ層でも古相の溝が平面位置を変えることなく形成される。 各層の耕作面は、迫地に耕土や休耕土ないし客土（?）が堆積することにより、漸次に上昇し外縁に拡張する傾向にある。最下のⅤ・Ⅵ層の耕作面は、迫地基底の石灰岩の起伏によるためか、隔絶する 2 凹地に形成される。ちなみに、迫地の西端に位置する凹地の推定幅は約 14 メートルである。Ⅳ層は、上記の 2 凹地が埋没し、調査区全域が一連なりの耕作面になる。Ⅱ・Ⅲ層は、各々 100 センチと 60 センチ程の落差をもって階段形に 2 面の耕区が造成される。最終のⅠ層は、下段側の耕区が埋土され、耕区間の落差が減じられる。

畑址と出土遺物の概要	調査区西側のⅣ層最上面には、1 条の石列と 2 条の溝が約 2.0～2.5 メートル間隔にほぼ同一方向に延びる。換言すれば、石列と西端の石灰岩縁とに囲まれる中に 2 条の溝で区画される細長い 3 面の小耕区が形成するといえる。石列の機能は、それがⅤ層ないしⅥ層の耕作面の末端部（石灰岩基盤との境）の直上位に位置することからも、耕作面を大きく画する性格を持つことが推察される。溝の大きさは、各々幅 55 センチ・深さ 12 センチ、幅 35 センチ・深さ 16 センチを測り、石列の東側にもさらに 2 条の溝が走る。ところで、上記 3 面の小耕区の西半には、直径 22～34 センチ、深さ 10～14 センチ内外の小穴群が検出される。小穴は 5～30 センチ間隔に密に配され、その中に上位の明褐色土が一挙に流入する様相をなしている。出土遺物は全層を通して微々たるものであるが、Ⅳ層相当の出土遺物には各々数片の土器・類須恵器・中国製青磁・擦石がある。
グスク時代・古琉球の植物栽培	本遺跡の試掘調査を“嚆矢”として、“穀類種子を蒔く播種穴ないし根茎作物を植える植栽穴の耕作痕である”と想定された“小穴群”は、その後に那覇市識名シーマ御嶽遺跡や名護市宇茂佐古島遺跡などでも追確認され、沖縄諸島におけるグスク時代・古琉球の一般的な植物栽培の遺構であることが知られた。1477 年の旧暦 2 月に漂着した済州島民の見聞を記した『朝鮮王朝実録』の「陸田（畑）は則ち小挿を用いて之を治む」とされる“掘棒耕作”の農耕址と考えられる。また、本遺跡は保存状況が良好なうえに、グスク時代・古琉球から近世琉球及び近代沖縄を経て戦後沖縄にまで延々と畑址が連続することが想定されることから、市域はもとより沖縄諸島における“植物栽培の在り方とその変遷”を知るうえで重要な農耕関連の生産遺跡といえる。

②新城古集落

現地の様子	<div data-bbox="488 1162 890 1420" data-kind="parent" data-rs="2">  </div> <div data-bbox="906 1162 1307 1420" data-kind="parent" data-rs="2">  </div> <div data-bbox="488 1420 890 1711" data-kind="parent" data-rs="2">  </div> <div data-bbox="906 1420 1307 1711" data-kind="parent" data-rs="2">  </div> <div data-bbox="488 1420 890 1456" data-kind="ghost"></div> <div data-bbox="906 1420 1307 1456" data-kind="ghost"></div> <div data-bbox="488 1711 890 1749" data-kind="ghost"></div> <div data-bbox="906 1711 1307 1749" data-kind="ghost"></div>
遺跡の現況	新城古集落は、普天間飛行場の北東縁に所在する。現在、野嵩ゲート側に戦前の屋敷地の擁護木と屋敷囲いの石垣などが残る。本遺跡は、「中頭郡宜野湾間切新城村全圖 明治三十六年七月 臨時沖縄県土地整理事務局」と記す「明治土地台帳附属地図」に図示されるように、近世琉球に遡る計画的な碁盤目型集落であることが知られる。“村”の名称は 1649 年作成の『絵図郷村帳』の浦添間切の内に「あら城」、「村」の位置は 18 世紀末頃作成の尚財団蔵『琉球国之図』に本遺跡とほぼ同位置に「新城」と記される。

遺構と遺物の概要	平成4年度、那覇防衛施設局が計画する陸軍送油管新設工事に伴って約1,000 m²の緊急発掘調査が、市教育委員会により実施された。発掘調査により、普天間飛行場建設時の造成土であろうⅠ層の下位に、近代沖縄以前に遡るⅡ層とする遺物包含土が残存することが知られた。検出遺構は、掘立柱建物の柱穴と想定される小穴が112基、土坑が15基、溝状遺構が7条、石列遺構が1条、集石遺構が1基、井戸が1基である。 出土遺物には、沖縄製陶器が約1,031点、中国製染付が10点、石器が5点、貝製品が1点、銭貨が5点、その他に煙管、円盤状製品、硯などがある。注目される遺物として、「新城」銘のある沖縄製陶器が溝状遺構から出土している。
近代沖縄の民俗誌『シマの話』の舞台	宜野湾市の生んだ偉人、佐喜真興英氏（1893～1925）の著書『シマの話』は、氏の出身地である字新城の明治末期の習俗が詳細に記録され、“沖縄最初の単一村落地の民俗誌”、または“沖縄民俗研究史上の傑作”とされる。新城古集落は、その“名著”の舞台である“シマ（村落の古い用語）”であることから、民俗誌と考古資料が織り成す“伝統的な村落の在り方”が考究される遺跡である。 また、『シマの話』には「新城の島は何百年か前、西北方十数町余の所から移転したものと信ぜられて居て、現に其故地には、御岳、屋敷跡などが残って居る」と記され、その地はキャンプ端慶覧基地内のグスク時代・古琉球及び近世琉球に相当する新城下殿遺跡に比定される。新城古集落と新城下殿遺跡の間は、約1,200メートルと遠距離にあるものの、両遺跡の袂を流れるイシジャー（石川）と呼ばれる小河川が取り付いている。
近世琉球の碁盤目型集落の形成	新城古集落の形成時期は、①今次の発掘調査により湧田焼と推測される灰釉碗や17世紀代の播鉢などが出土していること。②本遺跡の近傍に所在するシマヌカー古湧泉の寄進香炉が、型式学的に18世紀後半頃の製作と想定されること。③18世紀末頃作成の尚財団蔵『琉球国之図』の図示から、遅くとも18世紀後葉とみなされる。このように、遅くとも近世琉球の末期に遡る計画的な碁盤目型集落である本遺跡と、それより古相となる新城下殿遺跡を精査することにより、字新城及び市域における近世琉球の“伝統的な村落の成立と移動の在り方”を知る重要な遺跡であると言える。

③新城シマヌカー古湧泉

現地の様子	  古湧泉の外観[1950 年代]  古湧泉の入口[古湧泉内から外をみる] 古湧泉の内部状況
遺跡の現況と伝承	新城シマヌカー古湧泉は、普天間飛行場の北東側に開門する野嵩ゲートの南側に広がる「黙認耕作地」に隣接する原野に所在する。古湧泉は、近世琉球から近代沖縄に相当する新城古集落から東南側に約 120 メートル離れた場所に位置する。遺跡の名称は、シマヌカーの他にムラガー（村泉）やウィーヌカー（上之泉）、またはアラグスクガー（新城泉）とも称される。 佐喜真興英著の『シマの話』には、「島（筆者注：新城古集落）の東南十数間を隔てゝ泉があつた。深い洞窟の中の清水で、十数年前まで島人全体の飲料水の源であつた。今から二百年ばかり前非常な苦心の結果掘られたものであつたが、島人は此泉は犬によつて発見せられたと云つてゐる。水の恩に報ずるといふ意味で島人は之を拝して居る。水の湧き出る笕の上に石の香炉が置いてあつた」と記される。現今の古湧泉の現況と同様である。 なお、古老の伝承によれば、古湧泉は字新城の小字下原から同東原への集落移動に伴って造られたとされる。すなわち、昔の旱魃時に「猫」がずぶ濡れになって出てきたことからマヤーガマと呼ぶ洞穴を発見し、その洞穴の延長方向を見定めて、古集落側に近い所から掘って古湧泉を造ったとされる（別途の伝承あり）。
遺構と遺物の概要	シマヌカー古湧泉は、ウリカー（降り泉）様式の横穴洞穴利用の湧泉であり、洞穴内に貯水槽や湧水を導く樋などを設けた県内屈指の湧泉である。洞穴の奥の八畳程の広場には、飲料水用の大きな一枚岩を掘り凹めた貯水槽とその傍らに洗い場がある。洗い場の後方は水捌けとなる洞穴が続き、その侵入口は大人が屈んで通るほど狭いが、3 メートル程進むと、高さ幅ともに 3 メートル程になって奥に続く。さらに 100 メートル程奥に進むと 100 畳程の大きなドーム状の広場となり、昔は村芝居の稽古をしたと伝える。 貯水槽に設置された 3 基の石製香炉は、それぞれシマヌカー古湧泉とマヤーアブ洞穴及び小字下原に所在する古湧泉の寄進とされる。香炉は、側面に方形の突帯を囲繞する概ね 18 世紀後半頃の製作と想定される。

地域住民との係わり	シマヌカー古湧泉は、字新城の生活用水源や信仰の場所として利用された。新生児の産湯に使うウブミジ（産水）、正月のワカミジ（若水）を汲むウブガー（産泉）である。戦前までは正月になると若水を迎えるといって各戸の男の子は朝早く水汲みに行ったとされる。旧暦 1 月 2 日の初御願、2 月 15 日の二月御祭・3 月 15 日の三月御祭・5 月 15 日の五月御祭、6 月 15 日の六月御祭、10 月 1 日の火の御願などのムラウガン（村御願）には、御嶽や根屋とともに拝された。戦時中には字民の避難壕として約 300 人が入居し、全員が命拾いした。現在でも新城区民による清掃が行われ、一帯の黙認耕作地の農業用水源としても活用されている。
-----------	---

④伊佐上原遺跡群

現地の様子	 遺跡の遠景  F地点竪穴住居跡 (沖縄県立埋蔵文化財センター蔵)  F地点竪穴住居跡断面 (沖縄県立埋蔵文化財センター蔵)  F地点竪穴住居跡断面と土器 (沖縄県立埋蔵文化財センター蔵)
遺跡群の現況	伊佐上原遺跡群及びそれに関連する遺跡は、普天間飛行場の北西側、字伊佐の小字上原、字喜友名の小字前原、字大山の小字岳之佐久原に所在する。一帯は、中位段丘縁辺の石灰岩丘と丘陵上を刻む谷地及び丘陵斜面が入り組み、ドリーネを成因とする鍾乳洞が随所に見られる。 本遺跡群に関する調査は、市教育委員会が昭和 54 年度以降に継続実施する市内全域の文化財詳細分布調査と那覇防衛施設局（現沖縄防衛局）が計画する陸軍送油管新設工事に伴う平成 3 年度の試掘調査、県教育庁による平成 14 年度から同 16 年度に及ぶ試掘・確認調査などである。 平成 18 年 3 月現在、伊佐上原遺跡群として 8 箇所の地点遺跡が確認され、それらの地点遺跡の界限には、伊佐ケレンケレンガマ洞穴遺跡、同上原古墓群、喜友名前原第二遺跡、同ウフシー遺跡、同前原第二古墓群、大山岳之佐久原第一遺跡、同岳之佐久原第一洞穴遺跡などが所在する。今次の重要遺跡の評価・選別の対象遺跡は、県教育庁が試掘・確認調査及び分布調査を実施した伊佐上原遺跡群 A・F・G 地点と同上原古墓群である。

試掘・確認調査等の概要	伊佐上原遺跡群 A 地点は、県教育庁の調査箇所のⅡ区ブロック 2 に相当する。宇座浜式土器を主体とする貝塚時代中期とグスク時代・古琉球の遺構及び遺物包含層が確認された。前者には未掘であるが竪穴住居跡の蓋然性が高い方形プランの遺構があり、後者には掘立柱建物跡の柱穴がある。一帯には、貝塚時代中期と考えられる石器の未製品（石材）や半製品が数多く散在し、当該時期の石器製作址とも想定される。 F 地点は、県教育庁の調査箇所のⅡ区ブロック 3 に相当し、カヤウチバンタ式土器を主体とする貝塚時代中期の竪穴住居跡が 2 基検出されている。炭素年代測定による暦年較正年代値は、それぞれ B. P. 3, 341～3, 172、B. P. 3, 440～3, 321 である。 G 地点は、F 地点の南西側に近接する伊佐ケレンケレンガマ洞穴遺跡の後背に位置し、周囲 30 メートル程を測るドリーネ状の凹地とその北側の平坦地に“ドリーネ周辺土坑群”と称する遺構群が形成される。個々の土坑は幅 50 センチ、長さ 200～250 センチ内外の長楕円形をなし、現地表面の目視では 60 余基が確認されている。土坑群の一部は、その周縁に拳大の礫を圍繞する。土坑の性格は不明である。 それらの地点遺跡の界限には、伊佐上原古墓群と喜友名前原第二古墓群を構成する洞穴墓・堀込墓・亀甲墓等の 88 基（平成 18 年 3 月現在）を数える近世・近代墓が散在する。
伝伊佐グスクと周縁遺跡	伊佐区在の古老によると、普天間飛行場の北西側の字伊佐と字大山の字界々隈に、“伊佐グスク”が所在したと伝える。『琉球国由来記』（1713 年編集）の各處祭祀の巻中、“伊佐村”の項に「伊佐ノ嶽、南風ノ嶽、小嶽」が記され、そのうち「伊佐ノ嶽」の神名は「マシラゴノ御イベ」である。その記載に関連し、本遺跡群 F 地点の近傍から「ワ いさ嶽原」、E 地点から「ワ たけたう原」銘の印部土手石が確認されている。前者の印部土手石の出土地帯を H 地点とし、土手の有無を含めて今後の詳細調査を待つ。 ちなみに、F 地点の南側に展開する喜友名前原第二遺跡では、A・B・C 区とする調査箇所から、グスク時代初期の概ね 12～13 世紀頃の掘立柱建物跡が検出されている。建物跡は、読谷村タシーモー北方遺跡や同村吹出原遺跡などで確認された大型建物（母屋？）と小型建物（倉庫？）のセット関係が想定される。 なお、伊佐ケレンケレンガマ洞穴遺跡及び大山岳之佐久原第一洞穴遺跡の洞内には、今次の沖縄戦の避難壕での生活様相を偲ばせる遺物が、ほぼ原位置の状態で残されている。
遺跡の種類の多様性、時代・時期の重層性、空間的な関連性のある遺跡群	伊佐上原遺跡群 A・F・G 地点と伊佐上原古墓群は、別途に地点名と遺跡名を冠した周縁に所在する遺跡と併せて、“地域の人間活動の在り方”が分かる集落遺跡・生産遺跡・墓地・戦争遺跡などの“多様な種類の遺跡群”であり、“地域の歴史の移り変わり”を知る早期から貝塚時代、グスク時代・古琉球、近世琉球、近代沖縄、沖縄戦に及ぶ“時代・時期が重層する遺跡群”をなし、それら“空間的に関連性のある遺跡群”の検討により“当時の地域社会と土地利用の在り方”を明らかにすることができる重要な遺跡群と言える。

⑤宜野湾メヌカー古湧泉

現地の様子	   
遺跡の現況	宜野湾メヌカー古湧泉は、普天間飛行場の東縁に所在する。現在、米軍基地関連施設から流れる土砂により次第に埋没し、石積みの一部も崩壊している。しかし、古湧泉への降り口の石畳や排水溝の石積は完全に残されている。字宜野湾郷友会では、かつての湧泉の景観を取り戻すために、「湧泉再生整備事業」を手掛けている。 古湧泉そのものは、直径約 30～40 メートル程の竪穴状に凹んだ陥没ドリーネの東側部分にあたり、ドリーネの西端には湧水の吸い込み口でもある長さ約 80 メートル余の「カーグムヤーガマ」と呼ばれる横穴洞穴に続いている。
遺跡の文献記録	琉球処分後の 2 年目、明治 14 年（1881）に第二代沖縄県令となった上杉茂憲は、沖縄本島全域の巡回視察を行い、同年 11 月 14 日に宜野湾間切番所に併設されていた中頭役所を訪問した。当時の日誌によれば、翌日の「十五日晴 朝冷氣甚シ 寒暑計六十六度 午前九時五十分 近傍村家ノ景況ヲ視察セラル 間里頗ル整フ 宜野湾ノ南 松林ノ麓ニ巨泉アリ 水甚ダ清澄 冷ナラズト雖 底深クシテ 三槽ニ分ツ 一村ノ人民 唯之ニ因テ渴セズ（後略）」[『沖縄県史料 近代 4』、1983]とある。日誌に記される「巨泉」は、位置・構造・視察の所要時間からすれば、宜野湾メヌカー古湧泉と相違なく、既に明治 14 年頃に石造建造物が建造されていたことが知られる。

遺跡の由来	宜野湾メヌカー古湧泉は、ウブガー・ウフガーとも称され、近代宜野湾同村の旧家である屋号茶司の祖先とされるチャシヌヒャーが、墓を造る目的で掘り下げたら、水が湧き出たために湧泉に仕立て直したとされる。戦前、「メヌカーの仕切りは飲料水、浴水、洗濯用水の三槽に区分されており、途中、浴水場のところは土砂くずれにあい昭和8年（1933）に改修が行なわれた。特に飲料水の所は字内法によって水汲みの方法等が厳格に規定されており違反者は処罰されることになっていた」〔波平勇夫、「農業と諸職」『ぎのわん』、1988〕とされる。その改修碑が現在の古湧泉の南東側に立つ「御万人のまさり拝ミすてやへら玉の産水のももの御恩」と刻された『産泉』碑である。改修事業はシルークルーと称される政争の解決に向けて実施されたとも伝える。 戦後、“村”内の旧水源地の大半が米軍により接収され、折からの旱魃に泣かされることになった。その解消に向けて、米国民政府の高等弁務官資金により昭和36年から翌年の8月にかけて簡易水道設置工事が実施された。メヌカー古湧泉に貯水槽と吸上げポンプが、トゥーディークーモーの高まりには貯水タンクが設置され、給水事業が開始された。しかし、「昭和四三年七月、市の上水道が当区に給水されたため、この簡易水道の給水を打切り、約六年間にわたる簡易水道事業は、終わった」〔宮城豊吉「戦後の字宜野湾」『ぎのわん』、1988〕とされる。
遺跡と人々の関わり	宜野湾メヌカー古湧泉は、飲み水を汲む人、洗濯・入浴をする人など字宜野湾の住民の集まる場所で、生活の中心地だった。戦前はウブガー（産泉）として利用され、正月の若水汲みやハチウビー（初御水）、綱引きの際の拝みなど、年中行事においてもたびたび拝まれていた。また、子どもが生まれた際はウブミジ（産水）としてその湧水につかわせ、結婚の際もその湧水でミジナディー（水撫で）を行い、亡くなった際もアミチョージ（湯灌）に使用するなど、人生の節目においても重要な役割があった。現在でも字宜野湾郷友会により、年に一度、カーサレー（湧泉浚い）と拝みが行われている。

⑥宜野湾クシヌウタキ遺跡

	遺跡の遠景 宇宜野湾郷友会によるクシヌウタキの御願 遺跡の遠景[1950 年代] 遺跡の近景[1950 年代]
遺跡の現況	宜野湾クシヌウタキ遺跡は、普天間飛行場の東縁、標高 90～100 メートル程の丘陵地とその西麓に広がる緩傾斜地に立地する。丘陵地は約 25 メートル内外の振幅をもって北西から南東方向に約 120 メートル延び、丘陵上面は平場をなして基盤の琉球石灰岩が剥き出しの状況にあり、宇宜野湾の共同拝所である 2 基の石祠が所在する。丘陵地の東辺は落差 7 メートル強の崖面が取巻き、その前面をシリガーラと称する小河川が流れる。
遺構と遺物の概要	平成 4 年 9～10 月、在沖米海兵隊員によって破壊された石祠の修復工事に伴う約 110 平方メートルの発掘調査が、市教育委員会により実施された。発掘調査により、西麓の緩傾斜地から、Ⅰ期とするグスク時代・古琉球の 14 世紀後半から 15 世紀前半にかけての掘立柱建物の痕跡である柱穴 8 基が検出された。これは、近世琉球の宜野湾村を形成する自然集落の一つとみなされる。しかし、拝所が位置する丘陵上面には僅かに生活遺物が散在するのみで、祭祀遺構の形跡はみられない。Ⅱ期の開始とする近世琉球の 17 世紀中葉から 18 世紀前半頃には、丘陵上面の地拵えする平場に 2 基の海砂利敷遺構が敷設され、継起的に無文銭が供えられる。これは、現在知り得るクシヌウタキ拝所の祭祀場と祭事行為の始源である。その北側の丘陵麓にも海砂利敷遺構が敷設され、その上位に「乾隆五十六年(1791)辛亥五月穀旦 宜野湾王子朝陽」と、「嘉慶八年(1803)癸亥九月穀旦 宜野湾王子朝祥」と刻銘する 2 基 1 対の凝灰岩製の灯籠がある。朝陽と朝祥は同一人物で、宜野湾間切の按司地頭である。Ⅲ期とする明治末年には丘陵上面の海砂利敷遺構に 2 基の石祠が建造される。古老によれば、西側の石祠は“ウタキヌヒヌカン”、東側は“フニシン”または“フニシンヌカミ”と称す。発掘調査により、東祠の内部に遺骨は皆無であることが知られた。
“御嶽祭祀”の在り方とその推移	本遺跡にみる祭祀場と祭事行為は、近世琉球の 17 世紀中葉から 18 世紀前半頃に丘陵上面を地拵えする平場に敷設される 2 基の海砂利敷遺構と継的に供えられる無文銭に始まり、明治末年に至って海砂利敷遺構に 2 基の石祠が建造されることが知られる。そして、祭祀場に宜野湾間切の按司地頭が寄進灯籠を建立するなど、その存立に首里王府の“公事”の関与が窺える。宇宜野湾及び市域における“伝統的な村落の御嶽祭祀の在り方とその推移”を検討するうえで重要な遺跡と言える。

⑦ 神山クシヌカー古湧泉

現地の様子	 古湧泉の遠景  古湧泉の近景  古湧泉の内部状況  古湧泉の近景[1950 年代]
遺跡の現況と伝承	神山クシヌカー古湧泉は、普天間飛行場の東縁に設置される米軍の給水タンクが立つ標高約 90 メートルの石灰岩丘陵に所在する。石灰岩丘陵は、カンミンモー（神嶺毛）またはカンミンヌウタキ（神嶺の御嶽）と称し、字神山の聖地である。古湧泉は、その西側崖下の横穴洞穴に形成された切石造りの湧泉である。 現在、古湧泉は給水タンク設置工事の際に掘削された岩塊や土砂により一部埋没するものの、昭和 20 年代の撮影写真をみると戦前の様相を残していると考えられる。
遺跡の伝承	古老の伝承によれば、クシヌカー古湧泉の水源は、上流にあったクシヌカーガシラという自然洞穴である。古湧泉の前方には溜池があり、湧き出た水は溜池の下手の穴に吸い込まれた。雨が降ると周囲の畑から水がクシヌカーガシラに流入するために水質は後述するメヌカー古湧泉に劣るが、水量が多いので利用者は多かった。古湧泉には、石製の香炉が据え置かれていた。古湧泉の製作年代は伝えられていないが、明治中頃生まれの方々物が物心つく頃にはすでにあつたとされる。
地域住民との係わり	また、クシヌカー古湧泉は、洗濯をしたり、夕方には男女ともに水浴びをする場所でもあつた。正月のワカミジ（若水）や産湯に使うウブミジ（産水）、母子の健康を願うミジナディー（水撫で）に使う水を汲んだり、カーウリー（湧泉降り）といって産着を洗う集落の重要なウブガー（産泉）でもあつた。アミチョージ（湯灌）に使うシニミジ（死水）や洗骨の水、イリガサー（麻疹）を治癒する時にも必ずクシヌカーから汲んだ。カンミンモーの石灰岩丘陵は琉球松やクロツグなどの樹木で鬱蒼とし、古湧泉の南西側に所在していたメヌカー古湧泉もまたワカミジやウブミジを汲むウブガーとして使用された。しかし、生活用水源としては坂道もあつたので利用者はクシヌカー古湧泉ほど多くはなかつたが、戦後の米軍による給水タンク設置工事の際に掘削された岩塊や土砂によりそのまま埋没したとされる。

⑧ 神山トウン遺跡

現地の様子	 遺跡の遠景  遺跡内のトウン拝所  遺跡内の井戸
遺跡の現況と伝承	神山トウン遺跡は、普天間飛行場の東縁、標高 81～99 メートル程の丘陵平坦地に立地する。遺跡地は、神山古集落の北縁に位置し、字神山の拝所である。 トウン拝所の石祠は、三方の壁を一枚岩で囲い、南方の拝む部分だけが開いている。石祠の中には石製の香炉が 1 つあり、香炉の後方には石が 1 つ置かれる。拝所を担掌する字神山の草分けとされる屋号比嘉の屋敷地の北側に位置し、その屋敷地の裏側にはトウン拝所に至る道筋が通っていたとされる。なお、トウン拝所の前庭には高さ 3 尺程の四角い石が据え置かれ、古く種子取遊びと呼ばれるムラアシビ（ムラ遊び）の際に「按司」または「長者の大王」が座る石と伝承される。
遺跡の伝承	字神山は、昔は宜野湾古集落の「属地」でヒジャバルと称され、約 400 年前に字宜野湾から屋号ヒジャ（比嘉）がハルバーン（原番人）として来てそのまま住みつき、神山の草分けである根屋となり、やがてその周辺に家々が建ち集落が造られた。集落はヒジャヤードゥイ（比嘉屋取）またはヒジャグワーヤードゥイ（比嘉小屋取）と称される。すなわち、「もと、ヒジャグワーヤードゥイがあり、そのヤードゥイを守るために、ギノーンヌミートキシグワー、ヤマシロケイ、シマブク、シンガキが、ウヌヤードゥイ、マムイガ、ヤラサッタン。最初はミートキシグワーである。彼らがアチマティ、チャーミジワカチヌムンリチ、イシミーチ、イーシティ、ウヌトウンウトーティ、チャーワカチ、ヌランサクトウ、ウマカラヌ、ヒヌカンリーシェーハジマイ、ディキタンリヌ話である。ヒジャッヤードゥイはヒジャッヌヤシチである。そこは、シマヌイチバンクシである。ヒジャッヌヤシチヌアシャギにはウカミヤーがあり。戦前、そこにはヒヌカンが 1 つあった。ヒジャはニーヌヤー、ニードウクマと呼ぶ。ヒジャには、ウカマ（ヒヌカン）1 ケ、コーロ（クニムトゥ）6 ケがカミアシャギにあった。

地域住民との係わり	トゥン拝所はトゥンムウイとも呼ばれ、前方には広い庭があった。そこで、青年達が相撲をとったり重い石を投げて競い合ったりした。また、トゥン拝所はカンミンモー・比嘉根所・湧泉と併せて、作物の植え付け後に行われる農作物のウガン（御願）である 2 月 2 日のクスィッキー（腰憩い）、6 月 15 日の綱引き、稲の豊作を願う 9 月のタントウイ（種子取）に拝された。タントウイには字内の各世帯でもトゥンを拝んだ。 昭和 25 年頃、米軍からの移転命令を受け、トゥン拝所を含むカンミンモー、比嘉根所、テラガマ、メーヌカー、クシヌカー、ミーガー、イームイ、アカムウイ、伊波の東のカジマヤー（辻）などの基地内の拝所群はマーカーガマに移設された。その後、昭和 51 年に現在の字神山郷友会事務所の敷地内に設けた祠に再移設された。現在、敷地内には下記する①～③の 2 基のセメント製祠と 1 基のセメント造りの塚があり、①の祠に村代火神・根所の火神・先代火神／根所クサイ神・根所神、②の祠に新川・後之川・前之川／頓／寺窟／神嶺の香炉が寄進され、③の塚にはアジガユーヌウファカが遷座している。ちなみに、①の祠は、昭和 53 年に地域で悪しき事が生じたために、ユタの判示により、昭和 53 年旧 9 月 25 日に新たに建立されたとされる。
------------------	--

⑨神山テラガマ洞穴遺跡

現地の様子	洞穴の入口 洞穴内の拝所 線刻石板の出土状況 遺跡出土の線刻石板
遺跡の現況と古老の伝承	神山テラガマ洞穴遺跡は、普天間飛行場の東縁の樹林に覆われた地域に所在する。遺跡は、標高 106 メートルを測る低平な丘陵に、東西約 2 メートル、南北 1.5 メートル程の大きさで縦穴状に開口する洞穴遺跡である。洞穴は略東－西に発達し、洞長は 50 メートル余である。本洞穴は、字神山の共同祭祀場であり、戦前まで 6 月の綱引きや 9 月ウマチーに拝され、“ハマウリ”と称する厄払いを行う場所でもあった。祭祀場は、洞口直下の小テラスに位置し、石筍を後背として海砂利が敷き詰められ、18 世紀後半頃の製作と想定される側面に方形の突帯を圍繞する凝灰岩製の香炉などが略南面して据え置かれる。古老の伝承によれば、戦前に洞内には「魚・家・船などの象形文字の彫られた石が三個」、または「高さ一尺～一尺五寸、幅七寸程の平石が、香炉の後ろに三つ」立っていたと伝える。それらの伝承を念頭に、昭和 56 年 12 月 21 日に市教育委員会が洞内調査を行い、祭祀場の香炉周縁から 2 例の“線刻石板”が確認された。

遺跡出土の“線刻石板”	確認された“線刻石板”は、いずれも市域に原材料の産しない結晶片岩である。一例は、半割するが駒形に整形された完体で、線刻は一過による直線の組み合わせを基調とするためにタッチが鋭いわりには浅く、+印を中軸にして記号化の発達した図形を略4箇所に分け、表裏ともにほぼ同様な配列で構成される。他の1例は、裏面に粗割面を残す断片で、その図形から“石板”の左下の隅部に相当する。線刻は深みのある楔状の鋭利な彫りで、周囲に枠線を施し、その内外の図形を画したものである。
“線刻石板”の出土分布と機能	平成18年3月現在、“線刻石板”の出土地は、本遺跡の2例を含め5箇所9例及び出土地不明1例である。それらの出土地は、『おもろさうし』巻15の「うらおそい きたたん よんたむざ おもろ御さうし」（1623年編集）の範囲と一致する。“線刻石板”の解釈には、①近世農具資料、②琉球の古代文字、③港の情景を描いたもの、④祭祀・信仰に関わるものであるとの見解がある。そこで、県下において“線刻石板”の利用の在り方が窺い知れるのは、古老の伝承にも裏打ちされるように、「村落の祭祀場に据え置かれた香炉の背後」と想定される本遺跡の例品のみである。

⑩ 神山後原ウシナー跡

現地の様子	 ウシナー跡の遠景  近景 ウシナー盛土  ウシナー跡の近景〔盛土と広場〕  盛土の発掘調査風景
遺跡の現況と試掘調査	神山後原ウシナー跡は、普天間飛行場の東南部の樹林に覆われた地域に所在する。民間地からみると宜野湾市自動車教習所の北西側、マーカーガマとアンガーの間で、旧神山集落とは、東側に直線距離にして150メートル程の場所にある。ウシナー跡は、いびつな円状の土手と中の広場、いくつかの付帯施設と考えられる遺構からなる。標高は100メートルから103メートルと宜野湾市の地形の特徴である海岸段丘の第4面（中位段丘上位面）に位置している。遺跡周辺は、テラガマやウクマバカも所在し、戦前から竹林の繁茂する場所であり、それは現在も変わらない。 本遺跡は、平成2年度的那覇防衛施設局（現沖縄防衛局）による倉庫・整備工場等の建設計画の際に行われた埋蔵文化財有無確認調査により確認されたものである。その後、平成15年度から同19年度にかけて市教育委員会による範囲確認調査が行われた。

遺構の概要	闘牛場跡は長径約 25 メートル、短径約 23 メートルの若干いびつな円形で、断面が蒲鉾状の土手が東側から西側に取り巻き、南側は石灰岩の岩盤が露出しているが、80 センチ程の段差がある。北側と西側の土手は、高さが 80～90 センチ程ある。しかし、東側は 10～20 センチ程の若干の高まりがあるだけの状況で、東側の土手の下場が広がっていることから東側の土手は崩された可能性があり、東側の土手上部の土は周辺に敷きならされたものと考えられる。南側の露出した石灰岩は割れ面が鋭利であり周辺の土が挟り取られている状況から、闘牛場の廃棄後に石灰岩を切り取ったものと考えられる。北西側には、木戸口と呼ばれる闘牛を出し入れしたのと考えられる幅約 3 メートルのスロープがみられる。 闘牛場として使用された面は、地表下 20 センチ前後の深さにある。地表面は東西方向にはほぼ平坦であるが、南北方向は南側から北側に向かって緩やかに低くなる。現在の闘牛場にみられる砂などは確認されない。また、闘牛場の北側に若干平坦な広場があり、また西側の土手の外側には闘牛場の何らかの施設と考えられる箇所も確認される。
地域住民との係わり	闘牛場跡は、造成当初そのままの状態であり、ほぼ全景がみられるものである。造成した年代は、文献や口伝はなく、また調査でも遺物からの特定もできなかった。しかし、沖縄県、宜野湾市における闘牛自体が近代以降に定着したとされることから、近世にさかのぼることはないものと考えられる。口伝では、この闘牛場は、平坦で観覧席はなく、明治末年頃、字神山のアカサージ（赤鉢巻）という闘牛が、字喜友名のカジマシーと対戦したときに相手を蹴散らした後に、闘志がおさまらずその余勢で人を殺傷したとして、警察から禁止され廃絶したとされる。字神山ではその後、闘牛場を明治 44 年（1911）に黒数原のムスルと称される地に移設したとされる。本闘牛場をモトウシモー、新設した闘牛場をミーウシモーと呼んだ。 遺跡地周辺は、昭和 20 年頃の普天間飛行場の造成以前と比較しても、土地改変の波を被ることなく、良好に保全されている地域であり、闘牛場跡のすぐ脇には飛行場造成以前の里道があり、字喜友名から宜野湾街道を抜けて闘牛場の北側で 2 つに分岐し、北側の里道は神山集落へ、東側の里道は愛知集落へと続いている。北側には里道をはさんで田畑の区画と思われる盛土が連なっている。

⑪赤道渡呂寒原屋取古集落

現地の様子	 遠景  屋敷跡 母屋・台所・アサギ  共同井戸  フール(豚小屋)
遺跡の現況と試掘調査	赤道渡呂寒原屋取古集落は、普天間飛行場基地内の東南部の樹林に覆われた地域に所在し、民間地側からは宜野湾中学校の北西に直線距離で約 200 メートルの場所にある。赤道渡呂寒原内にあり 4 つの屋敷跡からなる。家屋周辺に張り巡らされている盛土等において区分されている。一帯は標高 90 メートルから 95 メートルにかけて位置し、クチャと称する島尻層と琉球石灰岩がみられる場所であり、集落にある 3 ヲ所の井戸はいずれも水位は地表下 8 メートル程にある。 赤道渡呂寒原屋取古集落は昭和 63 年 11 月の那覇防衛施設局（現沖縄防衛局）による植栽工事の際にかろうじて保全された。その後、平成 15 年度から同 19 年度にかけて市教育委員会による範囲確認調査が行われた。その後、平成 15 年度から同 18 年度にかけて市教育委員会による範囲確認調査が行われた。今次の重要遺跡の評価・選別の対象遺跡は、「上記の保存が良好な 4 件の屋敷地」である。
遺構の概要	古集落は 4 つの屋敷跡から成り、屋敷を区画する盛土があり、周囲には屋敷林であろうビロウ、ガジュマルもみられる。盛土は高さ 0.9～1 メートル程で、調査では周囲に溝があることがわかった。また、盛土の間は人が余裕で通れる。 4 基ある屋敷跡で 2 号屋敷跡は保存状態もよく、ほとんどの基礎が残っている。母屋、台所、アサギ（離れ家）、フール（トイレ兼豚小屋）、畜舎など沖縄の伝統的な屋敷の基本的な建築物がそろっている。家は四隅に琉球石灰岩の石柱を建てた石バーヤと呼ばれる家で、石柱と石柱の間に梁をわたり、垂木を巡らせて、茅を葺いていたと思われる。壁は土と石の土壁と竹を編んだチニブであろう。屋敷内にはキューチブ（肥溜）、水瓶などもある。 範囲確認調査を行った屋敷跡は 1 号屋敷跡で、地表面には見られなかったが、石柱、前庭の石敷、焼土や炭の集中、溝などの遺構が保存されており、上記の屋敷配置などの復元も可能である。また、改築をうかがわせる遺構も見られた。この調査の遺物からは、1 号屋敷跡は近代以降に含むものと考えられるが、改築を考慮すると近世にさかのぼる可能性もある。このほかの 3・4 号屋敷跡でも、井戸、キューチブ（肥溜）、フール、ヒンプンと思われる遺構などがみられ範囲確認調査は行っていないが、1 号屋敷跡同様、遺構が良好に保存されているものと考えられる。 井戸は 3 ヲ所あり、内 1 つは共同井戸とおもわれ 1・2 号屋敷跡の住民が使用したと考えられる。石敷きの洗い場やそれを保護する石積み、排水溝などもみられる。

地域住民との係わり	屋取集落は、琉球王国時代に職を失した那覇・首里の士族層が地方へ移り、定着した集落をいう。赤道屋取集落の発祥は、1800 年頃から 1800 年後半にかけて仲村渠・多和田・喜屋武・島袋・長堂などの先祖が入植してきて開拓をはじめ定住し集落を築いたとされる。赤道屋取集落は、南方は愛知屋取集落、北方は野嵩前屋取集落、東方は中城村北上原に接している。宜野湾市のほかの屋取集落と同様に旧士族層の多く住む地域であり、世帯は 60 余戸であった。屋取集落は、伝統的な村落（字新城・神山・宜野湾等）から土地を借地して耕作するために、常に農耕に励んでいた。伝統的な村落の集村形態と違い、耕地の中に家を建てて住む散村形態であり、本屋敷跡の周辺も畑であった。また、赤道屋取集落は闘牛が盛んなことで知られ、全世帯が専業農家で牛・馬・豚が飼育していた。主な農作物は甘藷・甘蔗・大豆で、砂糖小屋で黒糖も多く生産されていたという。
-----------	---

⑫赤道渡呂寒原古墓群

現地の様子	遠景 古墓群内の亀甲骨墓 雍正 14 年(1736) 古墓群内の亀甲骨墓 乾隆 23 年(1758)、古墓群内の亀甲骨墓 道光 7 年(1827)
古墓群の現況	字赤道は字宜野湾と字神山に跨って形成された屋取集落で、昭和 14 年(1939) に字神山から小字渡呂寒原・総喜呂原・半田原、字喜友名から小字上原、字新城から小字仲毛原の一部を分離して新設された行政区である。 赤道渡呂寒原古墓群は、普天間飛行場の東縁、飛行機エンジン調整・修理用の消音施設を取り巻く原野・灌木地帯に散在する多様な古墓を総称する。それには、施設の東側の標高 90 メートル台の高まりの西麓に連なる亀甲骨墓を主とする 12 基の古墓、その後背に位置する標高 88 メートル内外の袋状凹地を取り囲む 20 基内外の無底の掘り込み墓と平葺墓など、施設の南側に分布する亀甲骨墓群と陥没ドリナーの岩陰を利用した野面石積みの古墓がある。これらの古墓群を、前者よりⅠ・Ⅱ・Ⅲ群と仮区分する。今次の重要遺跡の評価・選別の対象遺跡は、Ⅰ群とする「亀甲骨墓を主とする 12 基」である。

亀甲墓の概要	赤道渡呂寒原古墓群 I 群は丘陵軸線に沿って、長さ約 120 メートルの直線上に西面して連なる。その内 7 基を数える亀甲墓には、造墓年が推定される古墓が 3 基所在する。1 つは、第 2 号墓と称した亀甲墓で、墓室正面壁の上面に「雍正拾四年壬辰（西暦 1736）仕立□□」と墨書され、都合 16 基の蔵骨器が正面壇と段下りの左右壇及び正室に安置されている。正面壁には“シチキ”と称する合葬納骨施設が掘り込まれている。なお、同古墓のサンゴ石灰岩製蔵骨器の 1 つには、「いさ阿さな／女房思たま／男子兄いさちくとのちゃ□／より此すいし□申請候／以上／康熙十三年甲□ら（西暦 1674）六月十八日」と記され、蔵骨器の方名である“ズシ（厨子）”の古色の用例などが知られる。 第 9 号墓の墓室正面壁の合葬納骨施設の蓋には、「道光七丁亥（西暦 1827）十月よ里同／八年戊子五月迄相仕廻／太工徳玉那覇筆者四人二而上江洲筑親雲上建立／祖父母相招宗／附墓敷地□宜野湾村添地分小帳記表／同八月十八日顕之／仲門」と沈刻され、造墓の年代はもとより造墓の経緯や墓敷地の取得の一端が記されている。 第 12 号墓のボージャー甕型蔵骨器の蓋の裏には、「墓仕立主たる親富祖／母／同人男子／か満戸／右兩人骨治入／申候尤此墓之儀／是与左之方たる／跡敷神主付／又右之方者／せふ棚原／主付／大清乾隆二十三戊寅年（西暦 1758）十一月廿日」、サンゴ石灰岩製蔵骨器の身正面には、「乾隆三拾一年丙戌（西暦 1766）八月廿六日／洗骨墓仕立主樽□慶次」とある。墓室は、正室と奥壇及び段下りの左右壇からなり、墓室正面壁には左右に蓋閉じの合葬納骨施設が掘り込まれている。
亀甲墓の造墓年代と 古墓の造り	本古墓群の上記する 3 例の亀甲墓の外部構造は、いずれもその墓式の構成要素とされる甲・眉・屋形廻り・臼・手・袖石・庭囲い・三味台などが意匠されている。市域に散在する亀甲墓の造墓年代が推し量れる墓の造りは、記載年代が降る順に、眉の比高（眉高／眉曲部長）は高まり、眉両端の反りが厚くその上縁端が外反する傾向にあるが、本古墓群の 3 例の亀甲墓もその序列を証左するものである。 市域における“亀甲墓の受容年代と造墓の変遷”はもとより、“造墓の経緯や墓敷地の取得、蔵骨器の方名であるズシの古色の用例”などを知るうえで重要な古墓群と言える。

⑬上原濡原遺跡

現地の様子	 遠景  畝間状溝列遺構  2号土坑内出土石器  1号土坑
--------------	--

遺跡の現況	上原濡原遺跡は、原野と黙認耕作地が広がる標高約 66 メートルの平坦地に所在し、小地名「濡原」のとおり雨天時に冠水する排水性が悪い場所である。平成 5 年度、那覇防衛施設局が計画する陸軍送油管新設工事に伴う約 600 m²の緊急発掘調査が、市教育委員会により実施された。発掘調査により、かつての地形は幅約 50 メートル、落差約 4 メートルの谷地形をなすことが把握され、連合軍総司令部第 64 地図大隊作製の昭和 23 年調製図から略北東－南西方向に約 320 メートル延びる谷底低地に立地する遺跡と判断された。
遺構の概要	遺跡の堆積土は基本的に 7 枚に分層され、1 層と 2 層は昨今の堆積土、3 層から 5 層までの約 3 メートルの土層が農耕址と想定された。そのうち 3 層は近世琉球頃、4 層は不明、5 層が貝塚時代中期相当の層準である。6 層は不明、7 層は地山赤土である。 5 層検出の遺構には、複数の畝間状溝列・2 基の土坑・2 条の溝・2 面の焼土面などがある。畝間状溝列は起点の軸線を同じくし、同一方向に並ぶ複数の溝である。溝列は他の溝列と切り合い関係にある。農耕址の耕作面であろう。1 号土坑は谷底の最低面に位置し、平面は径 100×103 センチ程の円形、掘り方は深さ 217 センチ程の筒状である。埋土は一過の堆積状況にあり、壁面は丁重な仕上げである。坑の北縁には用排水溝と考えられる下記の 1 号溝が接続する。用水池であろう。2 号土坑は谷間の西側高まりにあり、平面は径 80×86 センチの円形、掘り方は深さ 171 センチの筒状である。上部の埋土中から 1 個体相当の土器大片と擦石が出土している。貯蔵穴であろう。1 号溝は前記の 1 号土坑に連なって北側に延び、幅 88 センチ、深さ 36 センチを測る。用排水溝であろう。2 号溝は谷底の東側にあり、幅 40 センチ、深さ 30 センチ内外の南側から西側に曲折する溝である。用排水溝であろう。焼土面は 2 面ともに近接して谷間の東法面にあり、炭化材が集在し、土面が赤く焼けている。焼土面の内外には、砥石などの石器が散在する。
出土遺物と炭素年代測定結果	5 層出土の人工遺物には、土器と石器 30 点内外がある。それらの出土箇所は、下記する 1 号土器が谷底凹地の最低面から出土したことを除き、谷間の両法面と西側の高まり部にほぼ限定される。それら遺物の組成は土器が極めて僅少であることに比し、各種の石器が多く、石庖丁形石器や板状砥石それに不定形の鋏状石器の種類が見られるなど、同時期の集落址の遺物組成とは異なるものである。1 号土器は山形突起を持つ甕形の完形土器で、谷底最低面の 1 号土坑の傍らから出土した。土坑と関連する祭祀土器と考えられる。他に西側高まりの 2 号土坑から、1 個体相当の土器大片が出土している。炭素年代測定によれば、1 号・2 号焼土面出土の 4 点の炭化物は 3,710±110、3,550±120、3520±100、2860±190 年前、2 号土坑出土の炭化物は 2,940±90 年前である。
原初的農耕址の把握	以上のことから、本遺跡は少なくとも“貝塚時代中期相当の遺構群”と判断され、遺構と遺物の存在状況からすれば何らかの生産遺跡（農耕址）と把握される。その推察が妥当であれば、農耕跡は同一面の土地を複数回にわたって耕作する常年の畑址と考えられる。そのことは、少なくとも“貝塚時代中期が自然物採取と原初的農耕が組み合わさった複合的な経済”であったことをも意味する。

⑭宜野湾並松街道跡

現地の様子	 宜野湾並松  宜野湾並松街道跡[新垣義夫氏蔵]  普天満宮鳥居付近
遺跡の概要と現況	普天間飛行場基地内には、戦前の国指定天然記念物である宜野湾並松が鬱蒼と生い茂る街道が走っていた。並松は戦前まで嘉数から宜野湾・神山・新城等の集落を通過し、普天間の普天満宮までの間にジノーンナンマチないしジノーンマーチャー・ジノーンマーチバーとも呼ばれ、当時の宜野湾村民のみならず広く県民に親しまれていた。街道は近世には中頭方東宿・国頭方東宿、近代には中頭郡道を構成する宜野湾街道、中央線を構成する普天間街道と名称変更はあったものの、長くその時々の幹線道路であった。 昭和 20 年（1945）4 月 1 日の米軍上陸後、普天間飛行場は米陸軍工兵隊が本土決戦に備えて「滑走路の建設工事は 1945 年 6 月 15 日に開始、同 9 月 1 日頃完工した〔県公文書館所蔵の米軍撮影写真キャプション和訳：「資料コード(CD):0000013372」〕とされる。宜野湾並松街道もその工事と以後の拡張工事等の進捗に伴い、かつての街道の道筋も街道に沿って連なる近世琉球から戦前までの伝統的な集落や湧泉・御嶽等の村落景観と併せて眼前から消失した。しかし、現在でも新城・神山・宜野湾古集落などの近世琉球・近代沖縄に相当する遺跡が数多く残存していることから、「試掘・確認調査の結果、遺跡の保存状態が良好で、検出遺構・出土遺物等の内容等から見て、市の歴史・文化を考える上で多くの情報を得ることができると認められる遺跡である」と考えられる。

国指定名勝「宜野湾街道ノ松並木」	宜野湾並松は、昭和 7 年(1932)10 月 19 日付、史蹟名勝天然記念物保存法第 1 条の規定により文部省告示第 218 号にて国指定天然記念物に指定された。指定名称は「宜野湾街道ノ松並木」である。指定範囲は「那覇普天間線道路敷中普天間宮前ヨリ三十七メートル、泡瀬普天間線道路敷中普天間宮前ヨリ二百五十五メートル及普天間首里線道路敷中普天間宮前ヨリ宜野湾村ト浦添村トノ境界に至る間」とされ、「其の延長約一里半、株数二、九四四本、目通幹圍八尺以上のもの一二三株、琉球松の並木として代表的なもの」であった[『史蹟名勝天然記念物』第 7 集 第 11 号、1932]。『史蹟名勝天然記念物一覧 沖縄県(1936)』に「延長実に五千八百七十二米」とされることから、単純計算すれば 3.989 メートル毎に 1 本の割で植付られていたことになる。
宿道の開設と植付の由来	1646 年作成とされる『正保三年琉球国絵図帳(写)』とその絵図を踏襲して調整された『元禄十五年琉球国絵図』には宜野湾並松に相当する道筋の記載及び図示はなく、18 世紀頃の作成と考えられる『薩摩藩調整図』に図示されるのが初見であろう。『球陽』附巻の 1644 年の項に「王、始めて普天間神社に拝謁す」とあり、尚賢王の代に始まったとされる国王や王府の官人層が旧暦 9 月に普天満宮へ詣でる「普天間参詣」にも利用された。また、『魏氏慶佐次家家譜』に「康熙三十九年(西暦 1700 年)十一月二十日、王世孫の尚益公が薩州から無事御帰還なされたことにより、王世子の尚純公が宜野湾間切において神仏へ願かけ成就のお礼参りの祝事をなされ」と記される。 なお、『羽地家家之伝物語』には、「尚純様有故 宜野湾間切江御引越被遊侯故王子按司親方以下毎日替伺御機嫌被相勤 間切ヨリ御屋敷并御花園御屋敷差上、御馬場并御馬輪作調差上、其時、普天間より浦添後 並松植付為被仰付由、伝有之侯」とあり、尚貞王の世子尚純(1660~1706)の命で、「普天間から浦添の後方まで沿道に並松を植付させたことを伝えている。(中略)ちなみに、当時の宜野湾間切は尚純の母方(章氏宜野湾親方)の領地であり、尚純の長子、王世孫尚益の加増領地でもある。[『球陽』、『異本王代記』、真栄平房敬「普天間宮への道」『沖縄県歴史の道調査報告書—中頭方東街道』、1988]」。このように、「浦添仲間以北の普天間宮への道は国王の普天間宮参詣と宜野湾間切の創設、それに世子尚純の宜野湾寓居など 17 世紀以降の歴史の流れの中で参詣道並びに宿道として整備され」たことが知られる[真栄平「上同」、1988]。
宜野湾街道の拡張整備	首里から普天間までの中頭郡道の拡張整備工事は明治 33 年(1900)1 月から始まり、明治 35 年 1 月に完成した。街道整備工場の経緯について、明治 35 年 5 月 7 日の『琉球新報』に、「首里普天間間三里の道程平良村より浦添役場を経て宜野湾間切嘉数村に至る凡そ一里の間は坂又坂で中にも平良村の彼方なる経塚安波茶村の彼方なる馬コロバシ等云う坂は騎馬のままでは昇降もできぬ程の險路この坂路の昇降には信心も半ば失せしなるべし。さるを中頭郡長朝武士干城氏郡内各間切の吏員等と謀りて新道改築の計画をなし郡書記花房良貞氏工事を督し平良橋より新道を開通して浦添間切西原村の前に出でヒヤ碓に至って旧道と連接せしめ此処より普天間に達する旧街道も凹凸をならし勾配を緩ふし一面タタキにしたれば今は人力車にて二時半乃至三時間にて優に往復が出来る様になれり(後略)」とある。 『中頭郡誌(1913)』には、「中央線は所謂普天間街道にして首里より浦添に入り宜野湾村普天間に通じそれより中城越来美里を貫きて国頭郡金武村に向かふもなり、其の延長凡八里普天間街道は普天間宮参詣者多く腕車の往来常に絶えず」とあり、沖縄本島の幹線道路として活況を呈した。

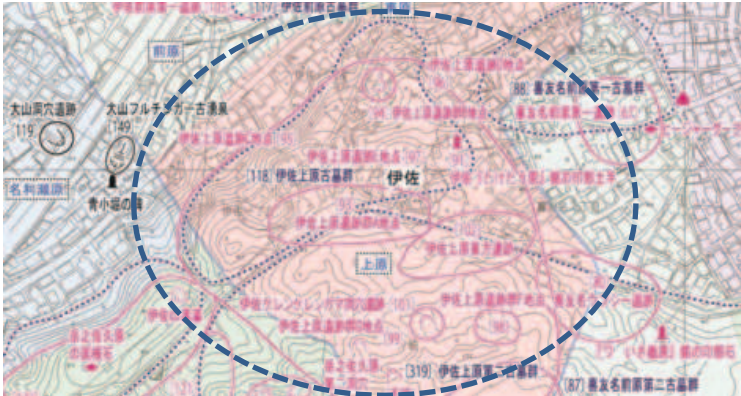
戦禍での宜野湾並松の消滅	今次の沖縄戦に際し、昭和 20 年(1945) 2 月 20 日、沖縄守備軍第 62 師団(石部隊)独立速射砲第 22 大隊長から速 22 作命丙第 7 号により、「一. 師団ハ普天間一宜野湾道、松並木伐採ヲ実施ス 大隊ハ前項作業ニ協力セントス 二. 第一、第三中隊長ハ各々兵一名を差出シ明二十一日正午宜野湾国民学校ニ於テ師団工兵隊長ノ指揮下ニ入ラシムベシ 三. 細部ハ副官指示スヘシ」の命令がなされた [『独立速射砲第 22 大隊 第 1 中隊陣中日誌』]。市内中原区在の仲村春英氏によれば、「昭和二十年三月二十五日以降、私は松並木で有名な宜野湾街道の松を切り倒すため徴用された。街道の松をノコギリで切り倒し、道路に敷いた。この作業は米軍の戦車が通るのを阻止するためだった。二人一組で、一日に三本以上は倒した。赤道一長田あたりから十二、三人以上は徴用されていた。別の村からも徴用されていたのでかなりの数だった。ノコギリなどの道具は持参で、無報酬。この作業は一ヶ月近く続いた [宜野湾市がじゅまる会編『戦禍と飢え』、1979]」。宜野湾区在の比嘉盛栄氏(明治 37 年《1904》生)は、「宜野湾部落には、並松(松並木)が相当あったんだが、この松に戦車隊の連中が、ドリルで穴をあけて、火薬をつめていました。なぜそうするかといったら、米軍が上陸したらこれに火をつけて、松の木を倒して障害物にするんだと言ってました。実際は、米軍が上陸する前の空襲のとき、火薬をつめてあったから並松はよく燃えよったです [石原昌家「宜野湾住民の沖縄戦体験と戦後生活の出発」『ぎのわん』、1988]」とされる。」 戦後、宜野湾並松の一部は、字普天間や字嘉数などの旧街道筋に 1960 年代まで残っていたが、道路拡張工事やマツクイムシの被害等により消滅した [写真集『ぎのわん』、1991]。
----------------------------	---

(6) 現状の把握

重要遺跡の現地の様子を把握するために必要となるチェックリストを作成した。なお、重要遺跡の現状を十分把握するための指標として、以下の調査項目を設定した。

- ①位置・範囲の確認
- ②地点までのルート
- ③地形等の特徴の把握
- ④土地の区画形質の変更状況
- ⑤水と緑による景観
- ⑥歴史的景観の雰囲気
- ⑦重要遺跡等の判別状況
- ⑧周辺地区も含めた特性の様子
- ⑨保存・活用から見た課題
- ⑩跡地利用計画との関係
- ⑪既往調査資料の有無

●重要遺跡のチェックリスト（現状の把握）

1／名称・調査地 [伊佐上原遺跡群]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☒ 判別があいまいである（理由：埋蔵された遺跡、範囲が不明確）
② ルート	☐ 地点（範囲）までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他（不明）
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他（不明）
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている（遠景から判断） ☐ シンボルとなる木がある（例： ） ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他（ ）
⑥ 歴史的景観のイメージ	☐ 歴史・文化的な雰囲気が残っている（例： ） ☐ 歴史・文化的な景観を連想させる（例： ） ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている（例： ） ☐ まったく感じられない ☒ その他（不明）
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない ☒ その他（盛土）
⑧ 周辺地区も含めた特性	・滑走路の西側に連続する丘陵斜面地に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・丘陵斜面地の緑地帯保全との整合を図る。
⑩ 跡地利用計画との関係	・自然環境の保全、活用の仕組みづくりが求められる。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真  遺跡の遠景 ☒ 地図（位置・範囲） ※宜野湾市文化財情報図 

2／名称・調査地 [宜野湾クシヌウタキ遺跡]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☒ 目視・地図等で明確に把握できる(樹林地で覆われている可能性あり) ☐ 判別があいまいである (理由:)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(丘陵地、緩斜面地)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ☒ その他(不明)
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている(遺跡の一部が残されている) ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☒ 水場、水路がある(シリガーウ) ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☐ 歴史・文化的な雰囲気が残っている ☐ 歴史・文化的な景観を連想させる ☒ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(拝所・祭祀跡) ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☒ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・緑の覆われた谷底低地に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・地域行事の継承に必要な空間の確保を図る。
⑩ 跡地利用計画との関係	・緑地の保全、郷友会等の活用との整合が求められる。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真  現存する寄進灯籠 ☒ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

3/名称・調査地 [神山トウン遺跡]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☐ 判別があいまいである ■ その他(大まかな位置は確認)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ■ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(丘陵平坦地)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ■ その他(不明)
⑤ 水と緑の景観	☐ まとまった樹林地で形成されている(例:) ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☒ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☐ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(例:) ☐ 歴史・文化的な景観を連想させる(例:) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☒ 保存状態がよい(一部遺跡) ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・西側に開けた緩斜面地に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・地域行事の継承に必要な空間の確保を図る。
⑩ 跡地利用計画との関係	・歴史的な景観の形成に配慮が求められる。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真   遺跡内のトウン拝所 遺跡内の井戸 ☒ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

5／名称・調査地〔 新城古集落 〕	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☐ 判別があいまいである ■ その他(大まかな位置は確認)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ■ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(丘陵平坦地)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ■ その他(不明)
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☐ 草地 ☐ 雑木林 ■ 水場、水路がある(イシジャー) ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☒ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(擁護木、屋敷囲い石垣の一部) ☒ 歴史・文化的な景観を連想させる(擁護木、屋敷囲い石垣の一部) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☒ 歴史・文化的な形態が残っている(擁護木、屋敷囲い石垣の一部) ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・滑走路の北東縁に位置し、一部ではあるが屋敷林が残っている。
⑨ 保存・活用から見た課題	・多くの遺構や遺物等から伝統的な村落の研究に寄与すると思われる。
⑩ 跡地利用計画との関係	・歴史的な景観形成とともに、市街地に近接する影響を考慮する必要がある。
⑪ 既往調査資料	■ 沖縄県 ■ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ■ 写真  遺跡の遠景[左側の木々が屋敷林] 遺跡の近景 ■ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

6／名称・調査地 [赤道渡呂寒原屋取古集落]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☒ 目視・地図等で明確に把握できる(基地境界部に近接) ☐ 判別があいまいである (理由:)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(丘陵平坦地)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ☒ その他(不明)
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☒ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(屋敷区画の盛土、屋敷林) ☒ 歴史・文化的な景観を連想させる(母屋、台所、アサギ、フール、畜舎跡) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☒ 歴史・文化的な形態が残っている(集落の生活様式を窺わせる) ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・市街地の赤道に隣接し、まとまった樹林地、屋敷林が残っている。
⑨ 保存・活用から見た課題	・屋敷地内には、伝統的な民家を構成する施設が残っている。
⑩ 跡地利用計画との関係	・普天間飛行場内に残る数少ない集落の遺構の保存・活用の在り方に配慮する。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真   遠景 屋敷跡 母屋・台所・アサギ ☒ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

7／名称・調査地 [新城シマスカー古湧泉]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☐ 判別があいまいである ■ その他(大まかな位置は確認)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ■ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(黙認耕作地に隣接する原野)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☒ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(古湧泉内部) ☒ 歴史・文化的な景観を連想させる(古湧泉内部) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☒ 保存状態がよい(ウリカー様式の横穴洞穴利用の湧泉) ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・滑走路の北側の樹林地に囲まれた丘陵崖に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・古湧泉としての構造を残した貴重な遺跡。生活用水、村落祭祀との関係が深い。
⑩ 跡地利用計画との関係	・地形、緑地、水系が形成する歴史・文化的な景観の継承に配慮が必要である。
⑪ 既往調査資料	■ 沖縄県 ■ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ■ 写真   古湧泉の外観[1950年代] 古湧泉の内部状況 ■ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

8／名称・調査地 [宜野湾メヌカー古湧泉]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☐ 判別があいまいである ■ その他(大まかな位置は確認)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☒ 部分的にルートが判別される(字宜野湾郷友会の清掃活動) ☐ まったく無い状態である
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(陥没ドリーネ)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ■ その他(基地内施設からの流出する土砂の影響あり、湧泉再生整備事業を導入)
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている(定期的に清掃) ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☒ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(湧泉の形体は残っている) ☒ 歴史・文化的な景観を連想させる(遺跡と隣接地域が一体となっている) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☒ 保存状態がよい(湧泉再生整備事業) ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・普天間飛行場内の施設に囲まれ、一部樹林地の残存する区域に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・宜野湾郷友会により清掃、御願が年中行事として行なわれており、今後も継承されるための環境整備が望まれる。
⑩ 跡地利用計画との関係	・大規模に改変された地域のシンボルとして、原風景の保存・活用に繋げる。
⑪ 既往調査資料	■ 沖縄県 ■ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ■ 写真   遺跡の遠景[1950年代] 遺跡の近景[古湧泉と石碑] ■ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

9／名称・調査地 [神山クシヌカー古湧泉]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☒ 目視・地図等で明確に把握できる ☐ 判別があいまいである (理由:)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(丘陵崖)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ☒ その他(不明)
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☒ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(古湧泉内部) ☒ 歴史・文化的な景観を連想させる(古湧泉内部) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☒ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・普天間飛行場内の施設用地に隣接し、樹林地に囲まれた丘陵崖に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・横穴洞穴の古湧泉として重要な遺跡であるが、土地改変の影響を受けやすい。
⑩ 跡地利用計画との関係	・地形、緑地、水系が形成する歴史・文化的な景観の継承に配慮が必要である。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真   古湧泉の遠景 古湧泉の近景 ☒ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

10／名称・調査地 [赤道渡呂寒原古墓群]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☒ 目視・地図等で明確に把握できる（樹林地に覆われている可能性あり） ☐ 判別があいまいである（理由： ）
② ルート	☐ 地点（範囲）までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他（雑木林で判別が困難？）
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他（不明）
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ☒ その他（不明）
⑤ 水と緑の景観	☐ まとまった樹林地で形成されている（例： ） ☐ シンボルとなる木がある（例： ） ☐ 草地 ☒ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他（ ）
⑥ 歴史的景観のイメージ	☒ 歴史・文化的な雰囲気が残っている（亀甲墓群） ☒ 歴史・文化的な景観を連想させる（亀甲墓群） ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている（例： ） ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☒ 保存状態がよい ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・滑走路、施設の東側に近接した樹林地に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・現地保存も含め、活用の在り方で地権者、所有者等との調整が重要である。
⑩ 跡地利用計画との関係	・古墓群による歴史・文化的な景観の保存・活用の在り方の検討が必要である。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真   遠景 古墓群内の亀甲墓 雍正 14 年(1736) ☒ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

11／名称・調査地 [野嵩タマタ原遺跡]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☒ 判別があいまいである (理由:埋蔵された遺跡、範囲が不明確)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(盛土)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ☒ その他(不明)
⑤ 水と緑の景観	☐ まとまった樹林地で形成されている(例:) ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☒ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☐ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(例:) ☐ 歴史・文化的な景観を連想させる(例:) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☒ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない ☒ その他(不明)
⑧ 周辺地区も含めた特性	・滑走路の北側、市街地に隣接する位置に広がる。
⑨ 保存・活用から見た課題	・グスク時代農耕跡の重要な遺跡を現代的に保存・活用する在り方の検討が必要。
⑩ 跡地利用計画との関係	・市街地との境界域として、緩衝帯に位置づけ、学術研究成果との整合を図る。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真   遺跡の近景 発掘調査区の全景 ☒ 地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

12／名称・調査地 [上原濡原遺跡]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☒ 判別があいまいである (理由:埋蔵された遺跡、範囲が不明確)
② ルート	☐ 地点(範囲)までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他(不明)
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他(不明)
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ☒ その他(盛土)
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている ☐ シンボルとなる木がある(例:) ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他()
⑥ 歴史的景観のイメージ	☐ 歴史・文化的な雰囲気が残っている(例:) ☐ 歴史・文化的な景観を連想させる(例:) ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている(例:) ☐ まったく感じられない ☒ その他(不明)
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない ☒ その他(不明)
⑧ 周辺地区も含めた特性	・滑走路の北西側、市街地に近接した地区に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・沖縄貝塚時代中期の農耕跡関連の重要な遺跡を現代的に保存・活用する在り方の検討が必要。
⑩ 跡地利用計画との関係	・市街地との境界域として、緩衝帯に位置づけ、学術研究成果との整合を図る。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ■写真   遠景 畝間状溝列遺構 ■地図(位置・範囲) ※宜野湾市文化財情報図 

13／名称・調査地 [神山後原ウシナー跡]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☒ 目視・地図等で明確に把握できる（保存状態が良い） ☐ 判別があいまいである（理由： ）
② ルート	☐ 地点（範囲）までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☐ まったく無い状態である ☒ その他（不明）
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☒ その他（造成時のまま保存されている）
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 大規模に造成 ☐ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない ☒ その他（一部改変されている）
⑤ 水と緑の景観	☒ まとまった樹林地で形成されている（例：往時の竹林等） ☐ シンボルとなる木がある（例： ） ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☐ その他（ ）
⑥ 歴史的景観のイメージ	☐ 歴史・文化的な雰囲気が残っている（例： ） ☒ 歴史・文化的な景観を連想させる（例： ） ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている（例： ） ☐ まったく感じられない
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☒ 保存状態がよい ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☐ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・滑走路の東南部の樹林地に覆われた地区に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・造成当初の全景を残す伝統的な娯楽文化の遺跡をどう継承していくか、地域での議論が必要である。
⑩ 跡地利用計画との関係	・地域の共同体意識につながる、歴史・文化的な景観形成への配慮が必要である。
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☐ その他 ☒ 写真   ウシナー跡の遠景 近景 ウシナー盛土 ☒ 地図（位置・範囲） ※宜野湾市文化財情報図 

14／名称・調査地 [宜野湾並松街道]	
調査項目	チェック項目
① 位置	☐ 目視・地図等で明確に把握できる ☒ 判別があいまいである（理由：大規模に地形改変、建物等施設が立地）
② ルート	☐ 地点（範囲）までルートが確保されている ☐ 部分的にルートが判別される ☒ まったく無い状態である（立ち入り禁止区域）
③ 地形等の特徴	☐ 崖線がある ☐ 見晴らしが良い ☐ 遮蔽物がある ☐ その他（舗装、施設等が集積・立地）
④ 土地の区画形質の変更	☐ 盛土 ☐ 切土 ☒ 大規模に造成 ☒ 建物・構造物あり ☐ 変化の判別ができない
⑤ 水と緑の景観	☐ まとまった樹林地で形成されている（例： ） ☐ シンボルとなる木がある（例： ） ☐ 草地 ☐ 雑木林 ☐ 水場、水路がある ☐ 水と緑の空間がある ☒ その他（施設エリア内で確認できない）
⑥ 歴史的景観のイメージ	☐ 歴史・文化的な雰囲気が残っている（例： ） ☐ 歴史・文化的な景観を連想させる（例： ） ☐ 部分的に歴史・文化的な景観が残っている（例： ） ☒ まったく感じられない（往時の並松はすべて消失している。）
⑦ 重要遺跡等の捉え方	☐ 保存状態がよい ☐ 歴史・文化的な形態が残っている ☐ 部分的に残っている ☐ 周辺の形態が判断できる ☒ まったく感じられない
⑧ 周辺地区も含めた特性	・普天間飛行場内のほとんど施設区域にあり、発掘調査の制限地区に位置する。
⑨ 保存・活用から見た課題	・大規模な土地改変による影響が懸念されるが、発掘調査の成果により並松街道の復元が期待される。
⑩ 跡地利用計画との関係	・地域のシンボルとしてアイデンティティーを醸成する歴史・文化的資源の活用が望まれる
⑪ 既往調査資料	☒ 沖縄県 ☒ 宜野湾市文化課 ☐ 郷友会 ☒ その他 ■写真  宜野湾並松街道跡[新垣義夫氏蔵]  普天満宮鳥居付近 ■地図（位置・範囲） ※宜野湾市文化財情報図 

2. 自然環境調査「植生・陸域生態系」

本項では、文献調査や周辺から観察できる範囲で現況を観察することで、普天間飛行場内に現存する植生や陸域生態系の概要を把握するとともに、重要視すべき植生や生態系を考察した。

また、普天間飛行場外の場所に存在する代表的な植生を現地において確認することで、普天間飛行場内で保全または創出する植生の参考となる情報を類推での結果について整理した。

(1) 調査の概要

1) 目的

- 植物の重要種が生育する可能性が高い環境、大径木の分布や場所、重要植生が成立している可能性が高い箇所等を抽出し、跡地利用計画に活用する基礎情報を得るために実施する。
- 動物の重要種が生息する可能性が高い環境や場所を抽出し、跡地利用計画に活用する基礎情報を得る（洞穴や湧水等の湿生区域に依存する重要種含む）。

2) 事前調査・準備

- 樹林の抽出
 - ・空中写真の判読により、まとまった樹林の存在する箇所を抽出
 - ・現存植生図（宜野湾市自然環境データベース資料等）を重ね、御嶽・墓地林等の動植物の生息・生育地として比較的重要と想定される箇所等を把握
- 水辺環境の抽出
 - ・地形図（国土地理院発行資料等）を使用し、小河川、ため池等の水環境の位置を把握
 - ・湧水位置を把握し、それらの分布から推定される水辺環境の位置を把握
- 洞穴の抽出
 - ・既往資料により洞穴の位置を把握（地形・地質等調査の成果を転用）

3) 調査方法

	調査地域・地点数	調査方法等	必要な機材
植生・陸域生態系	・普天間飛行場内の様子が確認できる箇所 ・普天間飛行場内と同様の環境が想定される周辺地区	調査員が普天間飛行場の外周のうち普天間飛行場内の様子を観察可能な箇所から、代表的な種や生態系を目視観察するとともに、写真撮影を行い、種別や特性等について情報を記録する。また、普天間飛行場内と同様の植生や生態系の環境が想定される周辺地区についても保全・活用方策検討の参考として調査を実施する。	デジタルカメラ 地形図 空中写真 双眼鏡 携帯電話

4) 確認事項

各資源の情報	確認対象の例
注目種の生息・生育の可能性	宜野湾市で確認されている注目種を中心として、それらの生息・生育に関わる情報を把握 例) ・オキナワキノボリトカゲ、マダラゴキブリ等の樹林性の動物 ・ウデナガサワダムシ、オキナワコキクガシラコウモリ等の洞穴性の動物 ・ヒロクチカノコガイ、タナゴモドキ等の水辺性の動物 など
生態系の生息基盤としての価値	・在来植生の相観を示すものであり、かつ植生遷移が進んでいるもの ・大径木
保全又は利活用すべき緑地等	・生物多様性の高い水辺環境 など

5) 想定される状況と配慮事項

①想定される状況

- ・ 普天間飛行場の東西には洞穴及び湧水が点在しており、それぞれコウモリ類等の洞穴性の動物、水辺を好む動植物の生息・生育環境である可能性がある
- ・ 普天間飛行場南東部及び西側斜面緑地には、御嶽・墓地林、常緑広葉樹の陽樹林、崖地林などが広く分布し、動植物の生息・生育地として質の高い樹林である可能性がある

②配慮事項

- ・ 普天間飛行場内外で、在来植生及び大径木が連続的に生息している可能性がある。



ヤブニッケイ



ハマユビワ



タブノキ

- ・ 湧水の周辺でも無機的环境や人為の影響で生物多様性に違いが生じることに留意する。



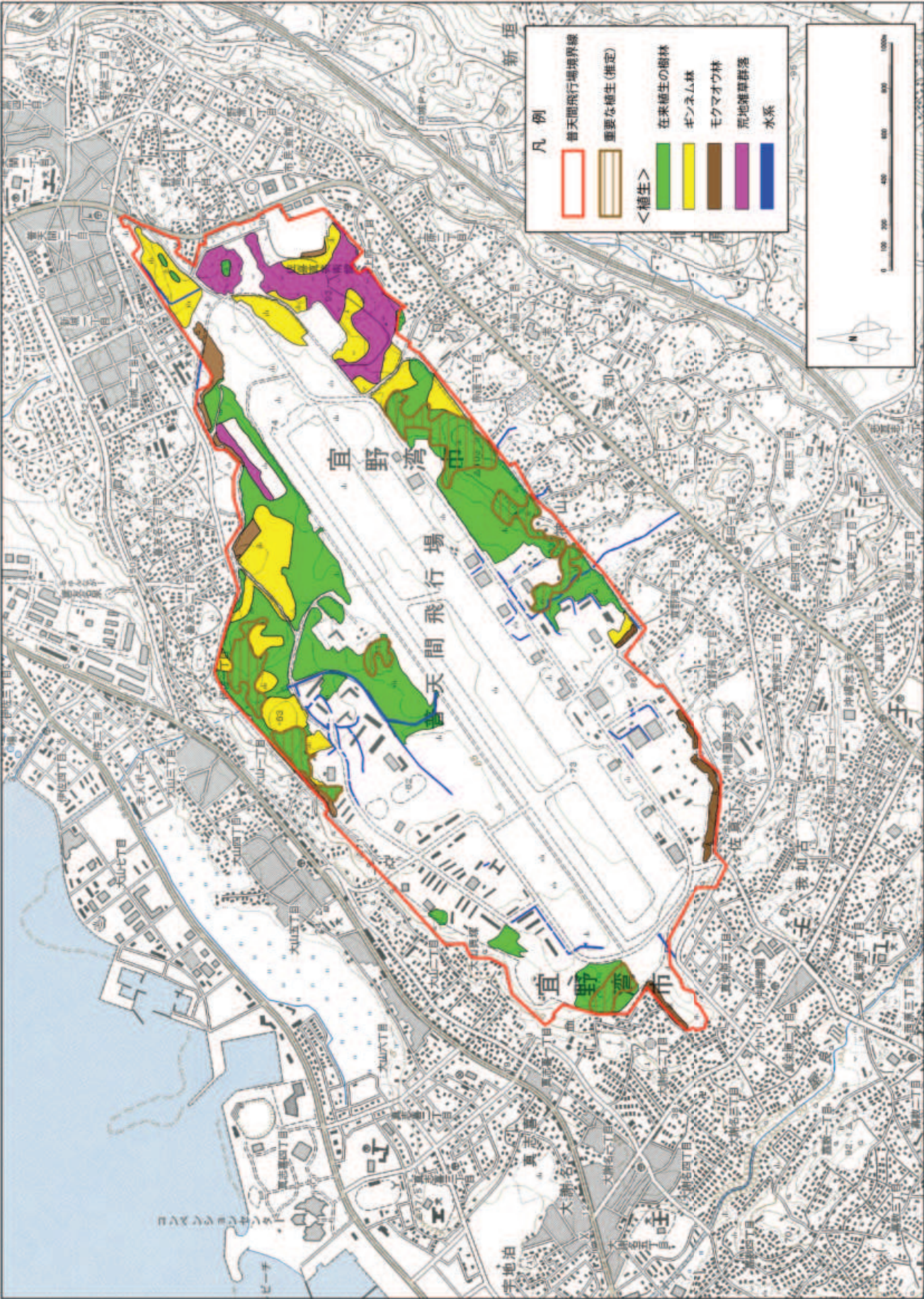
■：藓苔類の生息に適していると考えられる条件 ■：藓苔類の生息に適さないと考えられる条件

6) 重要視すべき植生・生態系

普天間飛行場内において重要視すべき植生としては、有識者ヒアリングで得られた意見のうち、動物生態学及び島嶼環境学を専門とされる宮城邦治沖縄国際大学教授の意見を参考に、現地踏査で把握された事項等を反映した。ただし、現段階はあくまで周辺からの現地踏査による観察のみであり、普天間飛行場内全体の状況については不明な点が多いことから、宮城教授の意見と現地踏査等で得られた情報を整理すると下表のとおり整理した。

表 I-1 有識者意見と現地周辺踏査の結果概要

	有識者の主な意見	現地周辺踏査の確認概要
重要な植生の分布	当地区の樹林は、滑走路の東側の樹林地が、より質が高いように思う。当地区の北側に広がる斜面林の立地環境に地形的に近く、同様の樹林が存在する可能性が考えられる。また、当地区内の滑走路の西側の樹林は、過去に耕作地だった場所に二次的に成立した樹林であると考ええる。	植生遷移の進み具合は概ね有識者の指摘のとおりと考えられる。なお、滑走路の東側の樹林はナガミボチョウジ-ヤブニッケイ群落、当地区の北側の斜面林はガジュマル-ハマユビワ群落と性質が異なる可能性がある。
普天間飛行場内の植生の特徴	当地区の緑地は極相林ではなく、遷移途上のいずれかの段階と考える。極相林にどの程度近づいているかを考察するとよい。	指摘のとおりであり、相対的に滑走路の南側の樹林の方が遷移が進行している可能性が高い。
水場	当地区内の水場は、動植物の生息・生育環境としてはそれほど期待できないのではないかな。	周辺から確認できた範囲では良好な環境は認められていない。また、周辺とのネットワークも質が低い。
植生の評価	緑地の評価は、地形・地質との関係性や人の利用なども含めて評価してはどうか。当地区の植生はやんばるの原生林の種構成とはそもそも異なっている。例えば保全上重要な植生として抽出したものが人にとって身近にある植生では保全対象としての説得力に欠けることも想定される。	かつて人が利用しなかった箇所に分布する樹林が結果として保全されて遷移が進んだ状況になっており、相対的に評価が高いと考えられる。
	緑地の評価は、その場にふさわしい視点を定めることが適切である。例えば当地区に存在することが推察されるガジュマルやハマユビワは、レッドリスト等による希少性の評価では低い評価となるが、地域的に見ると典型的な植生であり、在来生物の生息地を創出するものであり、人の利用の面からも重要な要素である可能性が考えられる。	ガジュマル-ハマユビワ群落は、石灰岩地の斜面など特殊な環境に成立しており、生態系の観点で重視されるべきと考える。当地区内での分布状況は不明。
重視すべき種	石灰岩地帯に特徴的な植物としてクワノハエノキ（リュウキュウエノキ）、ヤエヤマネコノチチがあり、これを食草とするフタオチョウは重視する対象として適切と考える。フタオチョウは天然記念物であり、当地区では個体数も少ない。過去の調査では普天間川周辺などでも生息が確認されている。	普天間飛行場内や隣接する森川公園等でもクワノハエノキの生育を確認しており、重視すべき種として位置づけることが適切と考える。フタオチョウの生息状況は現時点では不明。
	アマミアラカシ等、どんぐりを形成するブナ科の種があれば注視するとよい。重力散布の植物であり、昔から残っている緑地であることが推察される。	アマミアラカシ等のどんぐりを形成する樹種の存在は不明。



(2) 文献調査

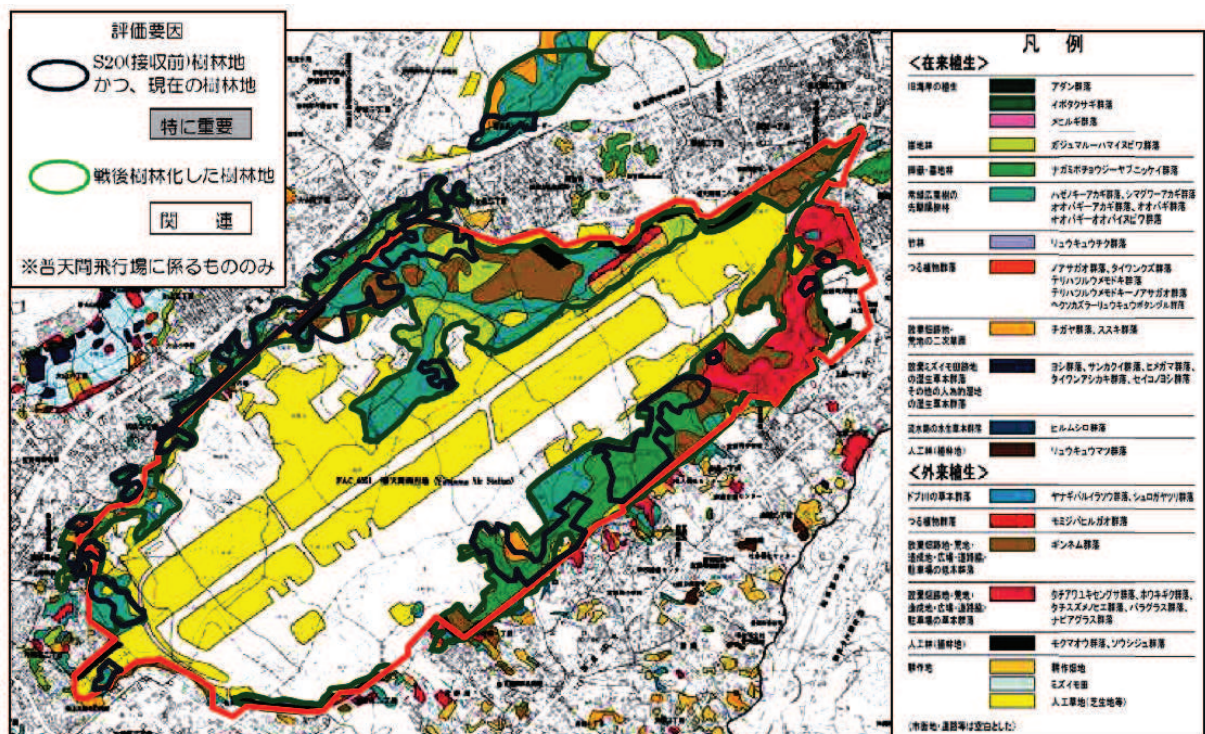
1) 普天間飛行場内の樹林地の経年変化

沖縄戦前の当地区は、耕作地が広がる集落環境を形成しており、樹林地は主に並松街道の南側や普天間飛行場北側の斜面地などに分布している状況であった。

なお、沖縄戦前より樹林地として成立していた箇所と、戦後に樹林化した箇所については既往資料により整理されており、沖縄戦前に存在していた樹林地が、多くの箇所で見られている可能性があると思定される。

表 I-2 既往資料として存在する空中写真

No.	撮影時期	原本作成者	原本所有者	備考
1	昭和 20 年 1 月 3 日	米軍	沖縄県立公文書館	沖縄戦前
2	昭和 20 年 12 月 10 日	米軍	国土地理院	沖縄戦後
3	昭和 52 年	国土地理院	国土地理院	
4	平成 10 年	株式会社きもと	株式会社きもと	
5	平成 14 年	アジア航測株式会社	宜野湾市	



出典：宜野湾市自然環境調査報告書, 平成 25 年 3 月, 宜野湾市：図を引用、一部改訂

図 I-2 現存する樹林地の起源について

2) 緑地の広域ネットワークの観点による普天間飛行場内の位置づけ

中南部地域は古くから集落が発達し、耕地化が進んでいるため、マクロ的には自然植生としては戦禍をまぬがれた御嶽林や断層崖に残る斜面林が中心であり、普天間飛行場内の緑地は中南部でパッチ上に点在する樹林地の一つと認識される。

一方で、普天間飛行場内の樹林地は、次頁に示すように市街化が進んでいる中南部地域の中で、まとまった樹林が残る数少ない緑地として位置づけられ生物多様性の保全という観点においては、森林環境として相対的に重要視される存在と考えられる。

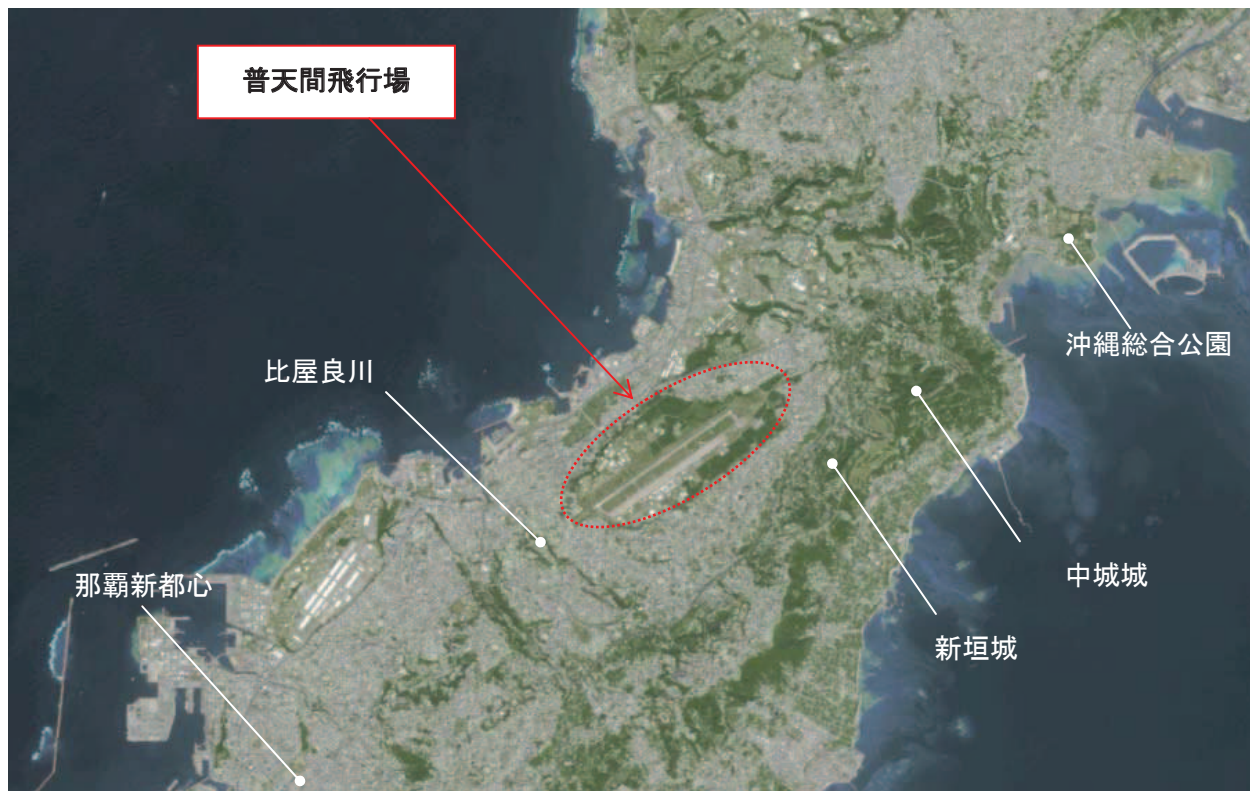


Image produced and distributed by AIST, Source of Landsat 8 data: U.S. Geological Survey.

図 I -3 沖縄本島中南部地域における普天間飛行場内の緑地の位置づけ（平成 25 年 11 月 30 日撮影）

(3) 普天間飛行場および周辺における現場踏査

普天間飛行場および周辺の緑地や水場について、平成 27 年 3 月 5 日～7 日に現場踏査を実施し、概況を把握した。

1) 現場踏査により周辺から確認された普天間飛行場内の植生の概況

普天間飛行場内の樹木主体の植生について、周辺から観察から、概ね以下のような特徴・傾向が見られた。

①ナガミボチョウジーヤブニッケイ群落の特徴を示す、比較的林齢の高い樹林

当該植生は、主に普天間飛行場内において滑走路の東側に分布していた。

普天間飛行場内に分布する樹林は、基本的に遷移途上のものと考えられるが、石灰岩地でも台地上の平坦で土壌条件がよい立地において比較的遷移が進行した自然度の高い植生と考えられる。

現地においては、林縁のみの視認ではあるが、タブノキ、ホルトノキ、ヤブニッケイ等が確認されたほか、先駆性の高い樹種であるオオバギやヤマグワ等も混成する状況が認められた。

大径木の有無については、フェンス外からの観察では把握できなかった。

また、一部に竹林も認められ、かつて集落周辺に植えられたものが起源となった可能性があり、これらは里山的に活用されていた樹林が遷移して現在の姿となったと推察される。

跡地利用計画においては、普天間飛行場内に現存する植生の相対的な自然度の高さ等を考慮して、優先的に保全することが望ましいと考えられる。



【樹林の概況】



【竹林の混じる植生】



【ヤブニッケイ：植生を代表する種】



【タブノキ：自然性の高さを示唆する種】

②先駆性の高い在来樹種により主に構成される樹林

当該植生は、主に普天間飛行場内において滑走路の西側に分布していた。

これらは宜野湾市現存植生図（平成 15 年）において、常緑広葉樹の先駆陽樹林として大分類されていた植生であり、フェンス外からの観察でもオオバギ、アカギ、ハゼノキ等の当地区において先駆性の高い陽樹として代表的な樹種が多く確認された。



さらに、沖縄県の天然記念物であるフタオチョウの食樹であるクワノハエノキも確認されており、これらの樹林が動物の重要種の生息地となる可能性も示唆される。

一方、林縁部では、樹林の多くの箇所でノアサガオ等のツル植物で覆われている様子が確認され、先駆陽樹林から時間の経過とともにより安定した植生へと遷移することを妨げることが懸念される。

普天間飛行場内の利用計画策定においては、在来種が主要な構成種であるという利点を活かすために、重要種等を保全しつつ適正に管理作業等を行うことで植生転換を図り、生物多様性の高い植生へと誘導することが望ましい。

また、隣接して普天間飛行場西側にベルト状に分布する斜面林が存在することから、一体的な整備を図ることで普天間飛行場内外との緑地の連続性を確保することが望ましい。



【樹林の概況】



【現状は外側の斜面林と隔たりがある】



【ノアサガオ等に被覆された樹林】



【クワノハエノキ：重要種の食樹】

③園芸的に管理された緑地

当該植生は、主に普天間飛行場内において滑走路の南西側から南側にかけて分布していた。

普天間飛行場内の管理道路周辺等に主に分布し、ガジュマル等がよく刈り込まれているほか、草刈が強く行われているようで、下草も低く抑えられていた。

基本的に人工的に整備された緑地であり、普天間飛行場内の利用計画策定においては、保全の優先度は低いと考えられる。



【緑地の概況】



【サクラ等（手前樹木）が植栽されている】

④外来種が主要な構成種となっている緑地

当植生は、主に普天間飛行場内において滑走路の北側から北東側にかけて分布していた。

戦後、樹林植生が衰退し放置されていた状況に、成長の速い外来種が植栽されたことや、より先駆性の高い外来植物が自然に進出したことにより、定着したと考えられる。

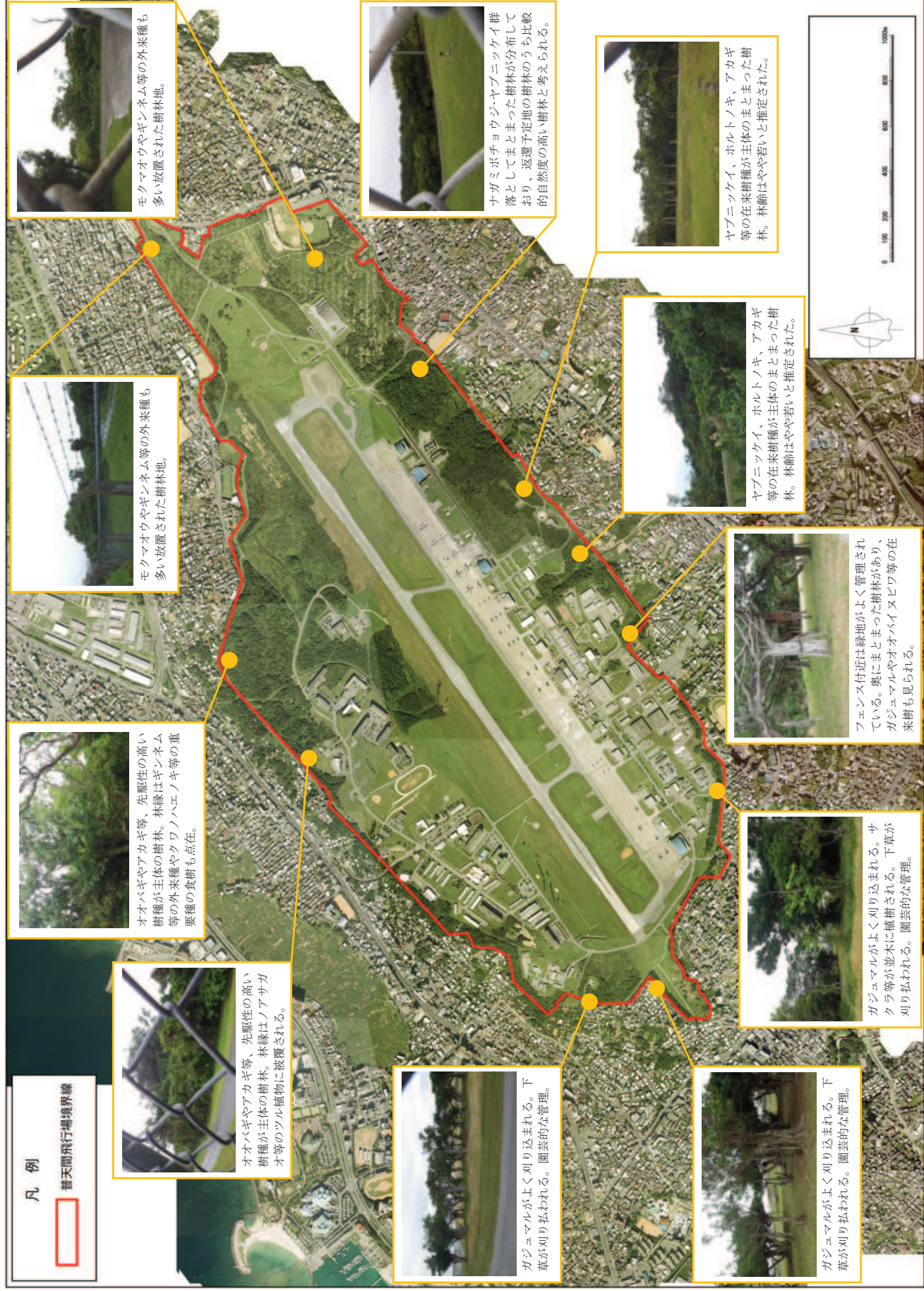
これらの植生は、当地区の生物多様性の保全を考えた時に転換することが適切であることから、普天間飛行場内の利用計画策定においては、植生の転換を図ることが望ましい。



【モクマオウ】



【ギンネムの樹林】



2) 周辺を含めた水辺環境の現状

現場踏査により、普天間飛行場内等の水辺環境を確認した。

① 普天間飛行場内に隣接する水辺

現場踏査では、普天間飛行場内の東側で普天間飛行場に流入する水場、西側で普天間飛行場から流出する水場が確認されたものの、いずれもフェンスからすぐの場所で伏流しており、普天間飛行場内の詳細を観察することとはできなかった。

また、いずれも水量が少ないうえ、水質も悪いような印象であった。



【普天間飛行場内南側の水辺】



【普天間飛行場内北側の水辺】

② 普天間飛行場内周辺としての比屋良川の水辺

比屋良川は、普天間飛行場内の南西側を流れている。

普天間飛行場内の南西付近では河川沿いに植生があるなど、動物の利用に適した環境が連続的に分布するが、河口付近は直壁の護岸となっており、例えば天然記念物のオカヤドカリが上陸し、上流側へ移動する条件としては適していないと想定される。



【比屋良川公園（下流側）付近】



【比屋良川の河口付近】

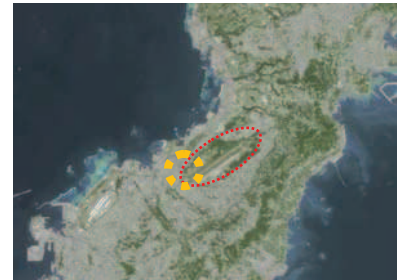
3) 普天間飛行場内における樹林の保全および整備の目標像となる緑地の例

①地域的に見て比較的植生遷移が進んだ緑地

●森川公園の樹林

当該箇所の植生は、ではナガミボチョウジーヤブニッケイ群落に分類されている（2001 年調査に基づき作成された環境省の 1/25,000 現存植生図より、以下同様）。

一方、宜野湾市現存植生図（平成 15 年）では、比較的平坦な箇所は同群落に分類されているが、普天間飛行場内に近い斜面林はガジュマルーハマイヌビワ群落に区分されており、現地踏査で把握された概況も宜野湾市現存植生図に近い状況と考えられた。



したがって、当該樹林は、傾斜等の条件により立地に適した植生が分布する状況にあり、平坦箇所は二次林として常緑広葉樹が優先する回復途上の群落、傾斜地の石灰岩が露出する箇所が点在する環境は地形・地質に応じた特殊性をもつ常緑広葉樹の樹林がそれぞれ分布するものと考えられた。

特に斜面のガジュマルーハマイヌビワ群落に該当する樹林は、人の立ち入り等も少ないと考えられ、地域的にみても遷移が進んだ植生の様相を呈していると考えられ、リュウキュウガキやハマイヌビワ等の比較的遷移が進んだ植生を象徴する種も認められた。

また、沖縄県の天然記念物であるフタオチョウの食樹であるクワノハエノキも確認されており、これらの樹林が動物の重要種の生息地となる可能性も示唆された。

その他、現地踏査及び資料調査により把握された、樹林の代表的な構成種としては、リュウキュウコクタン、クワノハエノキ、ホルトノキ、ゲッキツ、クスノハガシワ、ハマイヌビワ、ヤブニッケイ、ガジュマル等が確認された。また、重要種として環境省のレッドリストにより絶滅危惧Ⅱ類に分類されるクスノハカエデも確認された。



【斜面に成立する樹林の概況】



【斜面に成立する樹林の概況】



【平坦地に成立する樹林の概況】

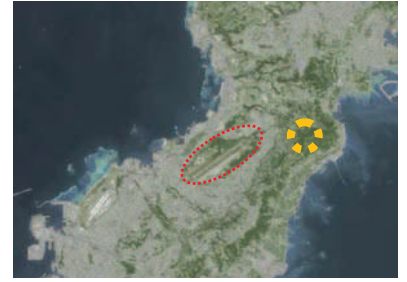


【リュウキュウガキ】

●中城城跡の周辺、「護佐丸公之墓」に隣接する樹林

当該箇所は、ナガミボチョウジーヤブニッケイ群落に分類されている。本植生は、当地区における常緑広葉樹の二次林であり、常緑広葉樹林の伐採後に萌芽した回復の進んだ群落として位置づけられるものである。

これらの植生は中城城跡や中城ダム周辺にまとまって広がっているが、現地踏査を実施した護佐丸公之墓の南西側の樹林は、タブノキの大きな木が残存するなど、相対的に遷移が進行した樹林と考えられる。



また、本植生は、古生層石灰岩地及び隆起珊瑚礁石灰岩地に成立するものであり、環境省の現存植生図や宜野湾市現存植生図によると普天間飛行場内では滑走路の東側、近接箇所では普天間飛行場西側の斜面林等に分布するとされている。現地踏査を実施した樹林は、普天間飛行場内の主に滑走路の東側の樹林の遷移が進んだ姿の一例として、管理等による植生転換では植生の空間が達成目標の参考に、植栽等においては構成種が樹種選定の参考になると考えられる。

なお、現地踏査及び資料調査により把握された、樹林の代表的な構成種としては、タブノキ、ホルトノキ、アカギ、ヤブニッケイ、ハマイヌビワ、クスノハガシワ、ハゼノキ、オオバギ、クワノハエノキ等が挙げられる。



【樹林の概況】



【遊歩道沿いの樹林の概況】



【タブノキの高木】



【樹林内部の概況】

●新垣城跡付近の樹林

当該箇所の植生は、ハドノキーウラジロエノキ群団（二次林）に分類されている。

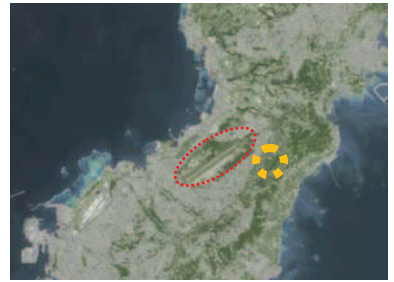
本植生は、当地区における落葉広葉樹の二次林であり、落葉広葉樹が優先する回復途上の群落として位置づけられるものである。

現地踏査では、常緑樹も多く認められ、必ずしも落葉広葉樹林の林相は呈していないと考えられる。

構成種としては、ヤブニッケイ、ハマイヌビワ、ハゼノキ、ホルトノキ、オオバギ、アカギ等が確認されたほか、重要種として環境省のレッドリストにより絶滅危惧Ⅱ類に分類されるクスノハカエデも遊歩道沿い等に点在していた。

また本植生は、普天間飛行場内の主に滑走路の西側の先駆陽樹林の遷移が進んだ姿の一例として、管理等による植生転換では植生の空間が達成目標の参考に、植栽等においては構成種が樹種選定の参考になると考えられる。

その他、現地踏査及び資料調査により把握された、樹林の代表的な構成種としては、ヤブニッケイ、ハマイヌビワ、ホルトノキ、アカギ、オオバギ、ハゼノキ、クスノハカエデ、シマグワ、ガジュマル等が確認された。



【樹林の概況】



【樹林の概況】



【樹林の概況】



【クスノハカエデ】

②面開発において保全または創出された緑地

●那覇新都心の開発において保全された樹林（那覇市銘苅）

那覇新都心エリアの開発では、新都心公園の北側において谷筋に成立する樹林地の保全が図られており、普天間飛行場内の開発における樹林地の保全に対する参考となること想定して現地踏査を行った。

保全された樹林地は、アカギ、オオバギ、ガジュマル、ハゼノキ等が林冠を形成するまとまった高木林として成立している。

しかしながら、近年はほとんど管理の手が入っていないことが推察され、樹林地の東側の一部に隣接した箇所が公園的に整備されているものの、樹林地は全体にうっそうとした様相を呈しており、人が近づきがたい環境となっている。

この状況は、人の生活圏にある緑地としては好ましくなく、防犯等の安全面からも改善が望ましいと考えられる。

また、植生もギンネム等の外来種が多くみられるほか、樹木がツル植物により被覆されるなど、樹林の健全な生育や生物多様性の保全の観点からも改善することが適切と考えられた。



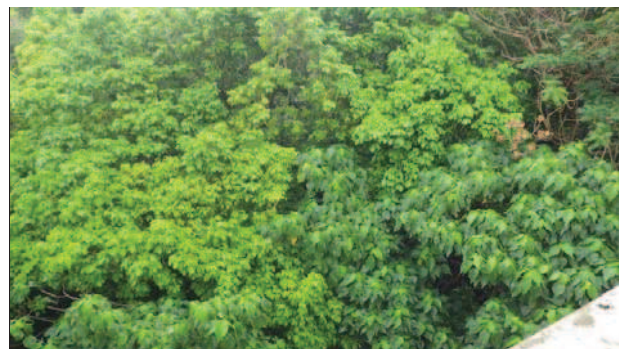
【樹林（右手）に隣接する整備された箇所】



【樹林の概況、一部ツル植物等で被圧される】



【うっそうとした林内】



【谷筋で残存する樹林】

●沖縄県総合運動公園において創出された樹林（沖縄市比屋根）

沖縄県総合運動公園は、1987 年開催の国体に向けて整備されており、当初の植栽は開催まで 3 年の短期間であったこと、また立地が臨海埋立地という悪条件だったこと等を受けて植栽樹種に外来種のモクマオウが選定された経緯がある。

同時に在来種の苗木も植栽され、国体終了までは成長の速いモクマオウによる防風林としての機能を発揮させ、その後は計画的にモクマオウの伐採を行って自生種による郷土の森の創出が図られている。

国体開催より 30 年近く経った現在では、苗木で植栽されたガジュマル、フクギ、テリハボク、ホルトノキ、アコウ、アカギ、オオイヌビワ、オオハマボウ、オキナワキョウチクトウ等が見事に成長し、在来種主体の樹林が形成されている。

普天間飛行場内は、現状でモクマオウやギンネム等の外来種主体の箇所もあり、沖縄県総合運動公園で実施された段階的な伐採や維持管理作業に基づく植生転換の手法は、目標植生への誘導に際して参考になると考えられる。

また、このような対応は、新たに緑地を創出する場合や、在来種主体ではあるが先駆性樹種が中心の樹林地で植生転換を図る際にも有用と考えられた。



【樹林地の遠景】



【歩道沿いの樹林】



【歩道沿いの樹林】



【アコウの大木】

3. 自然環境調査「地形・地質・湧水・洞穴」

本項では、文献調査や周辺から観察できる範囲で現況を観察することで、普天間飛行場内外における地形・地質・湧水・洞穴の概要を把握するとともに、重要視すべき事項を抽出した。

(1) 調査の概要

1) 目的

- 地形・地質・洞穴の状況を把握し、跡地利用計画に活用する基礎情報を得るために実施する。
- 湧水や水系の状況を把握し、跡地利用計画に活用する基礎情報を得るために実施する。

2) 事前調査・準備

●洞穴の分布や概要の把握・整理

- ・既往資料をもとに普天間飛行場内における洞穴の分布やその歴史・文化財としての価値を把握した上で、各洞穴について位置、及び形状寸法やその特性など、既に地形や地質の調査済のものを整理し、本調査において特に重要と考えられる集積箇所や把握すべき内容について把握する。

●既往ボーリングデータの整理

- ・既往地形分類図やボーリングデータ等により、当地区における地形・地質の特徴や水みちが集中すると想定される地質の境界部を把握する。

●地下水に係る既往調査の整理

- ・既往調査（宜野湾市自然環境データベース等）を使用して、普天間飛行場内における地下水の現況（地下水流域、湧水地における水質等）を把握した上で、保全又は利活用にあたって重要となる箇所等を抽出する。

3) 調査方法

	調査地域・地点数	調査方法等	必要な機材
地形・地質・洞穴	・普天間飛行場内外で連続的な環境が形成されている箇所 ・普天間飛行場内と同様の環境が想定される周辺地区	調査員が普天間飛行場の外周のうち普天間飛行場内外に連続する地形・地質の状況について目視観察するとともに、岩盤の風化状況、斜面や地層の傾斜、崩壊地、落石等を確認し、写真撮影を行う。 また、普天間飛行場内と同様の地形・地質・洞穴が分布する周辺地区についても保全・活用方策検討の参考として調査を実施する。	デジタルカメラ 地形図 洞穴分布図 空中写真 岩石ハンマー クリノメータ 5m コンベックス
湧水、水系		調査員が普天間飛行場の外周のうち普天間飛行場内外に連続する湧水・水系の状況について目視観察するとともに、写真撮影を行う。 また、普天間飛行場内と同様の湧水・水系が分布する周辺地区についても保全・活用方策検討の参考として調査を実施する。	50m 巻尺 懐中電灯 携帯電話

4) 確認事項

各資源の情報	確認対象の例
普天間飛行場内外に跨る地形・地質状況の把握	・普天間飛行場の外周踏査を実施し、普天間飛行場内外に連続する地形や地質の状況を把握し、地質図等との整合を確認する。 ・斜面地においては傾斜、表土厚さ、岩盤風化、崩壊地、落石等の確認を行う。
洞穴・湧水の現状把握	・普天間飛行場内外に連続する湧水・水系、及び周辺に分布する洞穴、湧水の状況について確認する。

5) 想定される状況と配慮事項

①想定される状況

- ・洞穴は南東側の琉球石灰岩と島尻泥岩の境界（標高 100m 付近）に集中しており、不透水性の島尻泥岩と多孔質な琉球石灰岩が帯水層の境界に、降雨浸透によって地下水の流れ（水みち）が集中すると推定される。
- ・地下水は、泥岩上位に分布する琉球石灰岩の空洞部や軟質な砂礫部を、概ね北西側の海岸に向かって流れていると推定される。

②配慮事項

- ・普天間飛行場外の谷底低地及び溶食凹地（ドリーネ）については、宅地造成等により普天間飛行場内外で分断されている可能性がある。
- ・湧水の状況が季節や降雨状況によって異なる点に留意する必要がある。

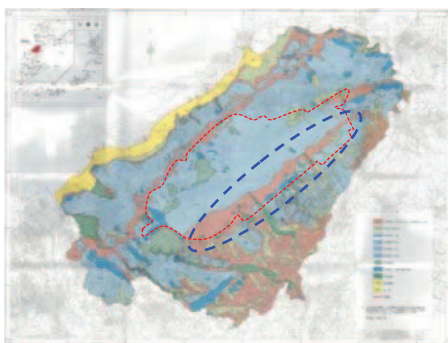


図 I-5 洞穴の入口が集中して分布する範囲（青枠）



図 I-6 露頭部の例

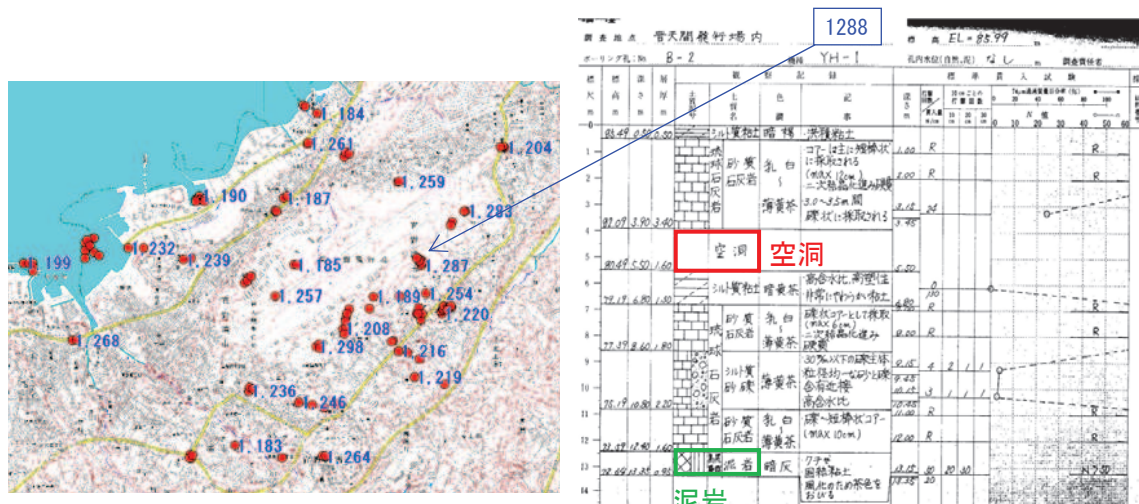


図 I-7 ボーリングデータの例

6) 重要視すべき地形・地質・水系・洞穴

重要視すべき地形・地質・水系・洞穴の検討の考察は下記のとおりである。

次頁に文献調査によって得られた地下空洞の確認箇所および地下水脈の推定箇所を示す。

①柱状図における自沈層について

既存ボーリング柱状図には所により $N=0$ の自沈層（軟弱層）が認められる。この自沈層は石灰岩中の局所的な地下水の水みち、あるいは空洞内に土砂が堆積したものと推定されるため、自沈層が連続する箇所については前述した空洞一覧表に示した。

②溶食凹地（ドリーネ）について

溶食凹地の分布は、水の入り口部である南東側境界付近及び北西側普天間飛行場内に多く、付近では洞穴や空洞も多く確認されている。南東側では小規模な凹地が多数認められるのに対し、北西側では比較的規模が大きい。北西側の溶食凹地付近には現在建物が存在するため、事前に埋められたものと推定される。

③構造物の支持層について

普天間飛行場内の地層構成は地表部より洪積粘性土層（島尻マージ）、琉球石灰岩及び島尻泥岩である。

地表部に分布する洪積粘性土層は、小規模な構造物に対しては直接支持させることが可能であるが、琉球石灰岩は粘性土、砂質土、砂礫及び岩盤のようにその土質の変化が激しく、 N 値は 0~50 以上と非常にばらつく傾向があるとともに、所により空洞が存在する。

したがって、中規模以上の構造物に対しては以深に分布する島尻泥岩（ $N=50$ 程度以上）が最適であるが、一部の泥岩上部では風化により N 値が低下するため留意する必要がある。

また、泥岩上面深度は浸食作用による凹凸が激しいため、支持層深度の変化に留意する必要がある。

④湧水について

普天間飛行場周辺の地下水は、基本的には難透水性の島尻泥岩上面付近を流れているものと推定される。

この地下水は、標高の高い南東側の暗渠や普天間飛行場周辺の降雨により供給され、北西側の斜面尻に分布する湧水群や海岸低地の沖積層内に流出している。

また、泥岩層が浅く分布する南東側の入り口部や北西側の低地部では地下水面が浅いため、多くの湧水あるいは地下水が認められる。

この際、B~B' 縦断図に見られるように、普天間飛行場内北西側の地下水は泥岩層の埋没谷部に地下水盆を形成し、帯水層が厚く分布している。

なお、上記の地下水面は降雨による変動が大きいものと推定されるため、長期にわたる地下水位観測を実施し、季節毎（渇水期、豊水期）及び年毎（渇水年、豊水年）の地下水位変動の実態を把握しておく必要がある。

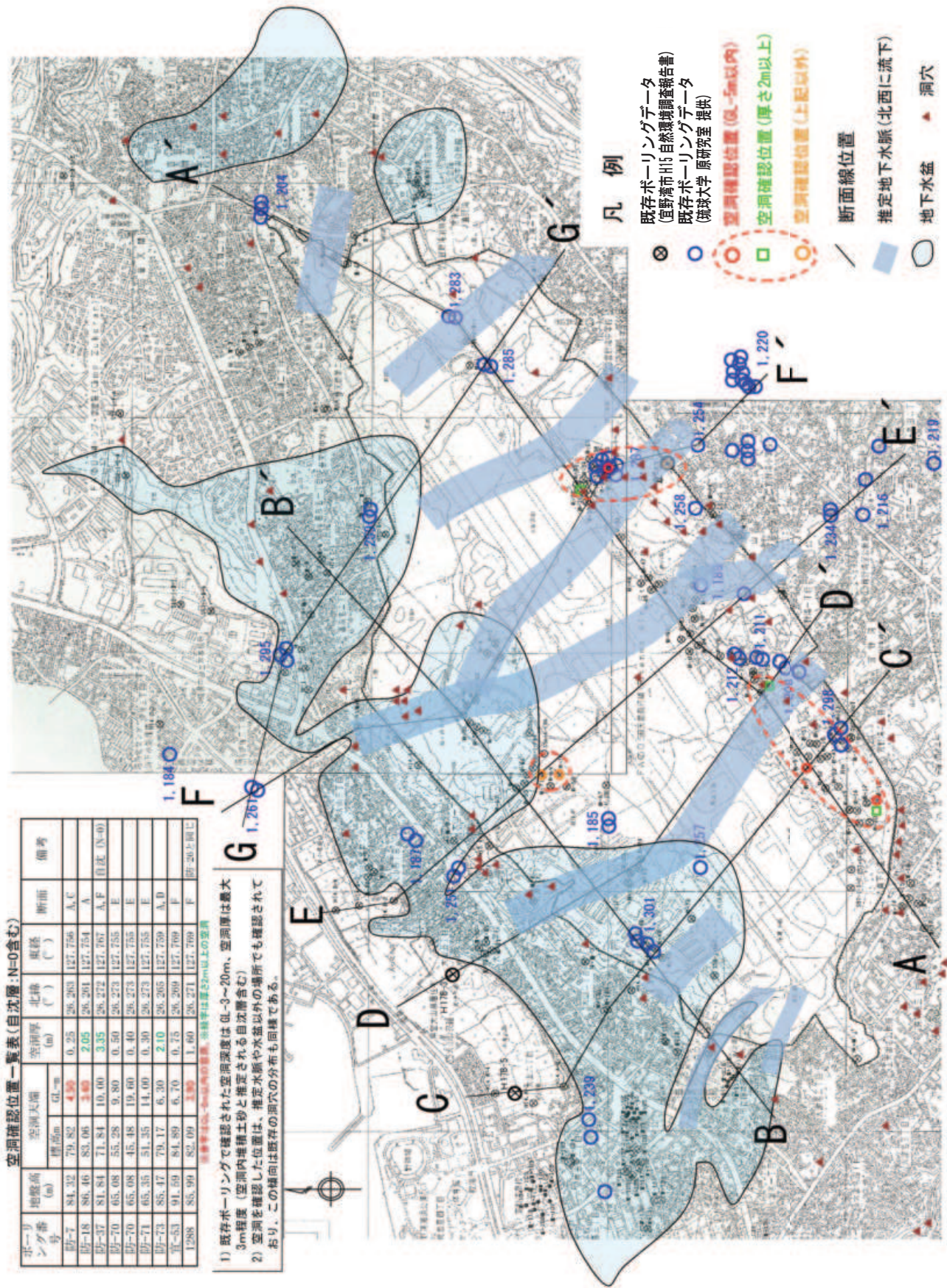


図 I-8 ボーリングによる空洞位置図

(2) 既存資料調査および整理

現在入手している地形・地質・洞穴調査資料および水系調査資料を整理して表に示す。

表 I-3 使用した既存資料の一覧

No.	項 目	資料名	発行元	備 考
1	地形分類図	宜野湾市史 資料編八 自然	宜野湾市	S20 石灰岩地形を詳細に区分
2	洞穴	宜野湾市史 資料編八 自然	宜野湾市	
3	湧水	自然環境データベース	宜野湾市	
4	河川	宜野湾市内河川（基盤地図）	沖縄総合事務局	H10
5	地質	既存ボーリング柱状図 122 本	琉球大学	原久夫教授提供資料
		既存ボーリング柱状図 238 本	宜野湾市	平成 15 年度 宜野湾市自然環境調査 報告書資料編
6	地質・湧水	平成 14 年度 宜野湾市自然環境調査 報告書	宜野湾市	H15 年 3 月 ボーリング 10 本(大山湿地周辺 7、普天間飛行場境界 3)
		中原地区排水路全体計画調査業務委託（資料 No.6 に当該報告書の記載有）	宜野湾市	S58 年 3 月 電気探査（普天間飛行場中央部で基盤深度を確認）、トレーサー試験（普天間飛行場内から湧水地点までの地下水経路を確認）
7	地質・湧水 地質図	平成 15 年度 宜野湾市自然環境調査 報告書	宜野湾市	H15 年 3 月 ボーリング 3 本(普天間飛行場境界) 1 年間の連続地下水位観測（10 箇所）
8	地質・湧水	平成 17 年度 宜野湾市自然環境調査 報告書	宜野湾市	H18 年 3 月 ボーリング 5 本(大山湿地) 半年間の連続地下水位観測（5 箇所）
9	湧水	平成 18 年度 宜野湾市自然環境調査 報告書	宜野湾市	H19 年 3 月 湧水水質調査 5 箇所
10	地形地質	沖縄の地形・地質	沖縄総合事務局	土木工事設計要領第 1 篇共通編 島尻層泥岩上の橋梁基礎工設計・施工指針（案）
11	地質・洞穴	平成 21 年度普天間飛行場内洞穴遺跡実態調査実施計画書（案）作成業務報告書	宜野湾市	H22 年 3 月（3 ヶ年の内 2 年次） 洞穴測量 1 箇所（普天間飛行場内北西側）、洞穴カルテ 7 箇所
12	地質・遺跡	平成 15 年度埋蔵文化財広域発掘手法検討調査業務概要（Ⅲ）	沖縄県	H16 年 3 月 物理探査及び検証発掘調査（地中レーダ、電気探査、弾性波探査）
13	地形・地質・湧水	琉球列島ものがたり（神谷厚昭著）	（有）ボーダーインク	H19 年 琉球列島の地史 琉球石灰岩と湧水ほか
14	地質	土と基礎 Vol. 52, No. 11	土質工学会	H16 年 池田智子：空洞が内在する石灰岩を杭基礎の支持地盤とした場合の調査事例
15	地質	基礎工 Vol. 14, No. 5	総合土木研究所	S61 年 上原方成：沖縄県の地盤特性と基礎
16	地質・空洞	東京工業大学博士学位論文	東京工業大学	H22 年度 清住真：空洞を有する石灰岩層上基礎の支持力特性（空洞調査含む）

既存資料より判明した点を以下に示す。

1) 地形図及び地質図について

既存の地形分類図（資料No.1）は現在の地形改変前のものであり、石灰岩台地の詳細な地形分類がなされている。また、地質図（資料No.7）は地質踏査と既存の柱状図を考慮して作成されている。今回は以上の資料を用いて普天間飛行場周辺踏査に利用し、地形及び地質の確認を行った。

2) 既存ボーリング柱状図について

普天間飛行場内の既存柱状図は現在の建物位置に集中しているため、滑走路や斜面等の建物が存在しない地区のデータが不足している。今後は、都市基盤整備の計画に合わせてボーリングデータを順次追加していく必要がある。

3) 琉球石灰岩の地質性状について

基盤の島尻泥岩は硬質で安定した地層であるが、琉球石灰岩は非常に不均質で硬質な岩塊部と軟質な砂礫及び粘性土部が複雑に存在し、局部的に空洞が見られる。地下水は難透水性の泥岩上位に分布する琉球石灰岩の空洞部や軟質な砂礫部を概ね北西側の海に向かって流れていると推定される。

以下に、琉球石灰岩の湧水及び鍾乳洞に関する資料を示す。

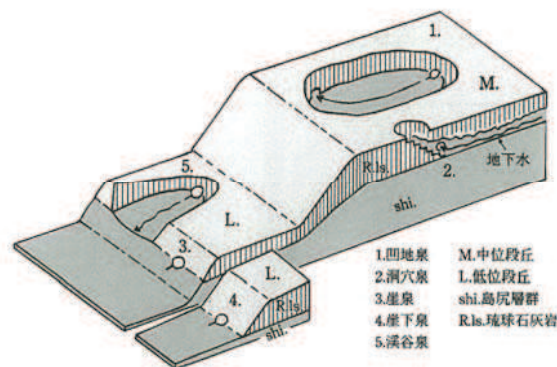


図 I-9 琉球石灰岩と島尻層の関係：いろいろなタイプの湧水（資料No.13 より）

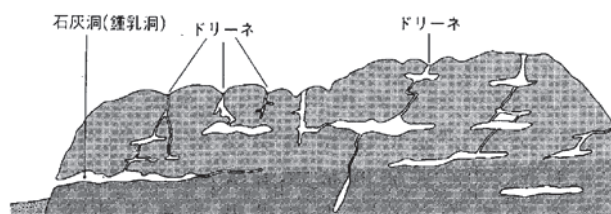


図 I-10 石灰岩の鍾乳洞状況模式図（資料No.14 より）

4) 琉球石灰岩における基礎工について

琉球石灰岩における基礎工については、小規模建築物の場合は直接基礎も採用されるが、以下に示すように基礎下に緩い地層が存在する場合は種々の破壊が考えられるため注意を要する。

中規模建築物等で杭基礎を採用する場合には、杭先端以深の空洞の有無に留意する必要がある。なお、杭基礎で下位の島尻泥岩を支持層とする場合、琉球石灰岩の性状（硬軟の程度、空洞の有無等）を十分考慮した工法を選定する必要がある。

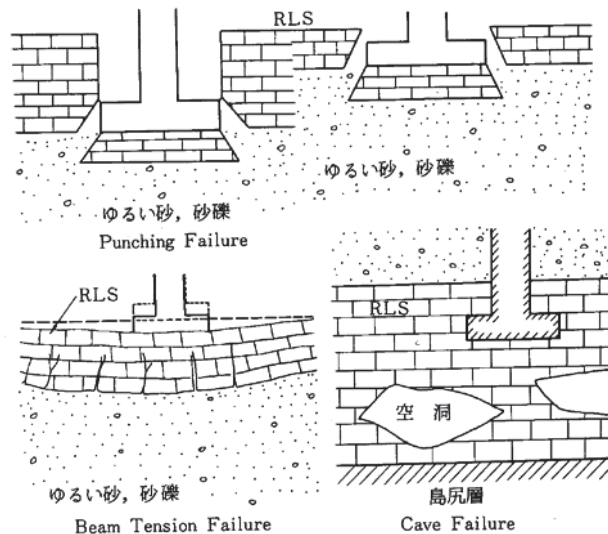


図 I -11 琉球石灰岩における基礎破壊模式図（資料No.15 より）

(3) 普天間飛行場周辺調査

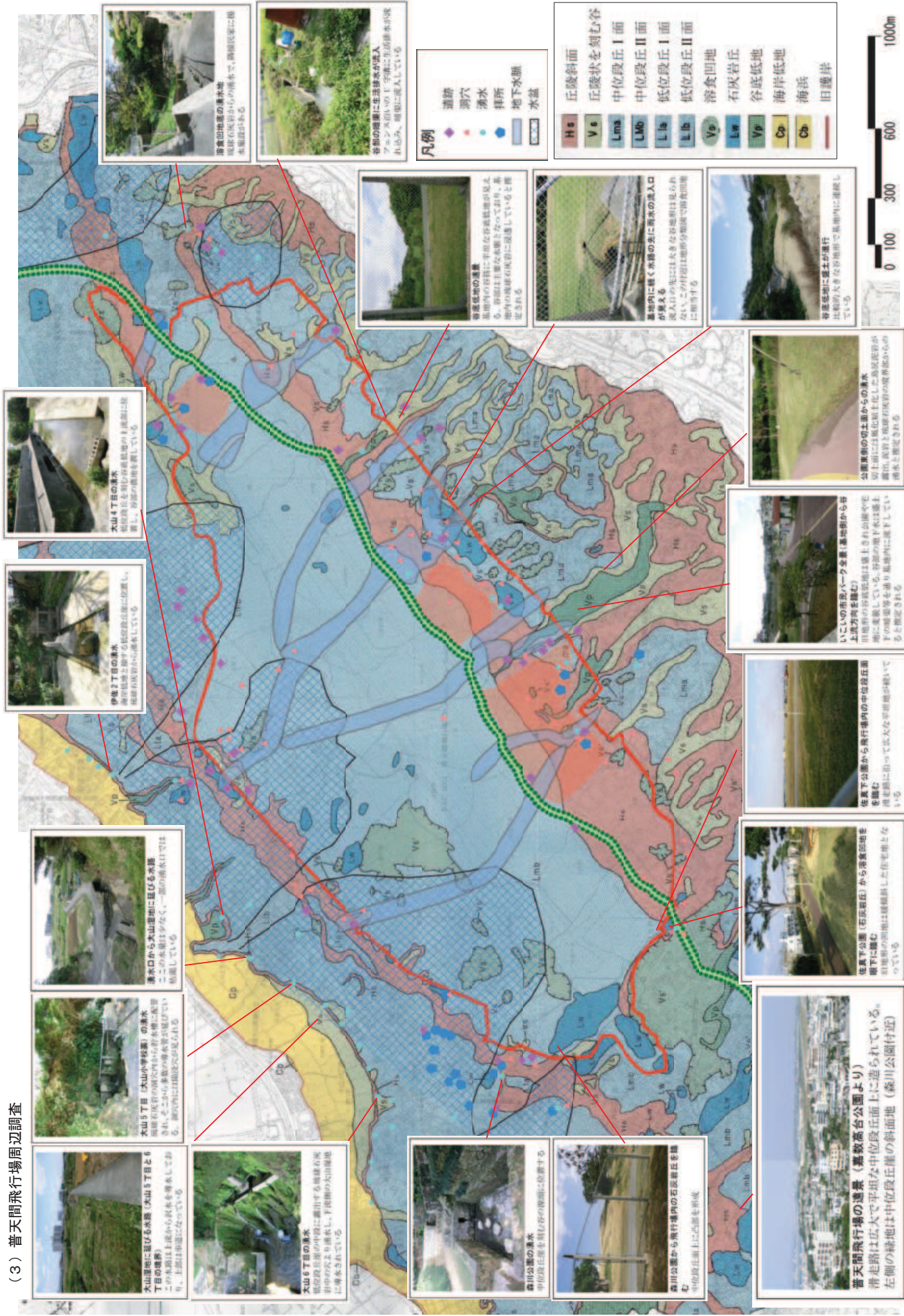


図 I-12 普天間飛行場周辺調査結果図（地形・湧水）（ベースは S20 地形分類図）

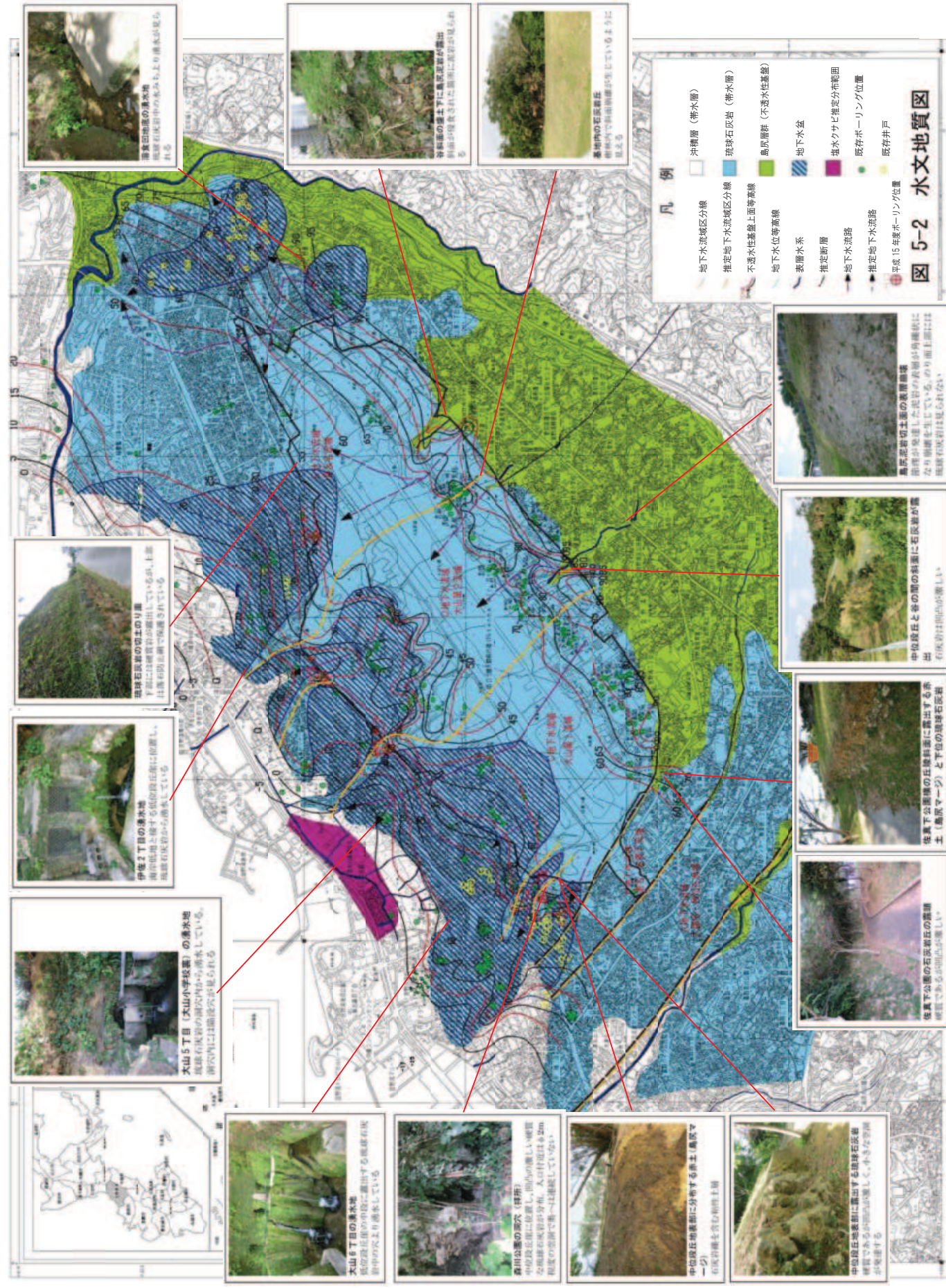


図 I-13 普天間飛行場周辺調査結果図(地質・洞穴)(ベースはH15年度水文地質図)

調査結果の詳細を 1) 地形・地質、及び 2) 湧水・水の入り口部に区分して写真とともに示す。

1) 周辺の地形・地質の概況把握

①森川公園付近の地形・地質

森川公園付近は中位段丘と低位段丘の境をなす丘陵斜面（段丘崖斜面）に位置し、石灰岩丘や段丘面及び洞穴が確認された。

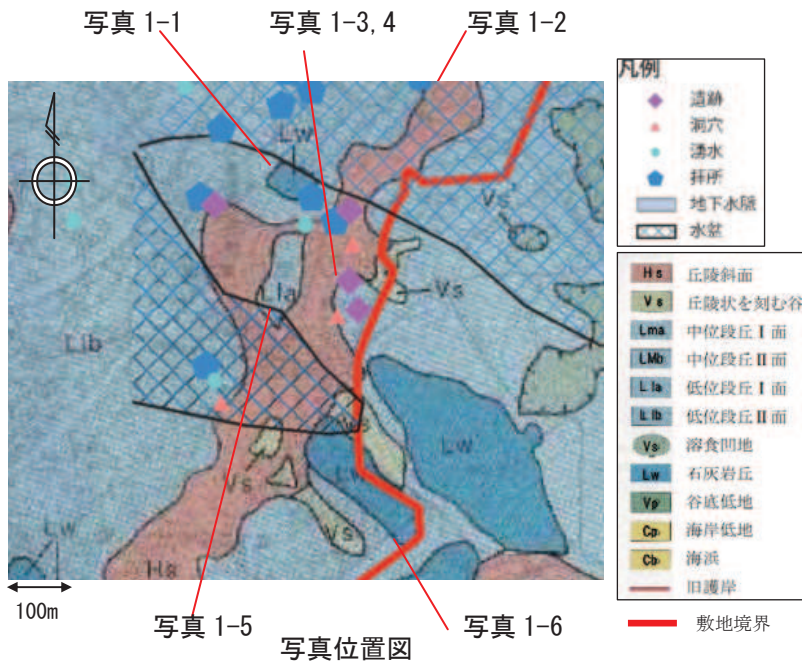


写真 1-1 森川公園入口左の岩丘
前面道路は石灰岩丘を切土して造られている。



写真 1-2 森川公園の洞穴（拝所）付近の斜面状況

高さ数十mの中位段丘崖に石灰岩が露出し、岩盤亀裂に多数の樹木の根が侵入している。多くの落石が認められる。



写真 1-3 森川公園内遊歩道横の小さな洞穴（琉球石灰岩）

右：内部の状況

入口の大きさは1m程度と小さいが、内部奥深く連続している



写真 1-4 森川公園遊歩道横の落石
斜面下にφ20～30cm程度の数個の落石が認められる



写真 1-5 低位段丘 I 面の平坦面
森川公園の前面道路は平坦な段丘面を形成している



写真 1-6 普天間飛行場境界の石灰岩丘の露頭
岩丘斜面に凹凸のある石灰岩が見られる

②佐真下公園の地形・地質

佐真下公園は規模の大きい溶食凹地（ドリーネ）の端部に当たり、小さな空洞の発達する石灰岩が分布している。地表部には洪積粘性土（島尻マーヅ）が被覆している。

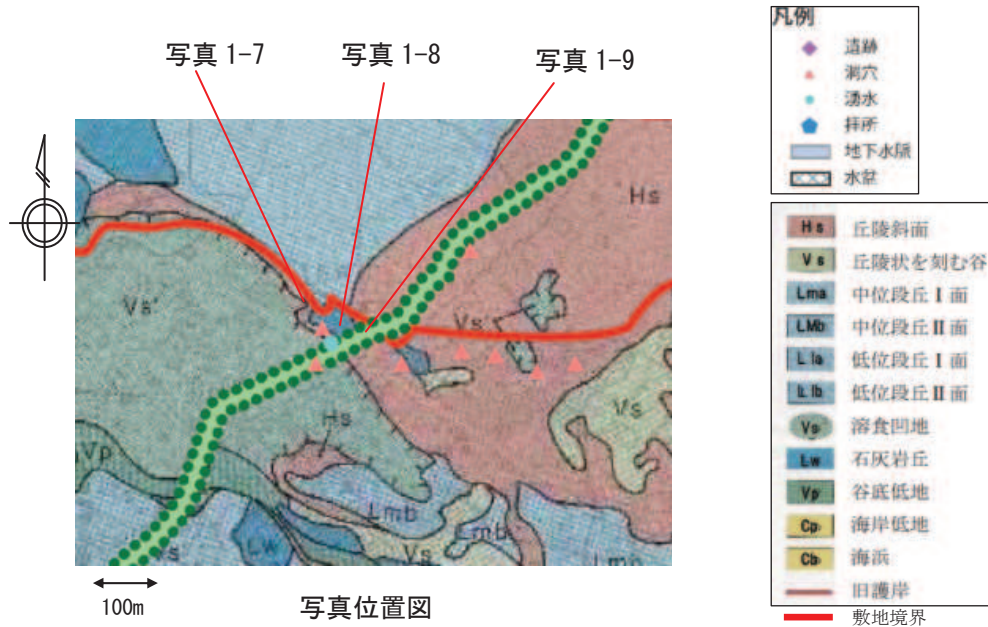


写真 1-7 佐真下公園西側の窪地

溶食凹地（ドリーネ）端部に当たり、普天間飛行場境界はドリーネの境界に一致する。写真奥は湧水地と推定されるが、柵内のため詳細は不明



写真 1-8 佐真下公園の洪積粘性土（島尻マーヅ）

茶褐色で比較的硬い礫混じり粘性土より成り、岩丘地表部を被覆する



写真 1-9 普天間飛行場入口に露出する琉球石灰岩
凹凸が激しく、小さな空洞が見られる

③いこいの市民パーク付近の地形・地質

いこいの市民パーク付近は中位段丘面を浸食して形成された谷底低地に位置し、現在では盛土造成され以前の地形は残っていないが、普天間飛行場内へは谷地形が続いていることが確認できる。

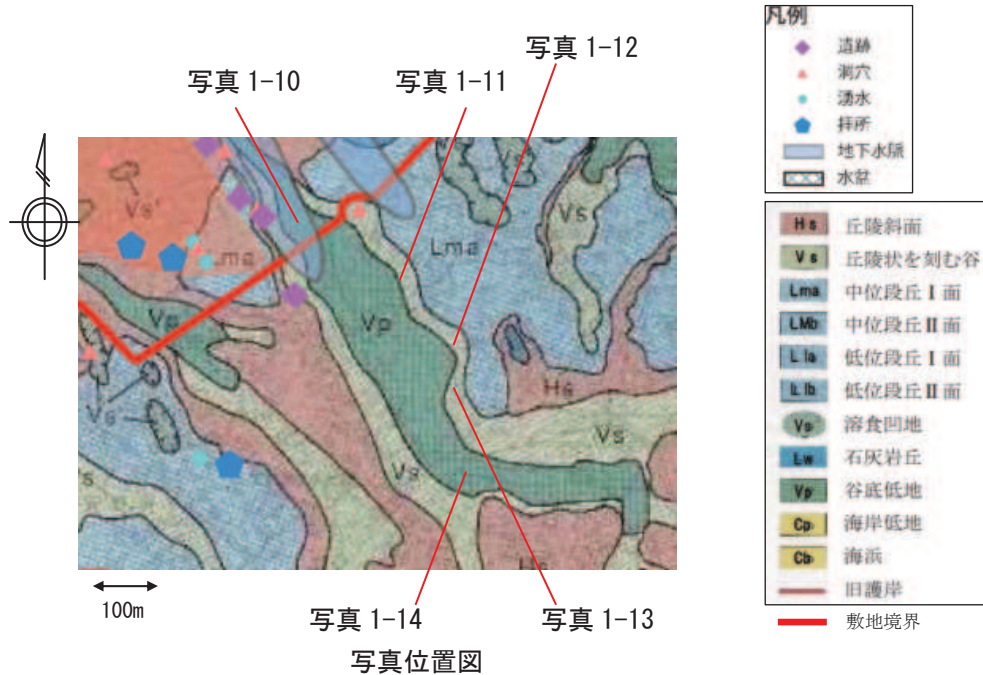


写真 1-10 普天間飛行場内の谷底低地を臨む
両側の中位段丘面を刻む谷が普天間飛行場内に続いている



写真 1-11 公園の東切土面に露出する洪積粘性土（島尻マージ）
多数の石灰岩礫を含む粘性土



写真 1-12 公園の東切土面下部の風化泥岩
風化泥岩上面の小さな水みち（穴）から湧水が見られる



写真 1-13 公園東切土面上部に露出する島尻泥岩
泥岩は角礫状に風化し、表層崩壊が発生している

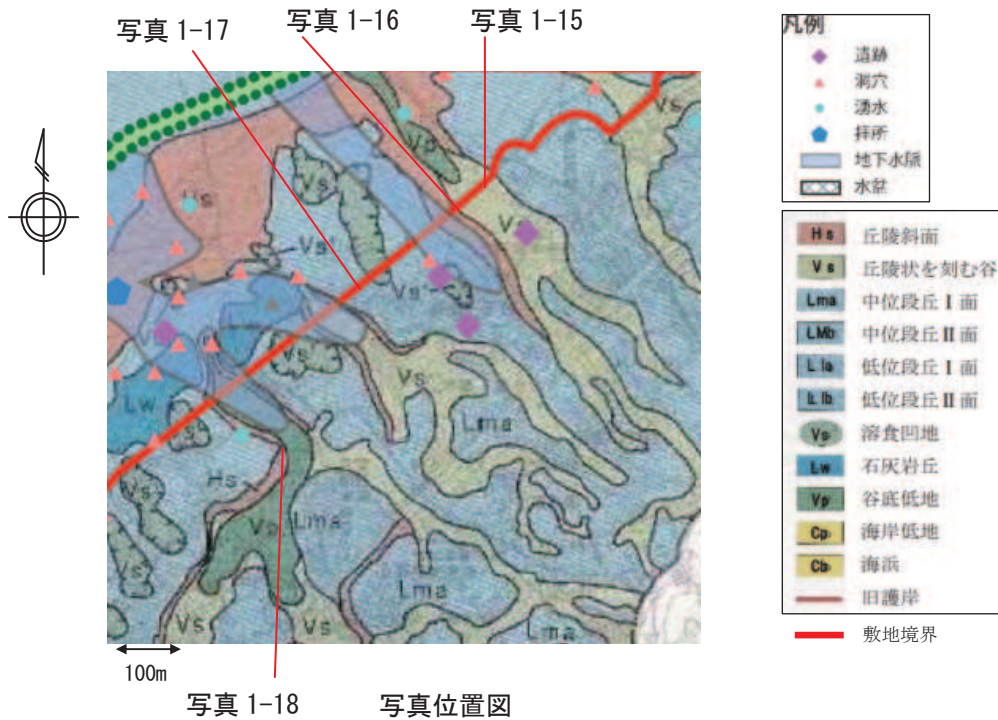


写真 1-14 谷底低地の暗渠と両側の盛土（上流を見る）
右：県道部の盛土状況（下流を見る）

いこいの市民パーク上流は高さ 2m 程度まで盛土造成により宅地化され、元の河川は暗渠となっている

④宜野湾中学校周辺の地形・地質

比較的大きな谷地形や谷底低地が存在する。周辺は中位段丘面で、段丘面や谷斜面には琉球石灰岩が分布し、一部で島尻泥岩が確認された。



⑤宜野湾市役所周辺の地形・地質

市役所周辺は中位段丘面や谷地形に位置し、一部に溶食凹地（ドリーネ）が分布する。湧水地には硬質な琉球石灰岩が露出し、石灰岩の水みちより湧水が見られる。

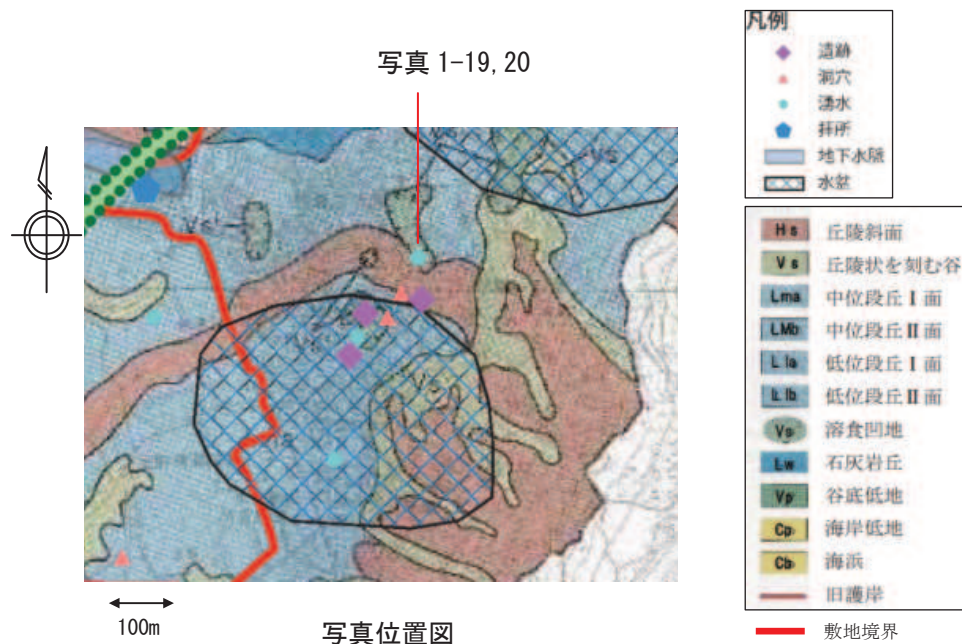


写真 1-19 溶食凹地（ドリーネ）の湧水地
湧水地は周辺より低くなっている



写真 1-20 湧水地に露出する琉球石灰岩
湧水は石灰岩の水みち（写真奥）より流出している

⑥北西側の湧水群の地形・地質

大山湿地を代表とする湧水群は、透水性の良い琉球石灰岩中の水みちから流出している。石灰岩の下位には難透水性の島尻泥岩が分布する。

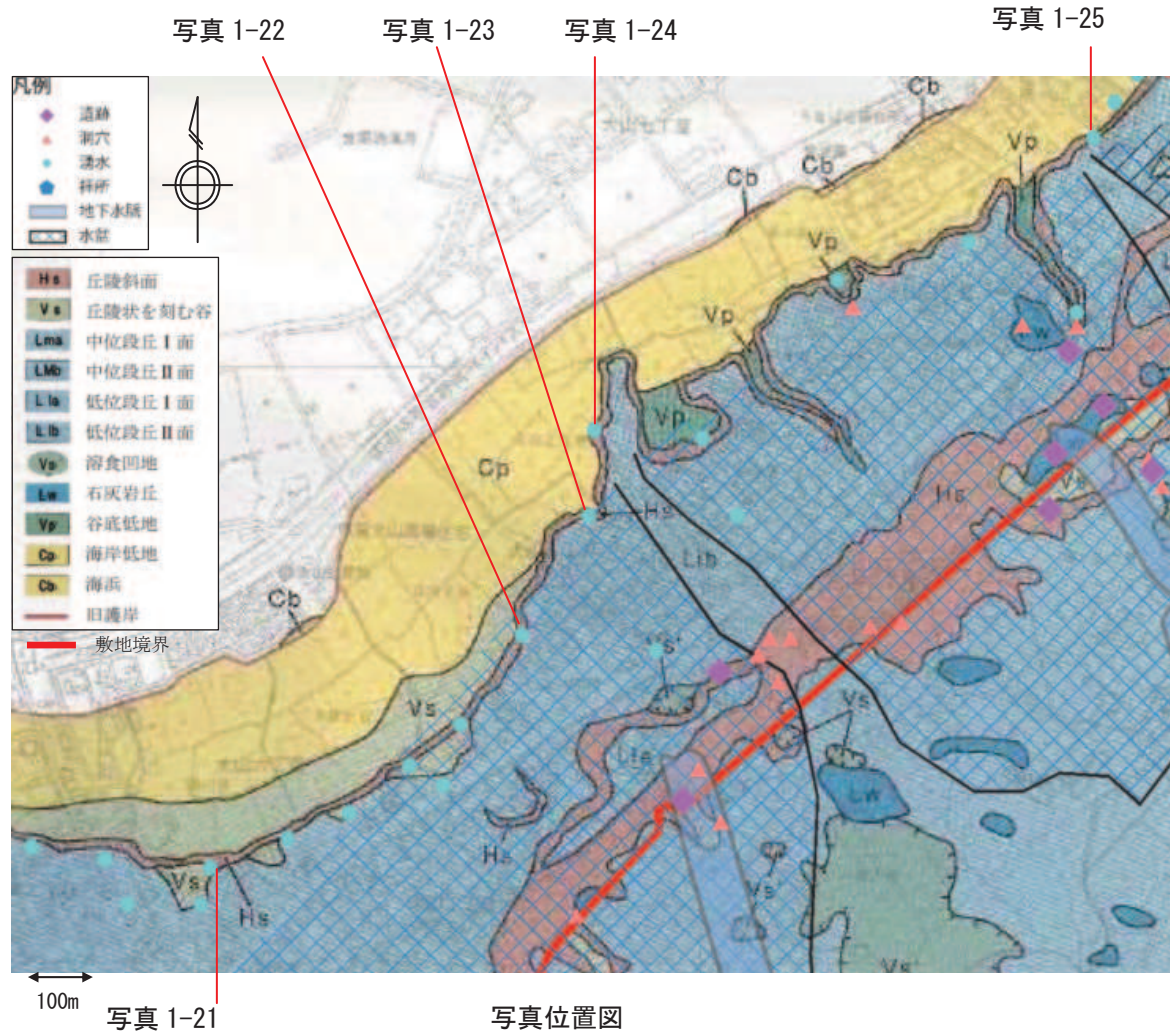




写真 1-22 大山 5 丁目（大山小学校裏）の湧水口背後の陥没地（窪地）

湧水口の坑内を覗いたところ明かりが確認された。その後背後の地表部で窪地が認められた。土被りが小さいため陥没したものと推定される



写真 1-23 湧水口の水みち

湧水は水量が少なく一部で枯渇している。左の湧水口は枯渇しているが、数ヶ所の水みちが認められる



写真 1-24 段丘半島部の湧水地に露出する琉球石灰岩

硬質部と軟質部が混在しているため表面に凹凸がある。水みちは軟質部に形成されると考えられる



写真 1-25 伊佐 2 丁目の湧水地に露出する琉球石灰岩

低位段丘崖に位置し、一部にオーバーハングが見られる

2) 周辺の湧水および水の入り口部の概況把握

①森川公園付近の湧水

森川公園の湧水は東側の普天間飛行場から延びる小さな谷沿いの湧水で、下流側では伏流水となっており、多数の井戸が存在する。

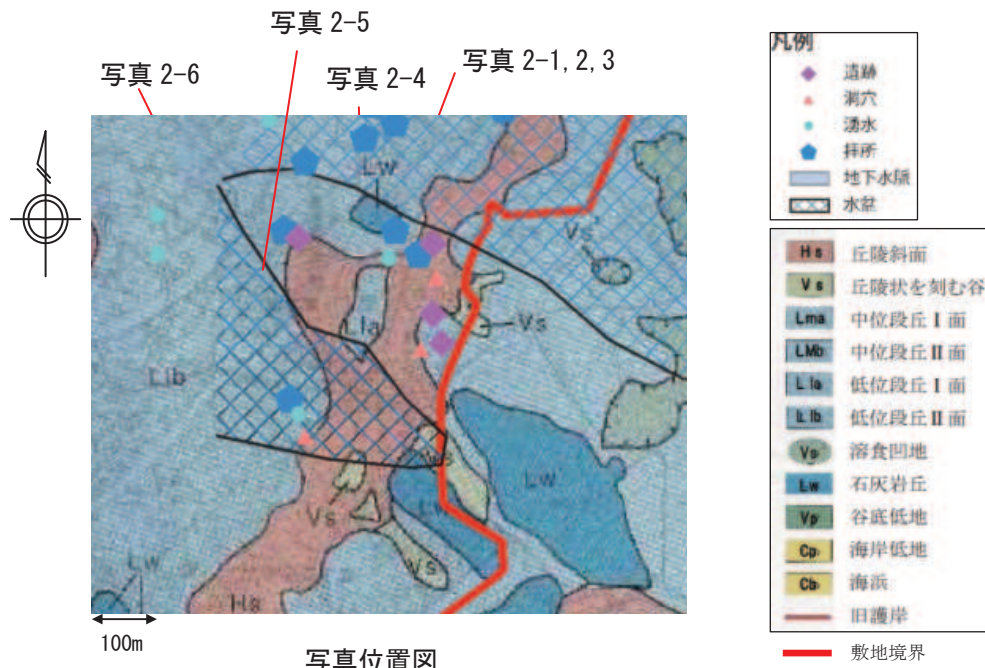


写真 2-1 森川公園湧水の湧出口

周囲は石積みで保護されており、湧水量はあまり多くないと思われる

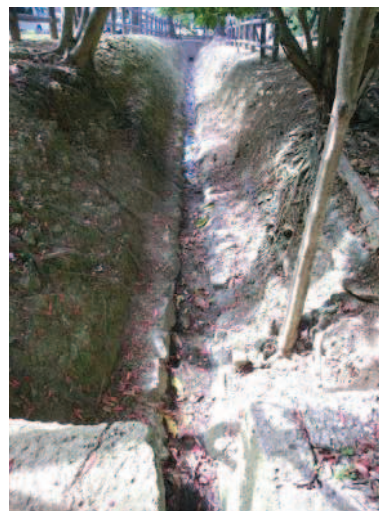


写真 2-2 森川公園湧水の下流側の状況

湧水の下流側水路では調査時には流水は見られず、湧水は伏流していると思われる



写真 2-3 森川公園湧水付近の過去の状況

沖縄県指定名勝「森の川」の看板によると、周辺にはその昔湧水を利用した畑が広がっていたようである



写真 2-4 森川公園内の水路

「森の川」の看板に表示されている水路で、上流の普天間飛行場方向に谷地形が続いているため、降雨時には流水が生じる可能性がある



写真 2-5 森川公園湧水の下流側にある掘抜き井戸

畑地の隅に井戸が見られる。既存資料によると付近には井戸が多数存在するため、地下水位は比較的浅いものと推定される

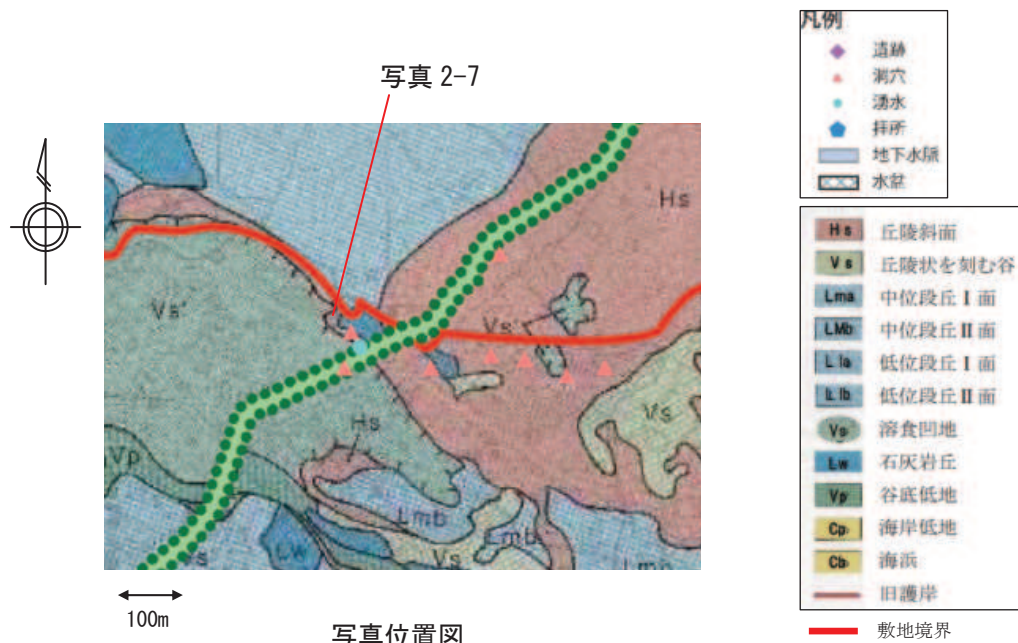


写真 2-6 森川公園南側の谷部の湧水地

地形的に湧水と思われるが、フェンスがあり詳細不明

②佐真下公園の湧水

西側の窪地が湧水地と推定される。



③いこいの市民パークの湧水

谷底低地が下流側の普天間飛行場内に続いている。上流側である普天間飛行場外の低地は、盛土造成により公園や宅地になっている。公園切土面の泥岩上面より湧水が認められる。

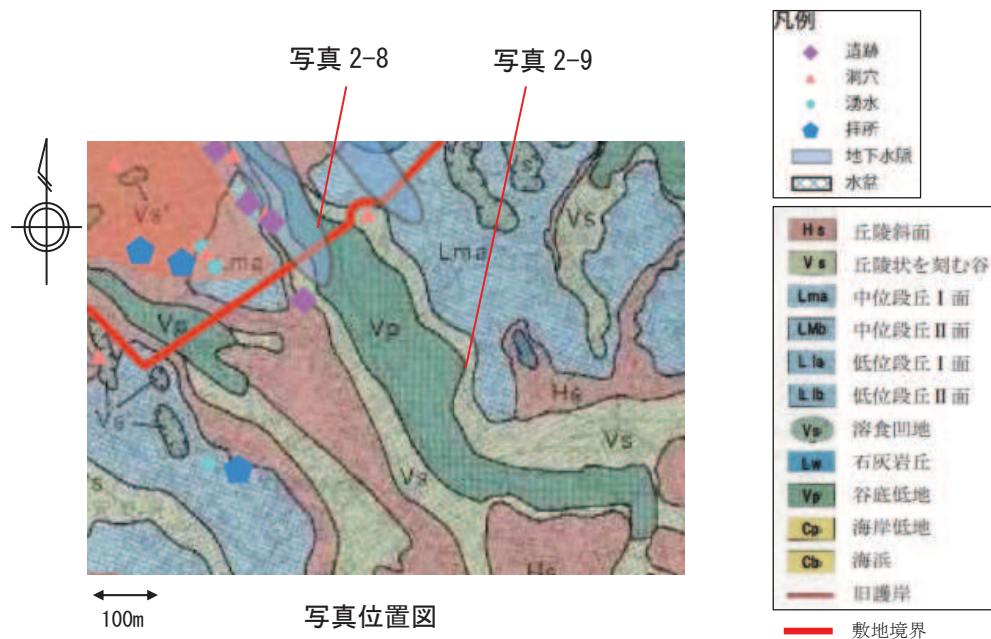


写真 2-8 普天間飛行場内の谷底低地を臨む
両側の中位段丘面を刻む谷が普天間飛行場内に続いている。盛土底の地下水は、暗渠を通して普天間飛行場内に流れ込んでいると推定される



写真 2-9 公園の東切土面からの湧水
風化泥岩上面の小さな水みち（穴）から湧水が見られる

④宜野湾中学校周辺の湧水

比較的大きな谷地形や谷底低地が存在し、生活排水の混ざった流水は下流側の普天間飛行場内へ流れ込んでいる。

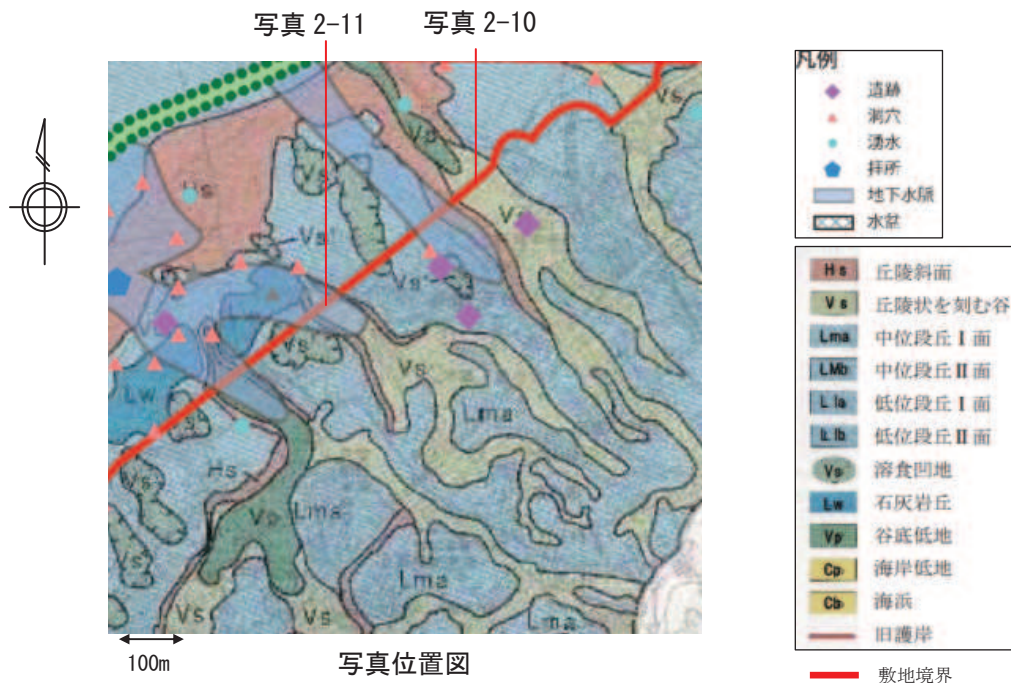


写真 2-10 谷埋め盛土の暗渠の流水（左：出口、右：普天間飛行場内への入口）
中学校西側の大きな谷で、生活排水の混じる地下水が普天間飛行場内へ流れこんでいる

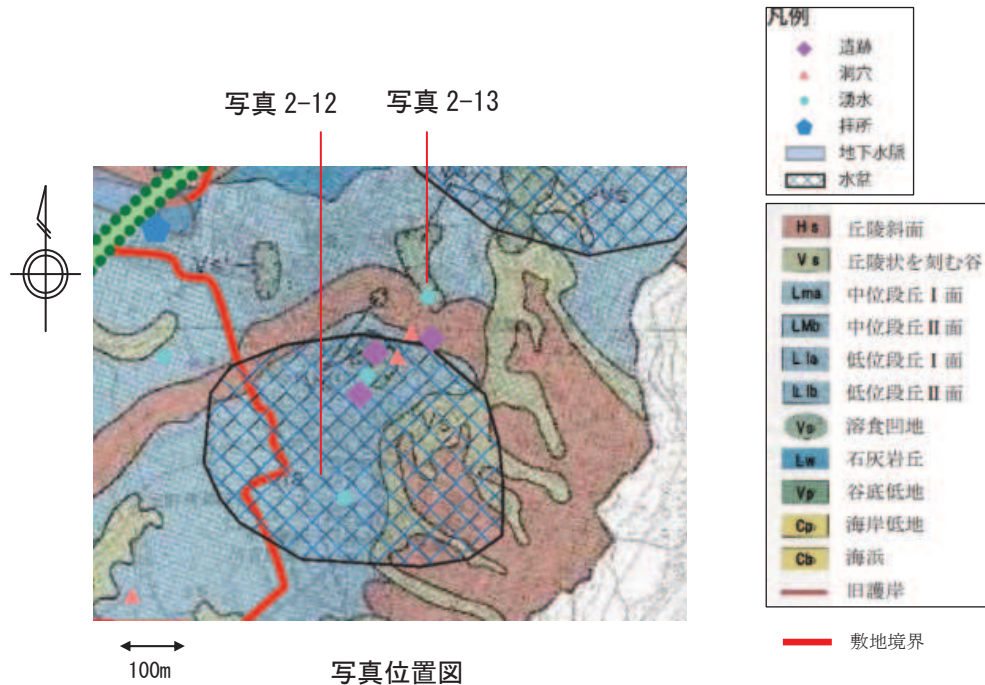


写真 2-11 普天間飛行場の外から内へと連続する谷地形

比較的規模の小さい谷であるが普天間飛行場内へと続いている。降雨時に流水があると推定される。谷の両側は中位段丘や石灰岩丘で、付近には溶食凹地（ドリネ）が多く分布する

⑤宜野湾市役所周辺の湧水

市役所周辺には地下水の豊富な地下水盆や湧水地が分布している。



⑥北西側の湧水群

大山湿地を代表とする湧水群は、透水性の良い琉球石灰岩中の水みちから流出している。これらの湧水は大山湿地を潤し、田芋等の栽培に利用されている。

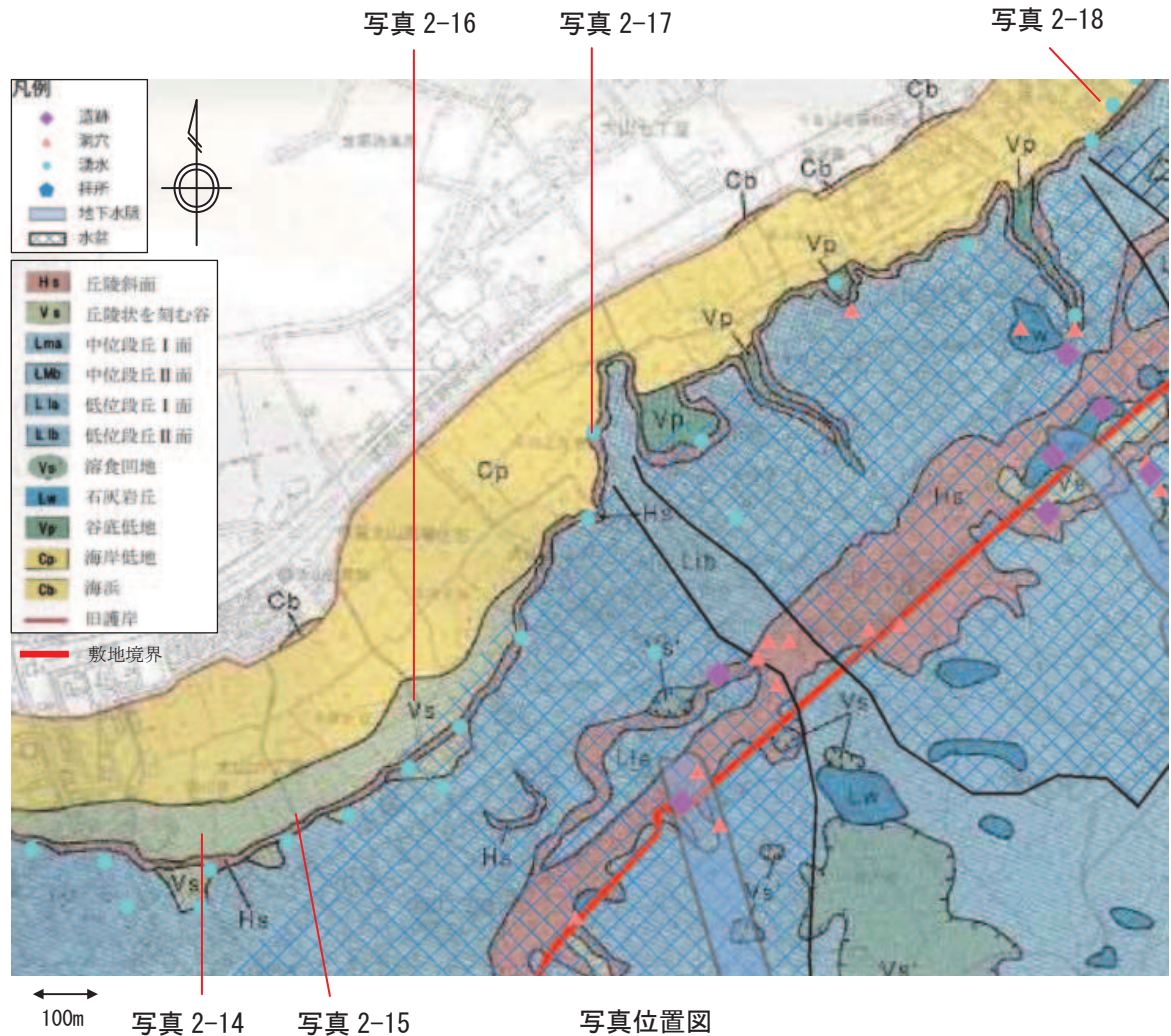


写真 2-14 大山湿地の全景
湧水を利用して田芋等を栽培している



写真 2-15 大山湿地に隣接する斜面中段より湧水
斜面には多くの湧水地点があり、一部の畑は湿地化している



写真 2-16 大山湿地に延びる水路（暗渠）
この水路は上流の沢水から供給されている



写真 2-17 段丘半島部の湧水
φ50cm 程度の湧水口から多量の湧水があり、水路で左右に分水されている



写真 2-18 伊佐 2 丁目国道下の湧水
取水設備より多量の湧水がある

(4) 重要視すべき地形・地質・水系・洞穴の検討

重要視すべき地形・地質・水系・洞穴を検討するために、入手した既存ボーリングデータをを用いて以下に基づき推定地層断面図を作成した。

【観点】

A縦断線) 並松街道沿いかつ地層境界位置を通る

- ・並松街道沿いの特性把握
- ・丘陵及び谷筋の水脈横断方向の特性把握
- ・地下水流入部付近の地質想定

B縦断線) 琉球石灰岩層が厚い部分を通る

- ・琉球石灰岩層が厚い部分の水脈横断方向の特性把握
- ・水盆及び溶食凹地（ドリーネ）周辺の特性把握

C～G横断線) 水脈付近

- ・水脈方向の特性把握
- ・宜野湾横断道（D線）及びシンボルロード（E線）付近の特性把握

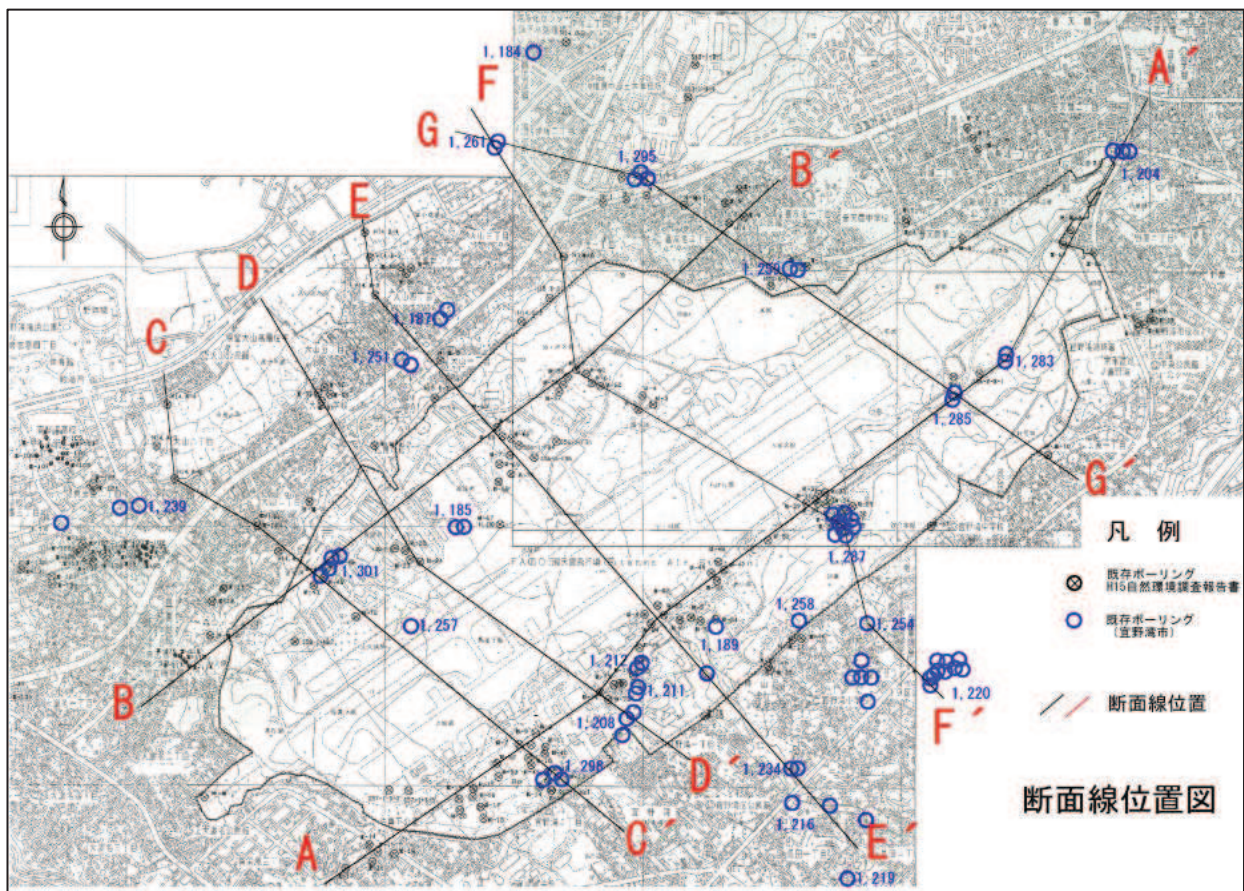


図 I-14 断面線位置図

以上の結果から判明した事項は以下のとおりである。

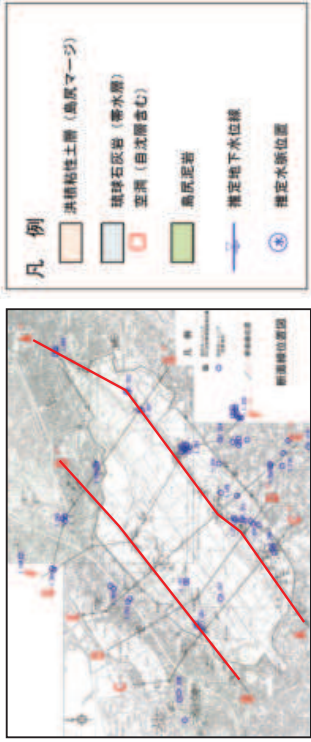
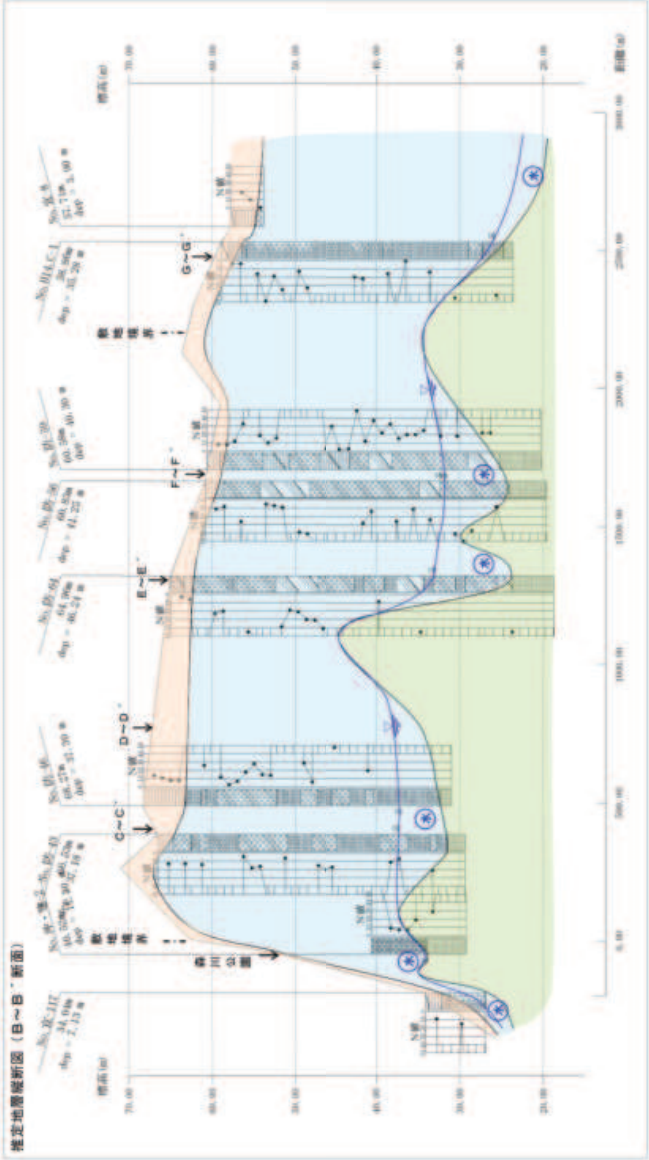
1) 地形・地質の概況

調査地は、琉球石灰岩で構成される広大で平坦な中位段丘面上に位置し、北西側敷地境界から海に向かって急傾斜している。

地表部には洪積粘性土層(赤土:島尻マージ)が比較的薄く分布する。琉球石灰岩は、山側(A断面)で薄く海側(B断面)で厚く分布し、未固結部(砂礫・砂質土・粘性土: N=10~40 程度))と硬質な岩盤部(N=50 以上)の互層状となっている。石灰岩の下位には基盤の島尻泥岩が分布し、その上面の起伏は激しく海に向かって傾斜している。

2) 水系(地下水)の概況

地下水は難透水性の島尻泥岩の谷状地形部を流れていると推定され、下流側(B断面)で地下水盆を形成し、大山湿地等で湧水している。



- 1) 調査地は、琉球石灰岩で構成される広大で平坦な中段丘陵上に位置し、北西側敷地境界から海に向かって急傾斜している
- 2) 地表部には洪積粘性土層(赤土:島尻マーシ)が比較的薄く分布する
- 3) 琉球石灰岩は、山側(A断面)で薄く海側(B断面)で厚く分布し、未固結部(砂礫・砂質土・粘性土: N=10~40 程度)と硬質な岩盤部 (N=50 以上) の不規則な互層状となっている
- 4) 石灰岩中には空洞(洞穴)が発達し、一部の既存ボーリングでも確認されている
- 5) 石灰岩の下位には基盤の島尻泥岩が分布し、その上面の起伏は激しく海に向かって傾斜している
- 6) 地下水は難透水性の島尻泥岩の谷状地形部の谷状地形部を流れていると推定され、下流側(B断面)で地下水盆を形成し、大山湿地等で湧水している

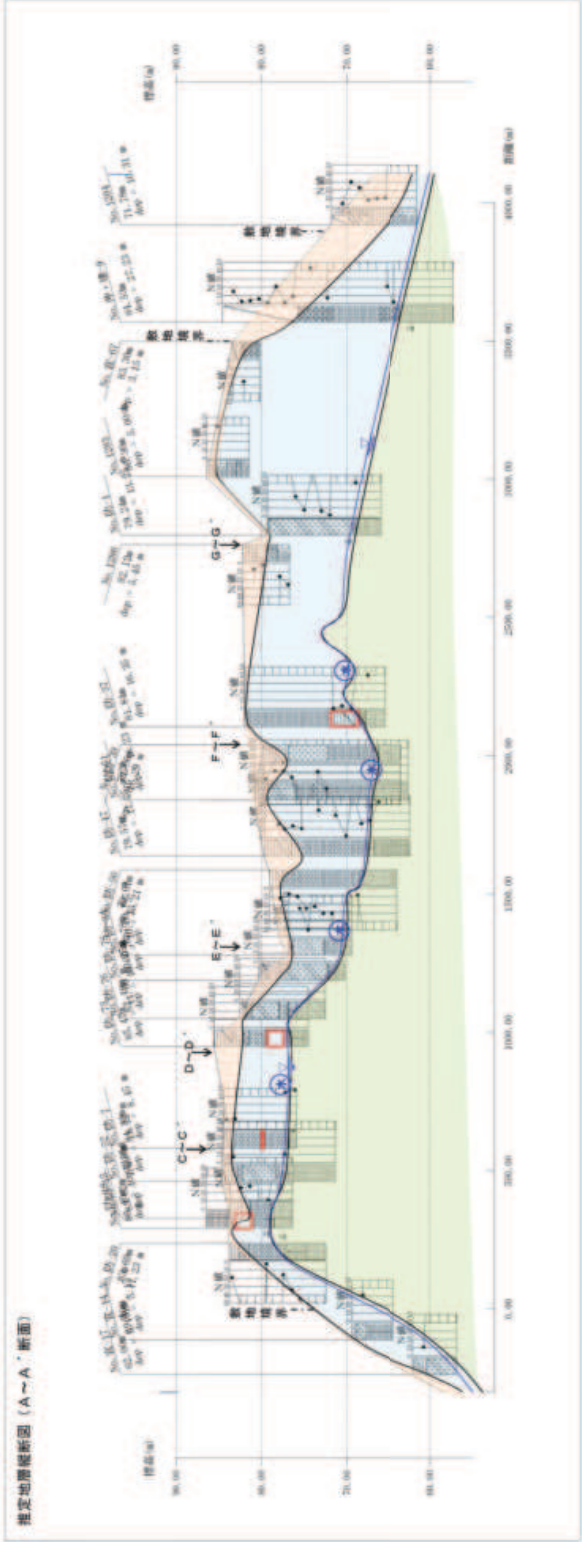


図 I-15 推定地層縦断面 並列図 (A~A'、B~B' 断面)

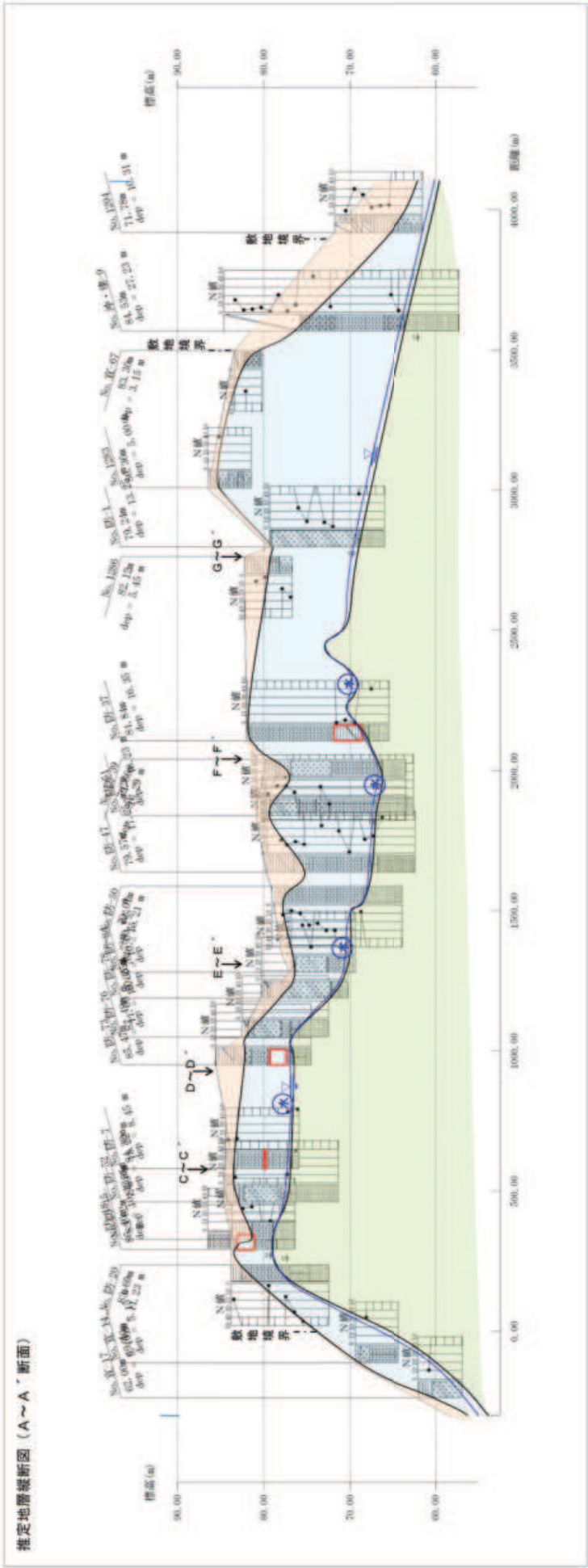
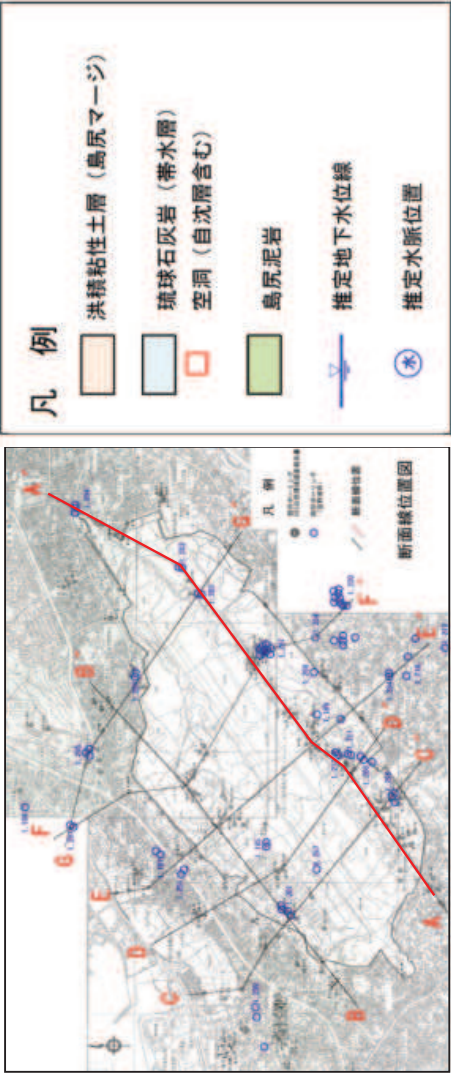


図 I-16 推定地層縦断面図 (A~A' 断面) H : V=30 : 1

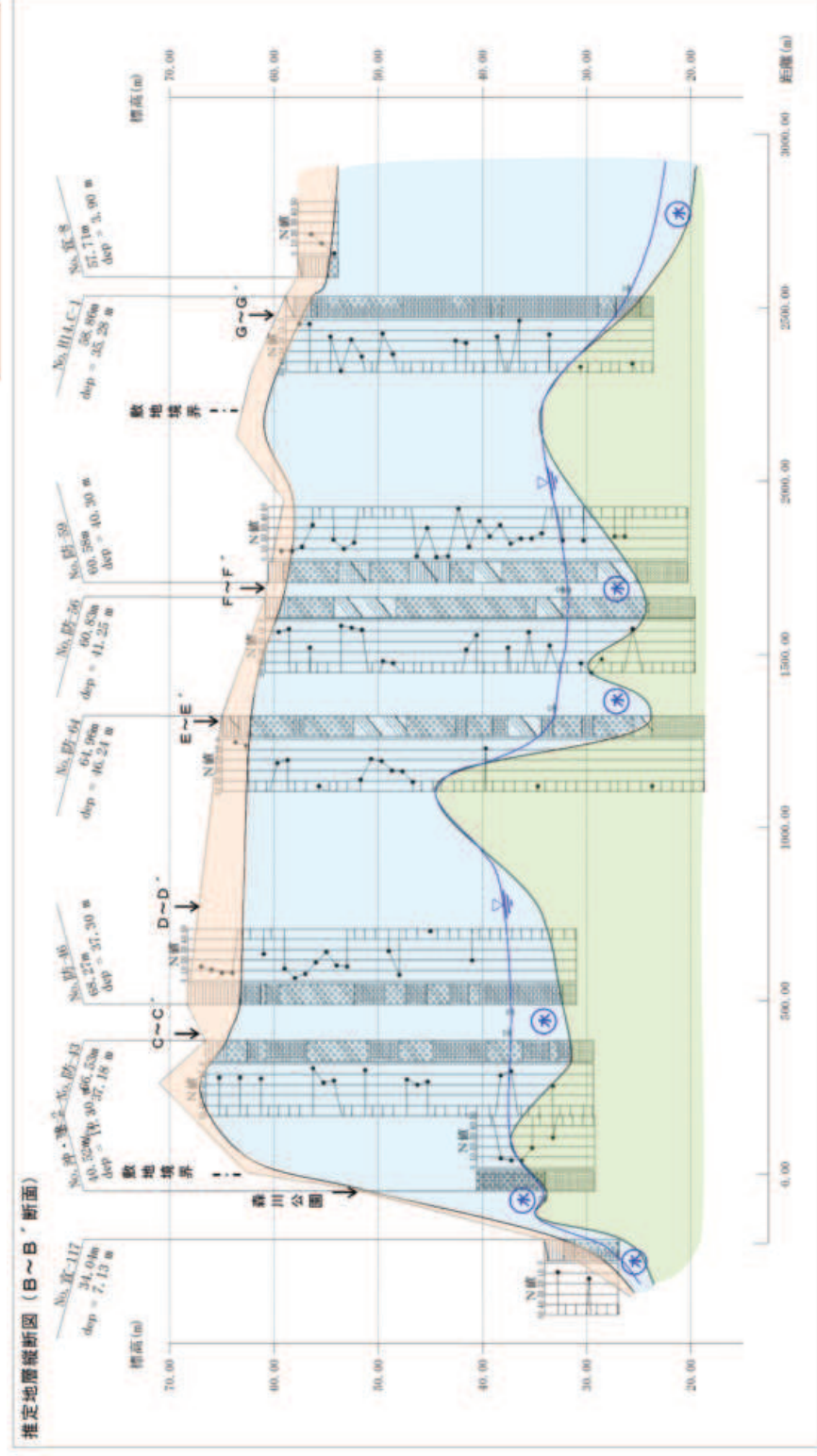
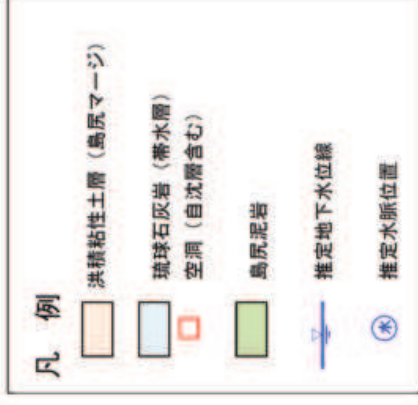
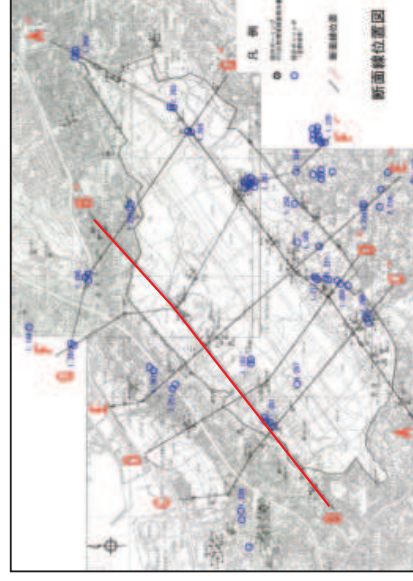


図 I-17 推定地層縦断面 (B~B' 断面) H: V=30:1

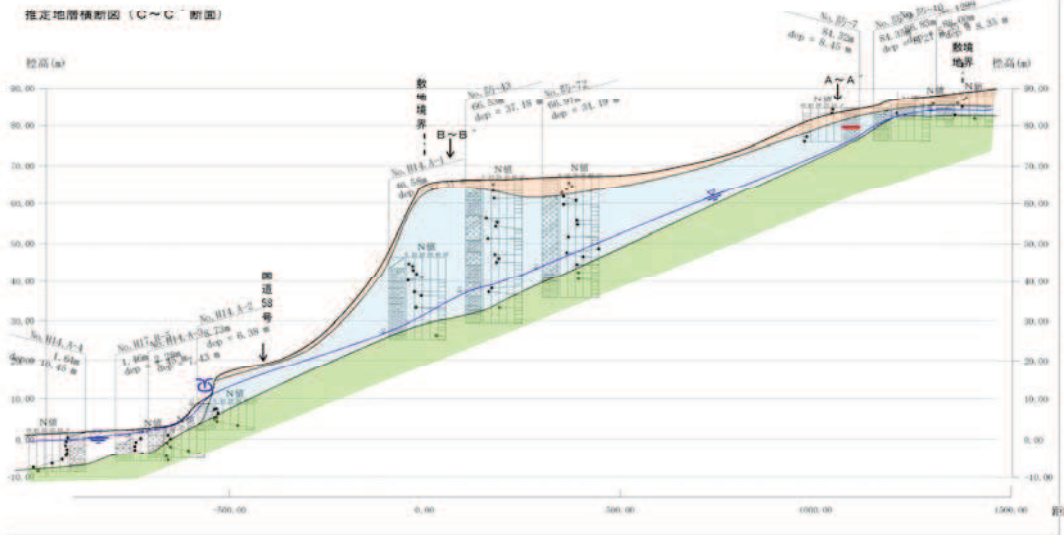


図 I-18 推定地層横断図 (C~C' 断面) H:V=20:1

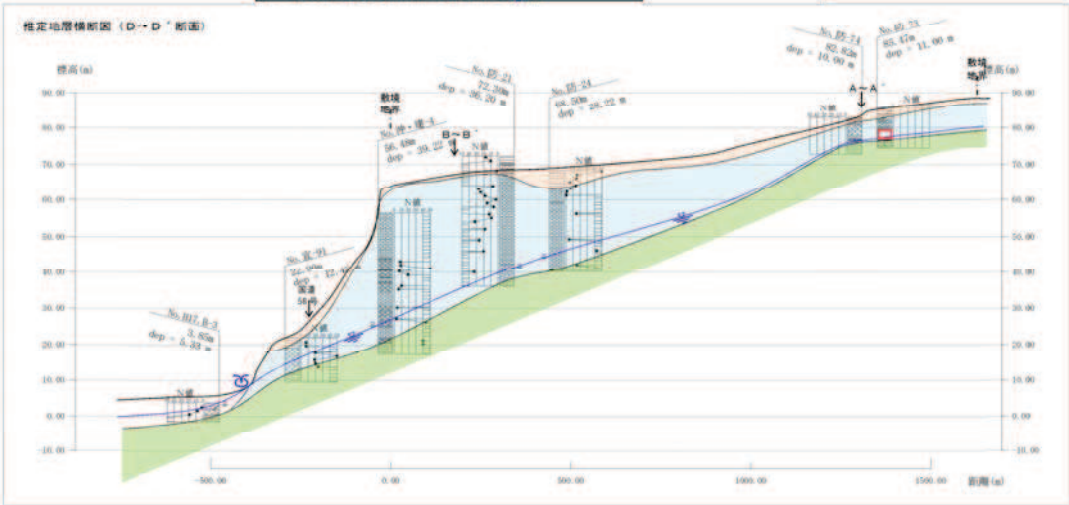


図 I-19 推定地層横断図 (D~D' 断面) H:V=20:1

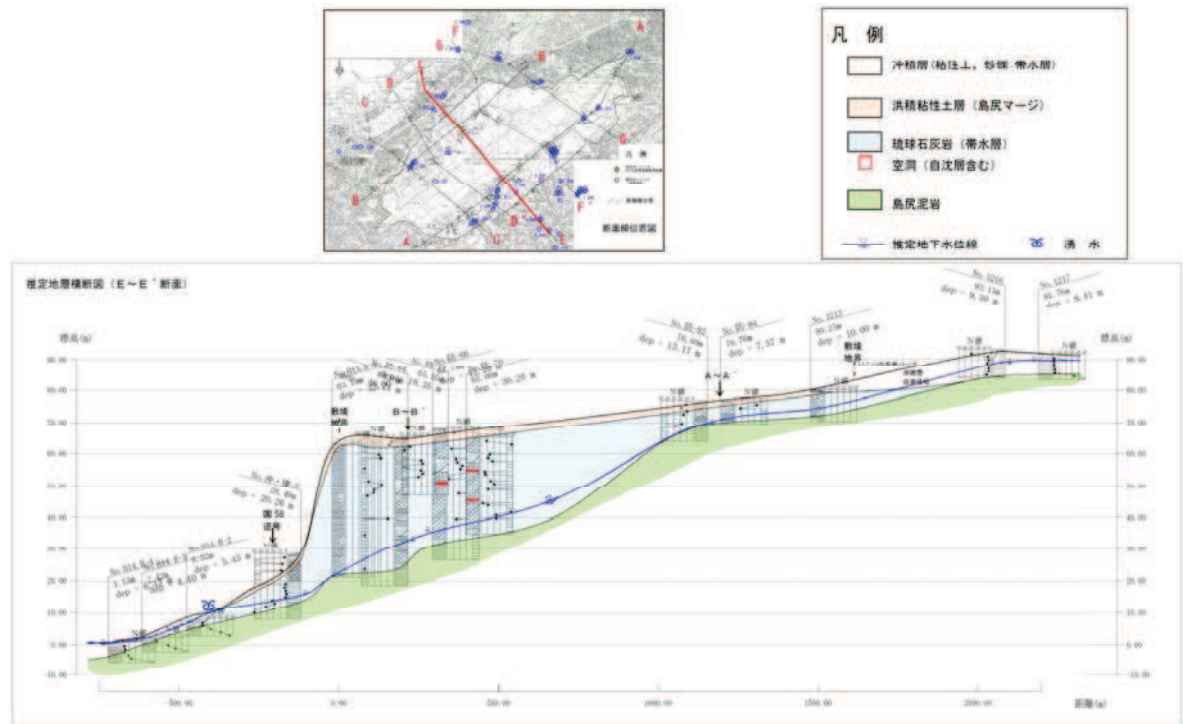


図 I-20 推定地層横断面図 (E~E' 断面) H : V=20 : 1

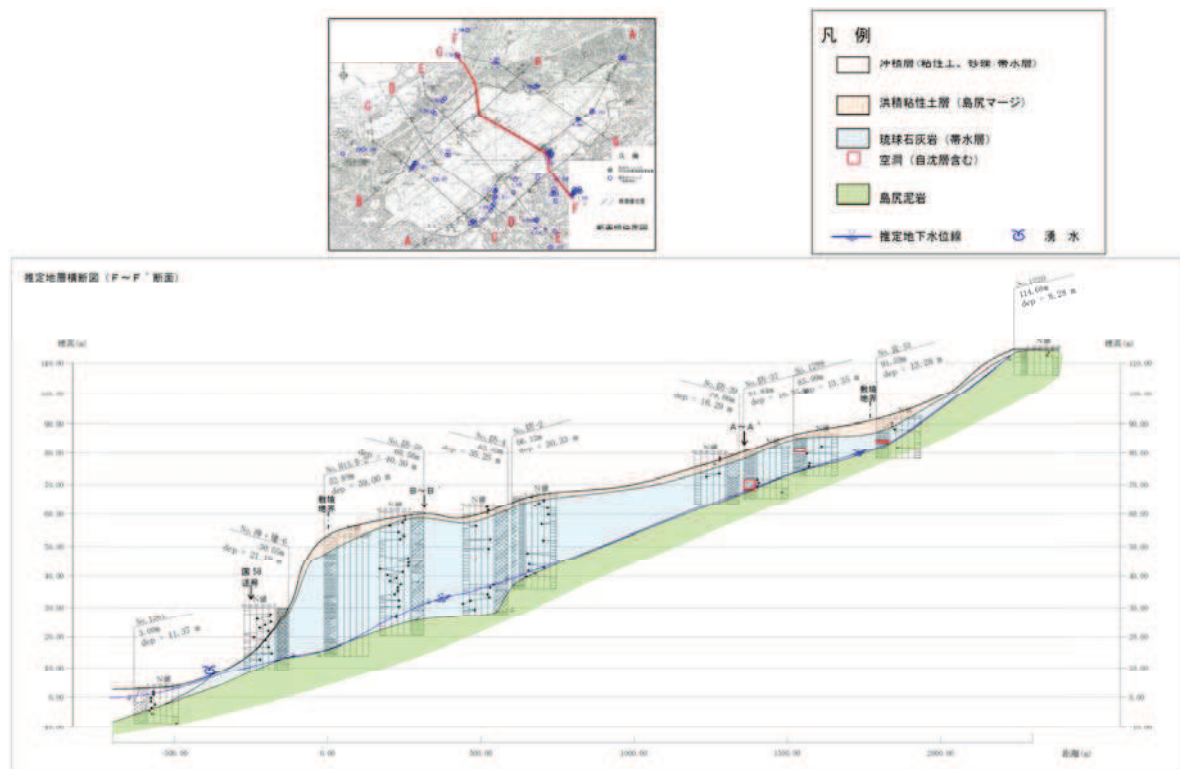


図 I-21 推定地層横断面図 (F~F' 断面) H : V=20 : 1

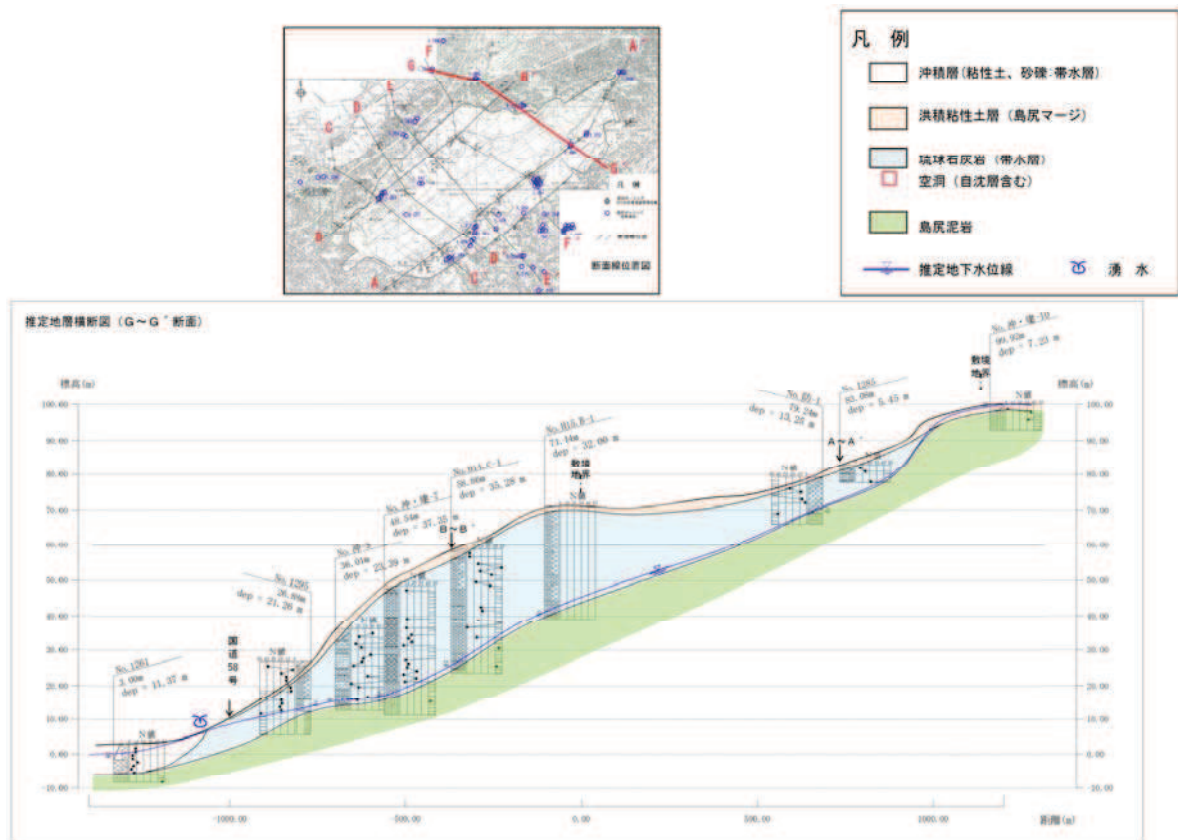


図 I -22 推定地層横断面図 (G~G' 断面) H : V=20 : 1

3) 洞穴（空洞）の概況

既存ボーリング結果から判明した石灰岩中の空洞は、表 4-2 のとおりである。

既存ボーリングで確認された空洞深度は GL-3~20m、空洞厚は最大 3m 程度（空洞内堆積土砂と推定される自沈層含む）である。

また、空洞を確認した位置は、推定水脈や水盆以外の場所でも確認されており、この傾向は既存の洞穴の分布も同様であった。

表 I-4 空洞確認位置一覧表（自沈層：N=0 含む）

ボーリング番号	地盤高(m)	空洞天端		空洞厚(m)	北緯(°)	東経(°)	断面	備考
		標高m	GL-m					
防-7	84.32	79.82	4.50	0.25	26.263	127.756	A, C	
防-18	86.46	83.06	3.40	2.05	26.261	127.754	A	
防-37	81.84	71.84	10.00	3.35	26.272	127.767	A, F	自沈 (N=0)
防-70	65.08	55.28	9.80	0.50	26.273	127.755	E	
防-70	65.08	45.48	19.60	0.40	26.273	127.755	E	
防-71	65.35	51.35	14.00	0.30	26.273	127.755	E	
防-73	85.47	79.17	6.30	2.10	26.265	127.759	A, D	
宜-53	91.59	84.89	6.70	0.75	26.269	127.769	F	
1288	85.99	82.09	3.90	1.60	26.271	127.769	F	防-26と同じ

※赤字はGL-5m以内の空洞、※緑字は厚さ2m以上の空洞

(5) 洞穴分布状況を確認するための現地調査計画

本項では、洞穴分布状況を確認するための現地調査計画案について検討を行った。

洞穴（空洞）探査の一般的な手法としては坑内立ち入り調査、坑内測量、電気探査、調査ボーリング等がある。

このうち、洞穴を確認する確実な方法は坑内立ち入り調査及び測量である。しかし、入口が不明な洞穴や入口が狭く坑内奥深くで広がりのある洞穴のように立ち入りが不可能な洞穴も多く存在することから、このような場合は地上からの探査が必要となる。

地上からの探査をする場合の一般的な調査方法は、電気探査とボーリング調査の併用である。

地上探査は、まず電気探査により広域的な調査を実施して、地層の見掛け比抵抗値の分布から空洞の位置と深度を推定する。

その際、比抵抗トモグラフィを併用すればより精度の高い探査が可能となるが、孔内水がない場合は測定ができないため留意する必要がある。その後、電気探査等により空洞が推定された位置においてボーリングを実施して、洞穴（空洞）の有無や規模を確認するものである。

なお、電気探査とボーリング調査結果から、洞穴状況と併せて琉球石灰岩と島尻層群の境界の分布深度が明らかとなり、地下水盆（地下水流れ）の位置を推定することができる。

以下に、電気探査及び比抵抗トモグラフィの概要図を示す。

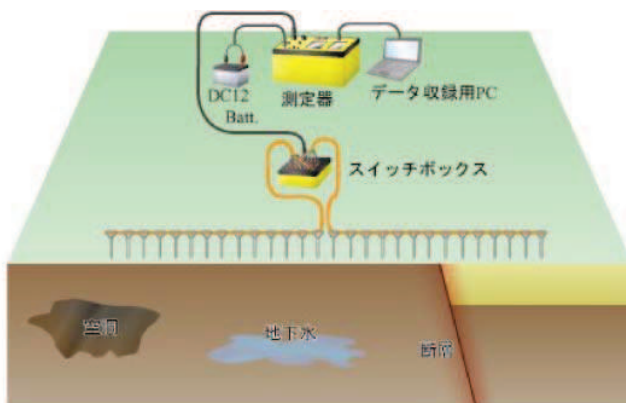


図 I-23 電気探査の概念図

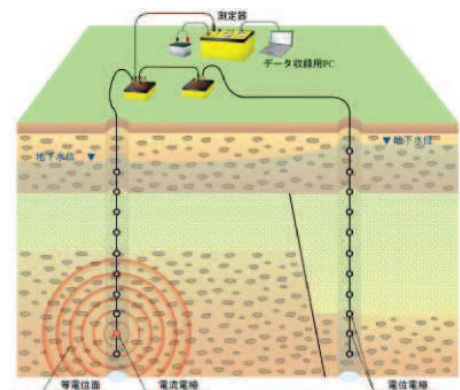


図 I-24 比抵抗トモグラフィの概念図

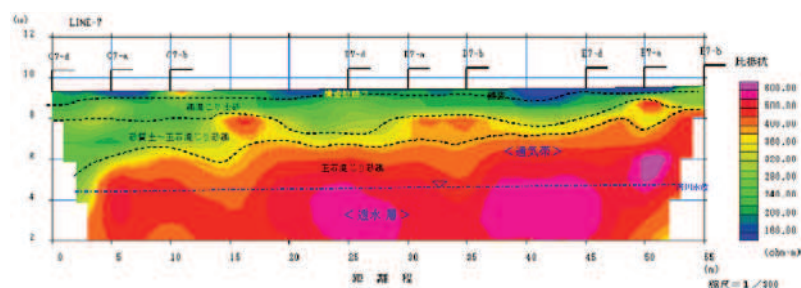


図 I-25 電気探査結果例（比抵抗分布図）

4. 立ち入り調査の計画

今年度は「行程計画」に基づく跡地利用計画策定に向けた初年度調査であり、次年度以降の本格的な立ち入り調査に向けた計画の立案とともに、机上調査と併せた概況把握による重要箇所及び跡地利用計画における配慮事項の抽出を実施した。

(1) 立ち入り調査計画

今年度は「行程計画」に基づく跡地利用計画策定に向けた初年度にあたるため、基地返還までの取組みの中での立ち入り調査の位置付けやスケジュールを見据えつつ、跡地利用計画策定に向けた経年的な計画（案）を検討した。

1) 返還までの立ち入り調査スケジュール（案）

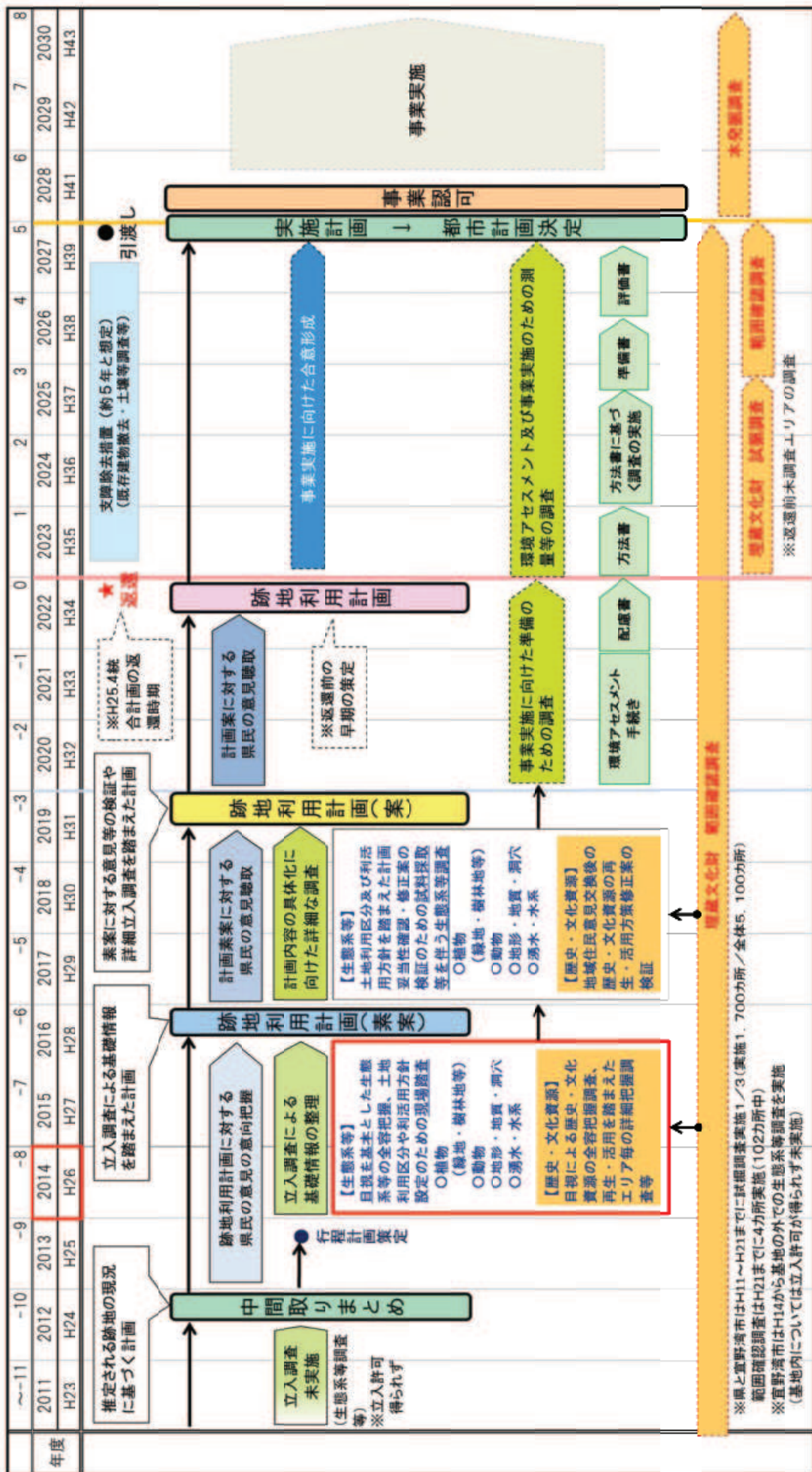
2022（平成 34）年度の返還に向けた立ち入り調査のスケジュール（案）を次頁に示す。

■普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた立入調査計画

①返還後、速やかに円滑な跡地利用を推進していくためには、返還前のできる限り早い段階から立入調査等を実施し、早期に跡地利用計画を策定する必要がある。

②平成25年3月に策定した中間とりまとめは、推定される基地内の現況に基づくものであり、平成28年度末を目的とし、立入調査による基礎的情報に基づく跡地利用計画（素案）を策定し、県民や地権者との合意形成に向けて取り組む必要がある。

③素案策定後、新たな計画課題や計画条件に対処した計画内容の更新を行い、地権者等の合意形成の取組や県民・市民の意向を把握するとともに、より詳細な現状把握等可能な調査をすべて実施し、跡地利用計画案としてとりまとめ、返還前の早い段階における跡地利用計画策定に繋げていく。



2) 跡地利用計画（素案）までの立ち入り調査計画（案）

2016（平成 28）年度跡地利用計画（素案）策定までの 3 カ年の経年調査計画案を下記に示す。

①歴史・文化資源

年次	調査概要	調査の目的	調査手法	計画に反映する情報
H26	査 当地区の全域踏査及び重要地区群の概	当地区全体の歴史・文化資源の概況把握および、2013（平成 25）年に策定した「跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間取りまとめ」等関連計画を踏まえた歴史・文化資源の保全・活用の重要箇所等全体像の状況を把握する。 ＜重要文化財（宜野湾市選別の 14 箇所）の位置・範囲の包括的把握＞	○重要文化財を中心とした包括的な踏査（目視確認） ・現況の地形、景観も含む空間的な位置および範囲について把握を目視確認する。	遺跡が立地する景観要素、空間的範囲、現存する遺物の分布等の概要を抽出
H27	細調査 重要文化財群内の詳	重要文化財群の現状の保存状態について、個別に把握する。 ＜各重要文化財の現状の把握＞	○重要文化財群内の調査（目視確認） ・各古集落跡および宜野湾並松街道等、周辺地区の遺跡の現状について目視確認する。	歴史・文化的な景観および空間的な広がり、遺跡等の構成要素を整理
H28	相互連携調査	各重要文化財の把握をもとに相互および周辺地区との歴史的・文化的関連性について把握する。 ＜重要文化財相互および周辺地区との有機的関連性を把握＞	○個別および相互の連携確認 ・包括的な踏査及び個別の調査確認に基づき、各重要文化財等含む相互のおよび周辺地区との関連性について調査を深める。	歴史・文化資源の保全および活用に資するため相互の関連性について、現地での調査をもとに跡地利用計画に反映させる

②自然環境調査（植生・陸域生態系）

年次	調査概要	調査の目的	調査手法	計画に反映する情報
H26	返還予定地の全域踏査および重要箇所の概査	返還予定地全体の生態系の概況把握及び、2013（平成 25）に策定した「跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間取りまとめ」等関連計画を踏まえた緑地の保存・創出の重要箇所の状況を把握する。 ＜全体特性および重要箇所の位置・範囲の概況把握＞	①全域に対する広域的な踏査（目視確認） ・敷地外からの観察や空中写真の判読では確認できない生態系に関わる空間的な要素を目視確認する。（滑走路部を除く） ②生態系の重要箇所の踏査（目視確認） ・目視確認に基づき、生態系の基盤環境としての重要性を推定することで重要箇所を抽出する。	重要な生息・生育環境や大径木等、生物多様性保全に関わるコントロールポイントを抽出
H27	重要箇所の詳細調査	計画上のコントロールポイントについて、生息・生育種等の現況に基づき生態系の質的状況を把握する。 ＜重要箇所の質、優先度を把握＞	○重要箇所の通年調査（目視+必要に応じて種の持ち帰り分析） ・前年度に抽出した重要箇所において、生息・生育する可能性のある重要種等の調査適期に現状確認を行う。原則として目視による確認による調査を実施するが、昆虫類等の現地での同定が一部困難な種については、持ち帰って室内で分析する。	生態系の特殊性や重要種の分布状況等の質的状況に基づく、重要箇所の保全上の優先順位を検討
H28	補足調査	外部からの指摘に対する説明等に必要となるデータを補足確認する。 ＜重要箇所の質、優先度を確認＞	○種の捕獲を含めた補足確認 ・関係者や学識者意見等に基づき、追加確認が必要な種等について捕獲等を含めた補足確認を行う。調査の例として、2015（平成 27 年）度にねぐらでの目視確認を行うコウモリ類を捕獲により調査することがあげられる。	外部意見等に対応するために必要となる情報の収集

③自然環境調査（地形・地質・洞穴・湧水）

年次	調査概要	調査の目的	調査手法	計画に反映する情報
H26	重要箇所 の概査	返還予定地全体の地形・地質・洞穴の概況把握および、 <u>洞穴・湧水集積箇所を把握</u> する。また、湧水 ＜全体特性および重要箇所の位置・範囲の概況把握＞	①全域に対する広域的な踏査（目視確認） ・敷地外からの観察では確認できない地形・地質・洞穴・湧水の状況を目視確認する。 ②重要箇所の踏査（目視確認） ・目視確認に基づき、洞穴・湧水の集積箇所・重要箇所、みず道の方角を把握する。また、立ち入り調査可能な洞穴を抽出する。	重要な洞穴・湧水等の利活用や保全の方角性を検討
H27	重要箇所 の坑内の立ち入り調査・ 地形改変を伴わない空洞探査およびボーリング調査	洞穴・湧水の主要箇所について、 <u>洞穴・みず道の規模を把握</u> する。 ＜主要箇所の洞穴・湧水の規模・位置を把握＞	①洞穴の立ち入り調査・測量 ・前年度に抽出した立ち入り調査箇所において、洞穴内部の状況を立ち入り調査する。洞穴内部の規模把握のため、可能な範囲で測量する。 ②重要箇所の地形改変を伴わない空洞調査およびボーリング調査 ・電気探査等の広範囲な探査が可能な方法を用いて、重要箇所の空洞の範囲と深度を推定する。 ・推定された空洞位置において、ボーリングにより洞穴の有無や規模を確認する。 ③重要箇所の湧水調査 ・湧水箇所の水量や水質等を把握する。	主要な洞穴やみず道、空洞の保全箇所、基盤整備や土地利用に関わるコントロールポイントを把握
H28	全体 の概査	全体の <u>洞穴・みず道の規模を把握</u> する。 ＜全体のみず道・空洞の規模・位置・保存の優先度を把握＞	①洞穴の測量・みず道調査 ・洞穴内部の測量により形状を把握する。また、みず道の方角や規模を把握する。 ②広域的な地形改変を伴わない空洞調査およびボーリング調査 ・電気探査等の広範囲な探査が可能な方法を用いて、全域の空洞の範囲と深度を推定する。（滑走路部を除く） ・推定された空洞位置において、ボーリングにより洞穴の有無や規模を確認する。	全体のみず道、空洞の保全箇所、基盤整備や土地利用に関わるコントロールポイントを把握

今年度の立ち入り調査のための取組みとして、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第9条の規定に基づく駐留軍用地についての調査および測量の実施に関するあっせん申請、及び、米軍施設・区域立入許可申請による調査に向けた計画を立案し、英語版の計画書・調査範囲図等の作成を行った。

■ Marine Corps Air Station Futenma: On-site Investigation Plan for Site Use Project Formulation

(1) In order to smoothly promote site use as soon as possible after the return of the base an on-site investigation prior to the return and the formulation of an early stage site use plan will be necessary.
 (2) The interim report that was formulated in March 2012 was based on the assumed current state of the base. Therefore, the on-site (draft) based on field information obtained through an on-site investigation by the end of FY2011 and a revision with prefectural citizens and landowners will be necessary.
 (3) After formulating the draft, the content of the plan will be updated in correspondence to the new plan challenges and conditions followed by forming a consensus with landowners and understanding the intentions of city residents and prefectural citizens. All possible investigations will be conducted so to further grasp the investigation current state, compile issues a site use plan (proposal) and linked to the formulation of the site use plan before the return of the base.
 (4) After the return of the base, environmental assessments and project implementation investigations will be conducted to formulate an implementation plan and determine an urban plan. Work on site development projects will begin as soon as possible after the handover.

	~-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8
FY	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1141	1142	1143

Plan based on the presumed current state of the site (FY 2011-2013)

Plan that takes into account basic information from the on-site investigation (FY 2014-2016)

Plan that takes into account opinions regarding draft and in-depth on-site investigation (FY 2017-2021)

Measures to remove obstacles (Assumed to be about five years) (e.g. existing building removal and soil investigation) (FY 2022-2026)

Handover (FY 2027)

Project implementation (FY 2028-2030)

On-site investigation not complete (FY 2011-2013)

Formulation of site use plan (FY 2014-2016)

Formulation of urban plan (FY 2017-2021)

Project implementation (FY 2022-2030)

Basic conditions for implementation (FY 2011-2030)

Notes:

- *The prefecture and Government conducted a soil sampling investigation in 7 of all places from 1999 to 2009 (1/5000 of a total of 5,100 places). Research to confirm usage has been conducted for four locations up to 2009 (1/100 places).
- *Estimated 1/10 the total conducting all on-site draft investigation currently of the base since 2011 (this investigation has not been conducted on the base because permission to enter has not been obtained).
- *Investigate previously uninvestigated areas.

②別添-1 平成 26 年度の立ち入り現地踏査計画の概要（案）

(Appendix 1)

Overview of the FY2014 On-site Survey Plan (Draft Plan) (1/3)

Investigation Item	Investigation Objective	Investigation Area / Site Number	Period	Investigation Method	Required Equipment
Historical and cultural resources	Conducted in order to obtain and utilize basic information of the varied early modern Ryukyu and modern Okinawa historical and cultural heritage, including villages and political, ritual, religious, educational, cultural, societal, lifestyle, economic and production activities.	Investigation of the total land area scheduled to be returned with particular focus on the Jinon Nanmachi Road and old village (Ginowan, Kamiyama and Aragusuku) area.	(To be conducted in two stages from late October to late January)	Investigators will survey the land scheduled to be returned through photography and a visual observation of the old village area and the vicinity of Jinon Nanmachi Road. Investigators will first survey the entirety of the base to gain an overview of the main village area and Jinon Nanmachi Road before focusing on the individual states of the old village area and Jinon Nanmachi Road.	Digital cameras, topographic maps, aerial photographs, binoculars and cellphones

(Appendix 1)

Overview of the FY2014 On-site Survey Plan (Draft Plan) (2/3)

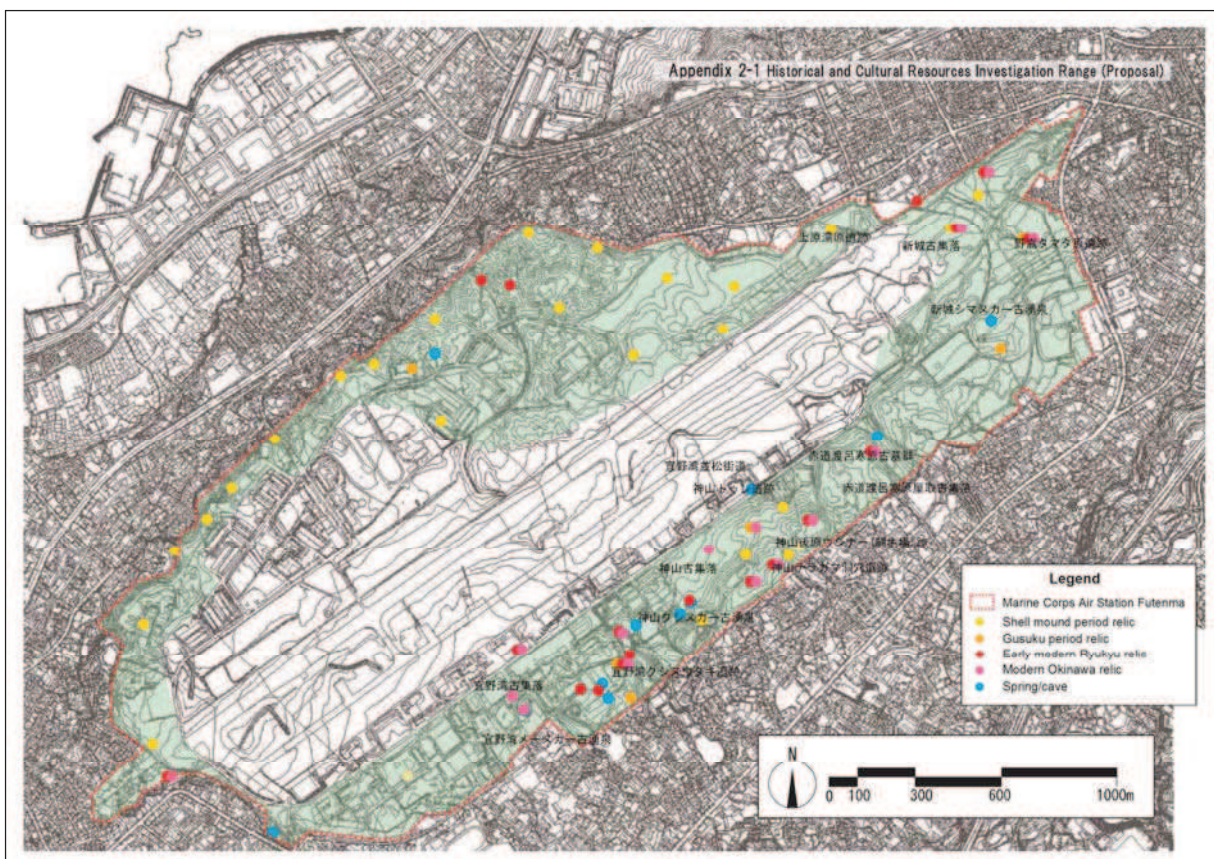
	Investigation Item	Investigation Objective	Investigation Area / Site Number	Period	Investigation Method	Required Equipment
Ecosystem	Vegetation (e.g. green spaces and forest land)	Conducted in order to obtain and utilize basic information for use in determining the environment and locations in which important plant species are likely to grow, locations where trees with large diameters are distributed and locations where important vegetation has likely been established.	Investigation of the total land area scheduled to be returned with particular focus on the places where forests are distributed.	(To be conducted in two stages from late October to late January)	Investigators will survey and photograph the approaches to and inside forests, carry out a visual observation of the typical species and ecosystem and measure position coordinates with GPS loggers as necessary. When an important species is confirmed, this information will be recorded. Investigators will first survey the entirety of the base to gain an overview of the main collection locations and species. Following the broad survey, investigators will determine importance levels based on the species and characteristics in the collection locations.	Digital cameras, topographic maps, aerial photographs, GPS loggers, binoculars and cellphones
	Animals	Conducted in order to obtain and utilize basic information of the environments and locations important animal species are likely to live. (This includes the important species that depend on wet zones such as springs and caves.)	Investigation of the total land area scheduled to be returned with particular focus on the territory suitable for the habitation of the species identified as likely to live in Ginowan City in past investigations.	(To be conducted in two stages from late October to late January)	Investigators will survey the land scheduled to be returned through visual observation and photographs of the typical species and ecosystem. They will measure position coordinates with GPS loggers as necessary. When an important species is confirmed, this information will be recorded. Zones where the survey will be conducted are assumed to be mainly forest land, but this survey will also cover open locations for birds, caves (where it is assumed there will be bats) and wet zones where springs originate. First, the investigators will survey the entirety of the base to gain an overview of the main collection locations and species. Following the broad survey, investigators will determine importance levels based on a collection locations' species and characteristics.	Digital cameras, topographic maps, aerial photographs, GPS loggers, binoculars and cellphones

(Appendix 1)

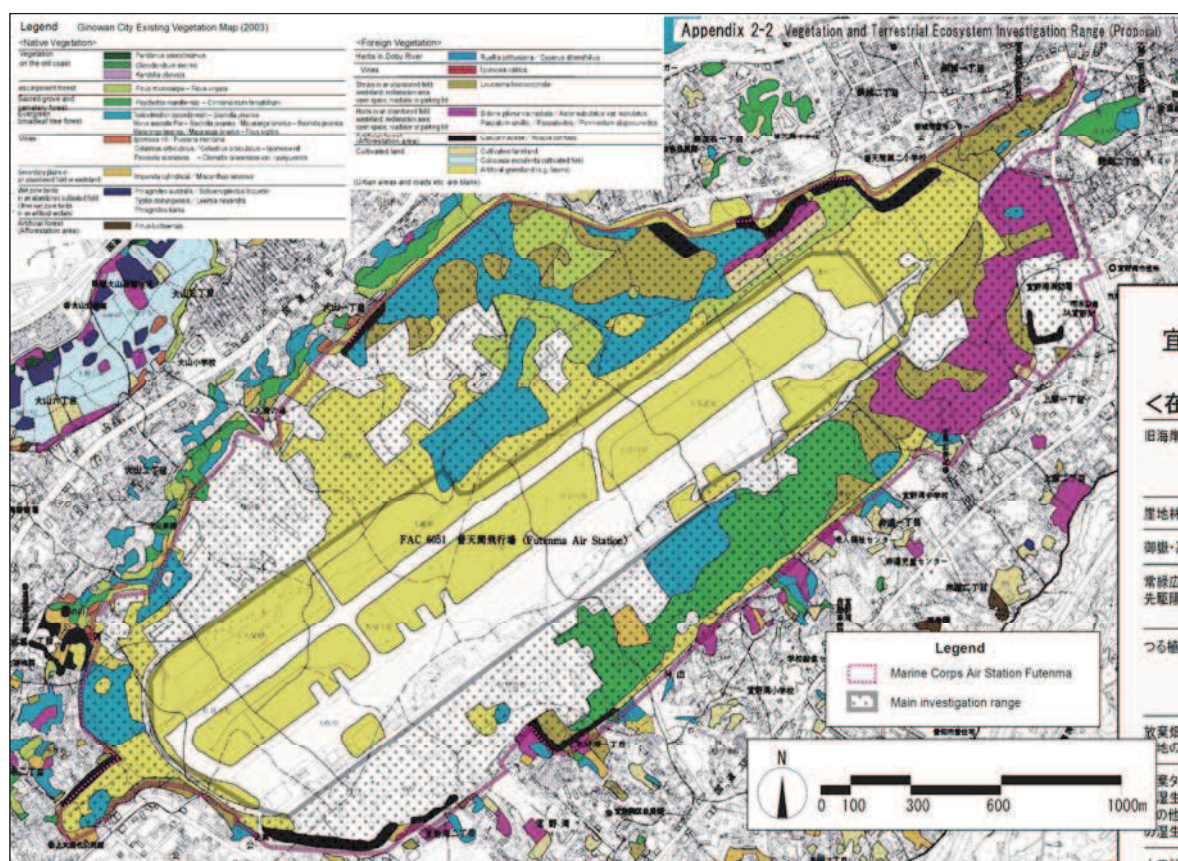
Overview of the FY2014 On-site Survey Plan (Draft Plan) (3/3)

Investigation Item	Investigation Objective	Investigation Area / Site Number	Period	Investigation Method	Required Equipment
Topography, geological features and caves	Conducted in order to obtain and utilize basic information of the topography, geological features and caves in the area.	Investigation of the total land area scheduled to be returned with particular focus on the caves listed in the cave distribution maps that have been created through past investigations.	(To be conducted in two stages from late October to late January)	Investigators will survey the land scheduled to be returned and conduct a visual observation of the topography, geological features and caves distributed in the base. Furthermore, they will confirm bedrock weathering, slopes, strata slopes, landslide areas and fallen rocks, measure positions and coordinates with GPS loggers, and take photographs. Investigators will first survey the entirety of the base to grasp an overview of the main collection locations and their scale before determining the main characteristics and importance levels through the shape centered on the collection locations and the direction of the water paths.	Digital cameras, topographic maps, cave distribution maps, GPS loggers, rock hammers, clinometers, 5m convex, 50m tape measures, flashlights and cellphones
Springs and water systems	Conducted in order to obtain basic information of the spring and water systems, and to utilize this information in the site use plan.	Investigation of the total land area scheduled to be returned with particular focus on the springs and surrounding areas listed in the spring placement maps that have been created through past investigations.	(To be conducted in two stages from late October to late January)	Investigators will survey the land scheduled to be returned and then conduct a visual observation of the entrance and extension direction of caves to grasp the existence of springs by measuring the position coordinates with GPS loggers and taking photographs. First, the investigators will survey the entirety of the base to gain a general understanding of the main collection locations and scale. Following the broad survey, the investigators will determine the importance level and characteristics from the shape and direction of water paths in collection locations.	Digital cameras, topographic maps, aerial photographs, GPS loggers, rock hammers, clinometers, 5m convex, 50 tape measures, binoculars and cellphones

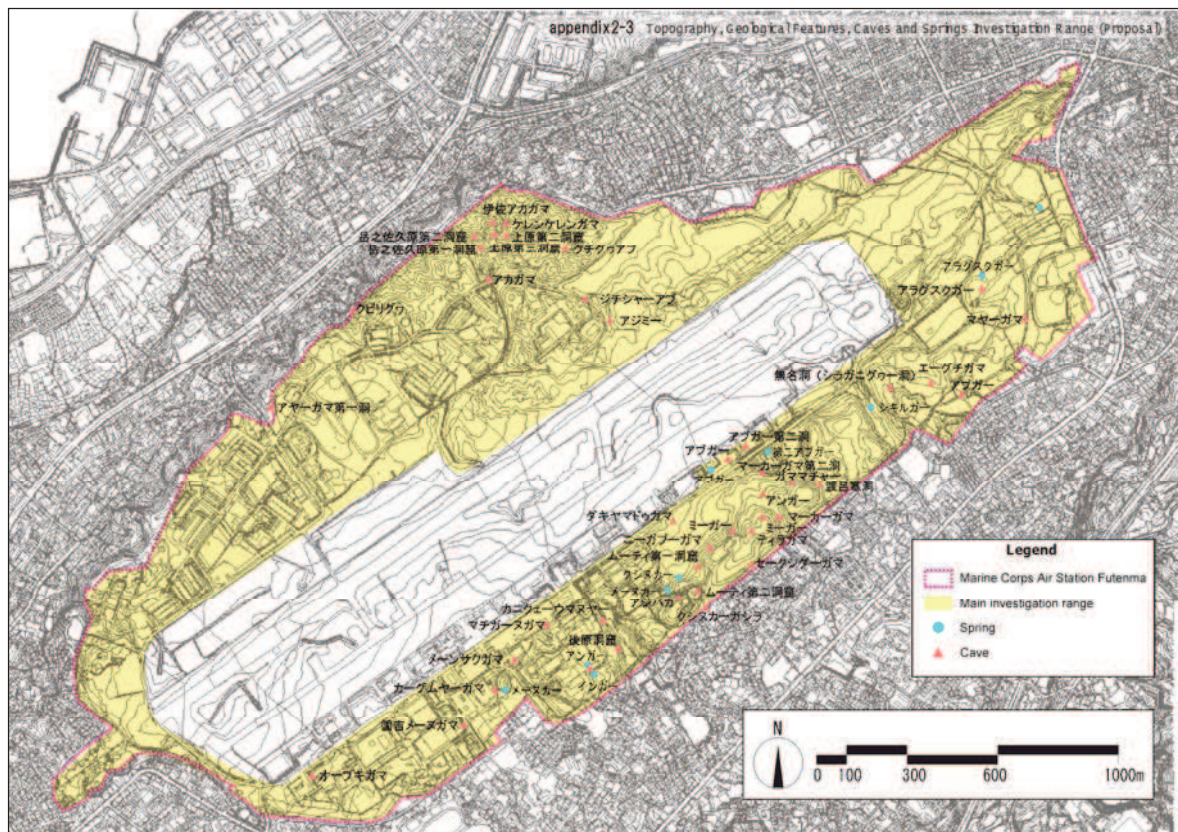
③別添 2-1 歴史・文化資源調査範囲（案）



④別添 2-2 植生・陸域生態系調査範囲（案）



⑤別添 2-3 地形・地質・洞穴・湧水等調査範囲（案）



⑥別紙 H28 年度跡地利用計画（素案）策定までの立ち入り調査計画

Appendix

On-site Investigation Plan up to the Formulation of the FY2016 Site Use Project (Draft) (1/2)

(1) Historical and Cultural Resources

FY	Investigation Outline	Investigation Objective	Investigation Method	Contents Reflected in the Plan
2014	Survey entire area of land scheduled to be returned, reconnaissance survey of important sectors	To grasp an overview of the historical and cultural resources in the whole area of the land scheduled to be returned. To gain understanding of important places for the conservation and utilization of historical and cultural resources, taking into account relevant plans such as the "Interim Report of the Overall Plan toward the Formulation of the Site Use Plan" formulated in 2013. -Comprehensive understanding of the position/range of important sectors>	○ Comprehensive survey of the overall picture for general understanding (Visual confirmation) ・ Visually confirm spatial position and range, including the current terrain and landscape.	・ Create an overview of the scenic elements where relics are located, spatial range and distribution of existing relics
2015	In-depth investigation of important sectors	To gain understanding of the current state of important sector conservation. -Current state of important sectors>	○ Investigation of important sectors (Visual confirmation) ・ Visually confirm current state of old village ruins and surrounding area of Jimon Nanmachi Road	・ Organize the historical/cultural landscape and spatial extent and the components of the relics
2016	Mutual cooperation investigation	To grasp the mutual historical and cultural relevance with the surrounding areas based on an understanding of the important sectors. -Organic Relationship between important sectors and surrounding areas>	○ Individual and mutual cooperation confirmation ・ Further the investigation of mutual relevance of important sectors and surrounding areas.	・ Mutual relevance findings of on-site investigation are reflected in site use project to contribute to the conservation and utilization of historical/cultural resources.

(2) Ecosystem (Vegetation and Animals)

FY	Investigation Outline	Purpose of the Investigation	Investigation Method	Contents Reflected in the Plan
2014	Survey entire area of land scheduled to be returned, reconnaissance survey of important areas	To grasp an overview of the ecosystem in area of land scheduled to be returned. To understand how to conserve and create green spaces of important areas, taking into account relevant plans such as the "Interim Report of the Overall Plan toward the Formulation of the Site Use Plan" formulated in 2013. -Overview of the overall characteristics of and the position/range of important sectors>	(1) Broad survey of entire area (Visual confirmation) ・ Visually confirm spatial elements related to the ecosystem that cannot be confirmed in off-site observations or aerial photograph interpretations. (Excluding runways) (2) Survey important areas of the ecosystem (Visual confirmation) ・ Identify important areas by estimating importance as a foundation environment of the ecosystem through visual confirmation.	・ Identify control points related to biodiversity conservation, such as important habitat/breeding environments and large diameter trees
2015	In-depth investigation of important areas	To grasp the qualitative aspects of the ecosystem based on current habitat/breeding species in regard to project control points. -Determine quality and priority order of important areas>	○ Year-round investigation of important areas (Visual confirmation and specimen collection analysis, if necessary) ・ Inspect important species likely to inhabit/breed in important areas extracted during previous fiscal year and confirm current situation. As a general rule, investigations will be conducted through visual confirmation, but species that are difficult to identify in the field (e.g. insects) will be collected for analysis.	・ Determine conservation priority order of important areas based on the ecosystem's special characteristics and the qualitative aspects of important species distribution.
2016	Supplementary investigation	To carry out a supplementary check of the data required to explain externally identified items. -Check quality and priority order of the important areas>	○ Supplementary check, including captured species ・ Carry out a supplementary check, including the capture of species that require additional confirmation based stakeholder and academic opinions. An example of this is an investigation conducted by capturing bats, with a visual confirmation of their roosting spots in FY2015.	・ Collect the information required in order to accommodate external opinions

On-site Investigation Plan up to the Formulation of the FY2016 Site Use Project (Draft) (2/2)

(3) Topography, Geological Features, Caves and Springs

FY	Investigation Outline	Investigation Objective	Investigation Method	Contents Reflected in the Plan
2014	Survey entire area of land scheduled to be returned, reconnaissance survey of important areas	To grasp an overview of the topography, geological features and caves of the land area to be returned. To understand the cave/spring collection places. -Overview of the overall characteristics and position/range of the important areas>	(1) A broad survey of entire area (Visual confirmation) ・ Visually confirm topography, geological features, caves and springs that cannot be confirmed with off-site observations. (2) Survey important areas (Visual confirmation) ・ Visually confirm the collection places/important areas of caves/springs and the direction of water paths. Furthermore, determine caves where on-site investigations are possible.	・ Examine the direction of the utilization and conservation of important caves/springs
2015	On-site investigations of pits in important areas, cavity exploration and drilling investigations that do not involve terrain modifications	To gain an understanding of the scale of the caves/water paths caves and springs in important areas. -Scale/positioning of the caves and springs in important areas>	(1) On-site investigation and surveying of caves ・ Precise inspection of caves in areas determined during the previous fiscal year. Survey cave depths to extent of abilities. (2) Cavity and drilling investigations that do not involve terrain modification in important areas. ・ Estimate the range and depth of cavities in important places using a method that allows for wide area exploration (e.g. electrical exploration). ・ Confirm the existence/scale of caves from drilling the estimated positions of cavities. (3) Inspection of springs in important areas. ・ Gain an understanding of the quantity and quality of water in spring areas.	・ Gain an understanding of control points related to important caves/water paths, cavity conservation areas, foundation development and land use
2016	On-site investigation of all pits, cavity exploration and drilling investigations that do not involve terrain modification	To understand the scale of all caves/water paths. -Scale/position/conservation of all caves/water paths>	(1) Cave survey and water path investigation ・ Determine cave shape by surveying the inside. Determine the direction and scale of water paths. (2) Cavity and drilling investigations that do not involve terrain modifications over a wide area ・ Estimate the range and depth of cavities over the total area using a wide area exploration method (e.g. electrical exploration). (Excluding runways) ・ Confirm the existence/scale of caves by drilling in the estimated positions of cavities.	・ Gain an understanding of control points related to all water paths, cavity conservation areas, foundation development and land use